

独立行政法人製品評価技術基盤機構の
令和6年度における業務の実績に関する評価

経済産業省

評価書様式

様式 3-1-1 行政執行法人 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人製品評価技術基盤機構	
評価対象事業年度	年度評価	令和6年度
	主務省令期間	令和2年度～令和6年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	経済産業大臣		
法人所管部局	イノベーション・環境局	担当課、責任者	総務課 産業技術法人室長 鈴木 章文
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	業務改革課長 村上 貴将

3. 評価の実施に関する事項
<p>評価のために実施した手続等については、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年6月9日（月） 経済産業省イノベーション・環境局長より、製品評価技術基盤機構理事長から自己評価結果等についてヒアリングを実施。 ・令和7年6月10日（火）経済産業省イノベーション・環境局長より、製品評価技術基盤機構監事から自己評価結果等についてヒアリングを実施。 ・令和7年6月27日（金）経営に関する有識者及び評価に関する有識者から製品評価技術基盤機構の経済産業省評価案について意見を聴取。

4. その他評価に関する重要事項
—

1. 全体の評価						
評価 (S、A、B、C、D)	A：当該法人の業績向上努力により、全体として事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	(参考) 主務省令期間における過年度の総合評価の状況				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		B	A	A	A	A
評価に至った理由	項目別評価では、「製品安全分野」でS評価、「バイオテクノロジー分野」及び「国際評価技術分野」でA評価、「化学物質管理分野」、「適合性認定分野」、「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」でB評価となり、各項目別評価やその重み付け及び有識者の意見も踏まえて、総合評価はA評価とした。					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・評価項目「製品安全分野」について、法人の業績向上努力により、所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が認められたためS評価とした。 ・評価項目「バイオテクノロジー分野」、「国際評価技術分野」について、法人の業績向上努力により、所期の目標を上回る成果が認められたためA評価とした。 ・評価項目「化学物質管理分野」、「適合性認定分野」、「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」については、所期の目標を達成しておりB評価と判断した。各項目別評価やその重み付け及び有識者の意見も踏まえて、全体の評価は「A」評価と判断した。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	—

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	—
その他改善事項	—
主務大臣による監督命令を検討すべき事項	—

4. その他事項	
監事等からの意見	<p>(監事からの主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体的にはNITE全体は法執行や政策執行という役割があるが、それと齟齬のない形になっている。 ・経営基盤について特段問題点はない。DXについてもアクションプランを作り取り組んでいる。今後は革新的な取組を期待。 ・リスクについては、運用開始した先端技術評価実験棟で絶対事故を起こさないように体系的なリスクアセスメント手法を導入した点を評価。リスクのレベルや作業を細かく分けてリスクレベルを考えている。
その他特記事項	—

様式 3-1-3 行政執行法人 年度評価 項目別評定総括表様式

年度目標（事業計画）	年度評価					項目別調 書No.	備考
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
製品安全分野	B○	A○	A○	A○	<u>S</u> ○	I-1	
化学物質管理分野	<u>A</u>	<u>A</u>	<u>A</u>	<u>B</u>	<u>B</u> ○	I-2	
バイオテクノロジー分野	<u>A</u> ○	I-3					
適合性認定分野	B	B	B	A	<u>B</u> ○	I-4	
国際評価技術分野	<u>A</u> ○	<u>B</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	I-5	

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

※2 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

年度目標（事業計画）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度		
II. 業務運営の効率化に関する事項							
	B	B	B	B	B	II	
III. 財務内容の改善に関する事項							
	B	B	B	B	B	III	
IV. その他の事項							
	B	B	A	B	B	IV	

I-1. 製品安全分野

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1	製品安全		
業務に関連する政策・施策	安全・安心のうち、製品安全	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人製品評価技術基盤機構法 消費生活用製品安全法（消安法） 電気用品安全法（電安法） 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法） ガス事業法 産業標準化法 家庭用品品質表示法
当該項目の重要度、困難度	重要度高：指標1-1	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ID 003890、003891

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
【指標1-1】消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査の実施において、当該年度に公表された案件の総調査スコアを総標準スコア比23%増以上とすることにより、社会全体の安全性の向上に寄与する。（アウトカム指標） 【重要度高】	総標準スコア比23%増		—	—	46.2%	51.1%	27.7%	予算額（千円）	1,754,362	1,723,646	5,161,057	1,765,527	1,914,360

【指標1-2】情報発信による消費者へのリーチ数について過去3年平均を上回る。	過去3年平均を上回る	(参考) 過去3年平均 484.6 百万人	363.8 百万人	427.7 百万人	423.2 百万人	602.9 百万人	689.6 百万人	決算額 (千円)	1,878,782	1,617,833	2,501,455	1,610,530	1,869,670
【指標1-3】消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故及び特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査の実施件数	全件実施	(参考) 過去3年平均 1,070 件	953 件 (全件実施)	973 件 (全件実施)	1,104 件 (全件実施)	1,133 件 (全件実施)	1,243 件 (全件実施)	経常費用 (千円)	1,499,637	1,638,240	1,676,753	1,701,582	1,771,644
【指標1-4】各法律に基づく立入検査及び適合性検査の実施件数	全件実施	(参考) 過去3年平均 213 件	210 件 (全件実施)	215 件 (全件実施)	208 件 (全件実施)	215 件 (全件実施)	212 件 (全件実施)	経常利益 (千円)	86,153	72,403	104,572	20,557	12,819
【指標1-5】整合規格案の技術評価件数	全件実施	(参考) 過去3年平均 20 件	29 件 (全件実施)	34 件 (全件実施)	12 件 (全件実施)	14 件 (全件実施)	23 件 (全件実施)	行政コスト (千円)	1,967,107	2,056,414	2,006,502	2,019,977	2,008,849
								従事人員数	77	76	76	78	82

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

[\(別添\) 年度目標・事業計画](#)

主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評価	理由
【指標1-1】消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査の実施において、当該年度に公表された案件の総調査スコアを総標準スコア比 23%増以上とすることにより、社会全体	<p>【年度目標の達成に向けた重点的な取組】</p> <p>これまで蓄積してきた製品安全に関する知見と技術を活かし、中期的な視点から製品事故の未然・再発防止を通じた社会全体の安全性向上を支援すべく、以下を実施した。</p> <p>① 技術的視点に基づく法執行支援業務の着実な実施</p> <p>消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の技術上の調査、製品安全4法（消費生活用製品安全法（消安法）、電気用品安全法（電安法）、ガス事業法、液化石油ガ</p>	<p>評価：S</p> <p>指標1-1における評価指標は27.7%となり、対事業計画値の23%を上回る水準を達成した。これは、令和4年に年間1,000件程度であった重大製品事故件数が、令和6年には1,200件超と大きく件数が増加していたことや、消費生活用製品安全法等の改正、製品安全対策優良企業表彰の新部門創設といった国の製品安全行政推進に資する体制構築にリソースを割いたといった外的要因がありながらも、</p>	<p>評価</p>	<p>S</p> <p><評価に至った理由></p> <p>定量的な成果に加え、改正法の柱であった「子供用特定製品」に指定した乳幼児用玩具の技術基準省令策定に向けた国内外規格の翻訳・突合・技術的解析による貢献や、新たに設けた誤使用等による事故リスク低減製品への表示制度の運用開始に向けた評価基準の作成や模擬的</p>

<p>の安全性の向上に寄与する。（アウトカム指標）【重要度高】</p>	<p>スの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）に基づく立入検査及び電気用品安全法に係る整合規格案の技術評価といった法執行支援業務を着実に実施し、いずれも目標を達成した。</p> <p>② 蓄積した知見等を多角的に活用した本質的な製品安全に対する支援 製品事故調査のほか、外部機関からの情報収集等を通じて得られたデータを集約、分析するとともに、蓄積した知見を踏まえて行政機関、事業者、関係団体等が行う製品安全に向けた活動を支援した。</p> <p>③ 多彩な情報発信による製品安全意識の喚起及び定着 「広く浅く」から「狭く深く×多彩」な情報発信を意識し、消費者の様々な年代・趣味・趣向を踏まえ、必要とされる情報を必要とする人に適時・適切に伝えることにより、製品安全意識の向上を図ったことで、目標を達成した。</p>	<p>被害の重篤化の疑いや再発防止の必要性がある事故を見極めて、着実に事故調査を進めたことに起因するものである。</p> <p>その他の指標も全て達成するとともに、以下について、機構独自の知見・技術の活用や外部機関との連携をもって主体的に取組を行い、国・事業者・消費者へ積極的に働きかけることで、社会や産業界に対し事業計画で求められる水準を大幅に超える成果を生み出し、安全・安心な国民生活や健全で持続性のある産業発展に大きく貢献した。</p> <p>○技術的視点に基づく法執行支援業務の着実な実施 事故の重大性を見極めつつ、着実に事故調査を進めた一方で、令和6年度末には「製品事故調査管理システム」を新たに導入した。今後は事故調査業務に係るリアルタイムな情報共有等が可能となり、事務コストの削減、及び法執行支援に資する事故調査の効率化・高度化が期待される。</p> <p>経済産業省からの要請に基づく電気用品安全法の整合規格案の技術評価も従前どおり全件実施したことで、安全性を踏まえた製品の発展への貢献を継続した。</p> <p>○蓄積した知見等を多角的に活用した本質的な製品安全に対する支援 法改正の柱の1つであったこども用製品の安全確保について、新たに規制対象となる「子供用特定製品」の技術基準策定のため、国内外の規格の突合確認・技術的解析を速やかに実施し、技術基準省令の原案作成等を通して、遅滞ない規制開始に貢献した。</p> <p>ガストーチの製品事故については、近年で事故件数の増加傾向が認められていた状況で、以前には海外製の粗悪なガストーチの実態や JIS 規格等の公的規格の不存在について指摘しており、近年の製品事故についても着実な調査・報告を積み重ね、法規制化を検討する経済産業省への所要の情報提供を続けた結果、令和7年2月に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律での規制対象化に至った。</p> <p>誤使用・不注意による製品事故リスクを低減した製品の表彰・表示制度を経済産業省が令和7年度に開始するに当たり、機構は事故調査で用いている R-Map 手法の活用を提言し、具体的なリスク低減シナリオの例を作成することで同制度構築を支援し、遅滞ない制度の運用実現に貢献した。</p>	<p>な審査の実施による貢献など、あらかじめ設定した「目標を上回る水準として考慮する事項」を達成。さらに、目標設定時に指標化されていなかった、ガストーチの規制対象化の実現、それに伴う安全性の高いガストーチによる市場醸成に大きく貢献。これら当該法人の業績向上努力により、所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果である S 評定と判断した。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> ・製品安全4法に関する効果的な広報活動や規格の整備、事故調査や原因究明活動を進め、引き続き製品安全の確保に貢献していくことを期待する。</p> <p><その他事項> (有識者からのコメント) ・R-Map を使って製品のリスクがどれくらい下がるのかという点を NITE や国が評価・ラベリングして、一般の人に示すとみんな安心できるという点では大変効果的な仕事。 ・広報が格段に上手になってきており、NITE を知ってもらおうという段階は乗り越えて、NITE の活動に対して共感や支持されるという段階まできている。 ・マネジメントについては、膨大な海外の規格を読み解くなど、仕事のスピードが昔と比べて格段に上がってきている。仕組み化やツール化が非常に上手になってきており、我々の目に見えないところでデジタルも上手に活用しているから、業務のスピードが飛躍的に上がってきていると思う。効果的な事業運営ができていると感じる。</p>
-------------------------------------	--	---	---

		<p>○多彩な情報発信による製品安全意識の喚起及び定着</p> <p>機構の注意喚起情報を受け取った人の多くが安全行動を実施（行動変容）することも踏まえ、毎月の定例プレスリリースにおける事業者等関係団体とのコラボレーション強化、社会的事案に際しての的確な取材対応、地域消防との連携を踏まえた直接的な情報発信等を通じて、対象とする消費者に訴求力のある注意喚起を多彩な手法で実施した。</p> <p><通則法第 28 条の 4 に基づく評価結果の反映状況></p> <p>●機構に対する指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策（実績に対する課題及び改善方策など）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報活動について、製品事故の再発防止に資する注意喚起と併せて、今年度に改正した消費生活用製品安全法等に関する事業者等への周知・理解促進を図ること。 ・事業者による安全な製品の設計等に活用できるリスクアセスメントの考え方について、一層の普及促進を図ること。 ・消費生活用製品安全法等の改正による重大製品事故報告件数の増加や、今回の改正によって新たに規制対象となった事業者への対応（立入検査等）が見込まれるため、そうした環境変化に機動的かつ柔軟に対処できるよう体制を整備し、製品安全の専門機関としての役割を果たし、安全で豊かな暮らしの創出に貢献すること。 <p>●反映状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 7 年 1 月、インターネット上での購入品における注意喚起に併せて、新たに海外からのインターネット販売における規制が盛り込まれた消費生活用製品安全法等の改正について、経済産業省と合同でプレスリリースを行い、改正法やインターネット取引拡大への対応の概要を広報した。また、令和 7 年 2 月にはガストーチが液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律での規制対象となったことを受け、製品事故はもちろん PSLPG マークの表示確認等、法制度についての内容まで安全啓発を行った。 ・製品事故のリスク分析やリスク低減策をとりまとめたリスクアセスメントシートを事故調査に併行して作成し、再発防止措置を事業者に効果的に働きかける運用を開始しており、令和 6 年度は事故調査担当者に 9 件を送付し、このうち 7 件について事業者に配布した。また、令和 7 年度からは、誤使用・不注意による製品事故リスクを低減した製品の表彰・表示制度が経済産業省において 	
--	--	---	--

		<p>開始される所、同制度構築の中で、事故調査で用いている R-Map 手法の活用を提言し、具体的なリスク低減シナリオの例を作成することで事業者の本制度への参画を後押しするといった貢献を果たした。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年12月施行の消費生活用製品安全法等の改正に先立ち、見込まれる重大製品事故の件数増加に対応するための事故調査担当増員のほか、中国等の海外事業者からの事故報告も始まることを見据え、中国に堪能な職員を採用するといった体制強化を行い、改正法の施行以後に生じる環境変化に対しての準備を着実にいった。 	
<p>製品事故情報の収集及び調査</p> <p>【指標1-3】消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故及び特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査の実施件数（全件実施）</p>	<p>●消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の技術上の調査</p> <p>消費生活用製品安全法に基づく経済産業省からの技術上の調査指示があった重大製品事故1,243件（前年度：1,133件）について、全件実施した。</p> <p>なお、消費者庁における重大製品事故受付件数は1,295件（前年度：1,170件）であった。</p> <p>●事故の多発性、被害の重篤性等を考慮した調査体制の構築</p> <p>重大製品事故調査の重点化・迅速化を図るため、経済産業省から機構には、各案件に優先度を付して調査指示が出されている。優先度は経済産業省と機構の協議で決定する所、新設した重大製品事故統括室を中心に、過去に発生した製品事故の傾向や原因究明調査結果のほか、消防及び消費生活センター等の関係機関から機構へ寄せられる情報等をもって被害の重篤化または再発の疑いがある事故をみきわめ、経済産業省へ提言することで、同種・類似事故の早期対応に努め、調査体制の最適化につなげた。また、消費者庁及び機構の三者合同定例会議を令和6年7月に消費者庁で、令和6年11月に機構でそれぞれ開催し、三者間の認識を統一して再発防止の強化につなげた。</p>	<p>指標1-1における評価対象案件の平均報告日数は約244日となり、前年度の約173日から71日の延長となった。この原因は上記の重大製品事故件数の増加を主とした環境変化であるが、こういった環境下でも再発防止措置率は約16%と昨年度（約19%）と同水準を維持し、事故の再発防止に向けた事業者等による取組に堅実な貢献をした。</p> <p>折りたたみベッドの折りたたみ可動部の隙間に手指を挟んで骨折又は切断する事故について、事業者は、取扱説明書及び本体の注意表示不備として、令和2年2月輸入分から取扱説明書の追加、同年7月輸入分から本体注意表示を追加していたものの、既製品に対する再発防止措置は講じていなかった。令和6年3月時点で同型式品による事故が4件発生しており、高優先度案件として注力した。機構は、同箇所が露出した状態で使用者が触れ得る構造であることが設計上の問題であって、リスクアセスメントを実施した所、重大製品事故が発生する確率が社会的に許容できないレベルで製品回収又は保護パーツの配布等の措置が必要である旨を、リスクアセスメントシートを用いながら粘り強く提案した結果、事業者は令和6年9月に社告を行い、対象製品に保護パーツの無償配布を行うこととした。</p>	
<p>製品安全施策への取組</p>	<p>●経済産業省が推進する新たな制度構築に向けた支援</p> <p>経済産業省において、令和7年度から製品安全対策優良企業表彰に「製品部門」（誤使用・不注意による事故リスクを低減した製品）を立ち上げる。本運用開始に向け、制度設計及び評価方法について、同省との意見交換・提案を実施するとともに、データ整理及びリスクアセスメント結果を共有したほか、評価基準を作成、委員会にも参画して助言等を行い、制度構築を支援した。</p>	<p>令和7年度からの本運用開始に向け 工程通りに遜色のない模擬審査を実施し課題の洗い出し及び経済産業省と解決を行うことで体制の整備を行い、本制度の普及・活用にも貢献した。</p> <p>本制度の根幹となる製品事故リスクの評価方法として事故調査で用いている R-Map 手法の活用及び評価基準を提言し、具体的な評価基準とリスク低減シナリオの例を作成することで事業者の本制度への参画を後押しした。さらに事業者へ模擬審査結果をフィードバックすることで事業者の自主的なリスクアセスメントへの取組を促進した。</p>	

<p>製品の安全性向上に対する支援</p>	<p>●リスク分析の実施、リスクアセスメントシートの作成</p> <p>収集した製品事故情報 2,175 件（※重複案件を含む、延べ数）のうち、リスク評価可能な 1,524 件について、事故の多発性、被害の重篤性等を考慮し、リスクが高く原因究明の緊急性の高い案件を選択するために、R-Map を用いて分析することで製品事故再発防止対策の妥当性判断に活用した。また、速やかにリコールが必要な高リスク懸念製品については、リスクアセスメントシートを 9 件作成（コーヒーマーカー、長靴、電気フライヤー 等）し、事業者への再発・未然防止策に向けた働きかけに活用した。</p>	<p>毎年度異なる重大製品事故が発生し、また製品起因の事故のほか、非製品起因及び原因不明と結論づけられた案件が存在するなかで、令和 6 年度は指標 1－1 における評価対象案件のうち約 16% について、事業者による再発防止措置に至り、過去と同程度の状況を維持した。</p> <p>再発防止措置を提案し、実施に至った主な事例は以下のとおり。</p> <p>折りたたみベッドの折りたたみ可動部の隙間に手指を挟んで骨折又は切断する事故が発生した。令和 6 年 3 月時点で同型式品による事故が 4 件発生しており、機構は、当該箇所が露出した状態で使用者が触れ得る構造であることが設計上の問題と推察してリスクアセスメントを実施したところ、重大製品事故が発生する確率が社会的に許容できないレベルとなることから、製品回収又は保護パーツの配布等の措置が必要である旨を、リスクアセスメントシートを用いながら粘り強く提案した結果、事業者は令和 6 年 9 月に社告を行い、対象製品に保護パーツの無償配布を行うこととした。</p>	
<p>技術基準・規格等の提案及び作成の支援</p>	<p>●携帯液化石油ガス用バーナー（ガストーチ）の規制対象化への貢献</p> <p>近年ガストーチの事故が増加しており、機構は事故調査に基づき不具合の原因を特定するとともに JIS 等の公的規格の不存在について指摘した。その後も機構は、蓄積した事故情報を基に海外製品の問題点を指摘するとともに、技術的見地から気化機能搭載の必要性や O リングの耐久性に関する具体的評価方法を提言するなど、継続して規制対象化に向けた取組に協力した。その結果、令和 7 年 2 月 6 日に「携帯液化石油ガス用バーナー」として、改正政省令が施行され、ガストーチに起因する事故の大幅減少が期待される見通しとなった。</p> <p>●子ども用製品に関する取組</p> <p>子ども用製品に関する国内外の法規制や規格等を調査し、消費生活用製品安全法の法律改正に係る技術基準作成支援体制整備を構築し、経済産業省と技術基準について意見交換を行い技術基準原案作成に寄与した。</p>	<p>機構では平成 30 年度以降、ガストーチの事故事例をメールマガジンやプレスリリース等で周知広報・注意喚起してきた。機構は事故調査に基づき不具合の原因を特定するとともに、令和 3 年度製品安全業務報告会にて海外製の粗悪なガストーチの実態や JIS 等の公的規格の不存在について指摘した。令和 4 年度には経済産業省が実施したガストーチ技術基準検討委員会の委員として機構も参画し、機構が蓄積した技術的見地から気化機能搭載の必要性や O リングの耐久性に関する具体的評価方法の提言を行い、規制対象化に向けた取組に継続的に協力した結果、政省令改正に貢献した。</p> <p>消費生活用製品安全法の改正に当たり、全 1,700 ページ超に及ぶ海外規格、国際規格及び国内規格の一般要求事項や試験方法の邦訳を含む突合確認・技術的解析を年度当初から開始し、半年以内で取りまとめ、玩具の技術基準を定めた経済産業省令の原案作成支援を行い、遅滞ない規制開始に貢献した。多くの JIS 原案作成委員会及び ISO 国内委員会に委員として参加し、JIS 改正や国際規格化が寄与した。</p>	
<p>製品安全意識の向上に対する支援</p> <p>【指標 1－2】情報発信による消費者へのリーチ数について過去 3 年平均を上回る。</p>	<p>●記者説明会（プレスリリース）等による製品事故防止に向けた注意喚起</p> <p>消費者の製品安全意識の向上を目的とし、プレスリリースを主軸にマスコミ関係者への情報発信を活発に実施した。プレスリリースは、報道機関の参加の定着を図るべく、時節や時事に合わせ定例のものを毎月 1 回、合計 12 回開催することを継続しつつ、季節に関連した事故を別途まとめ、記者への投げ込みを 4 回行うなど、年間で合計 20 件（前年度：19 件）のプレスリリースを行った。その際、上記の経済産業省と</p>	<p>プレスリリースにおいては、地方の記者でも参加しやすい環境を維持した結果、全国放送/紙や在京キー局だけでなく、その地域に根ざした地方放送/紙の記者にも多く参加いただけるようになり、今年度も毎回平均約 19 社（前年度：約 19 社）が参加した。</p>	

	<p>の二者合同で2件、経済産業省・消費者庁との三者合同で3件、若者への影響力を持っている科学系 YouTuber との協業で4件など、20件中10件（前年度：9件）はコラボレーションによる注意喚起を行うことにより、情報発信の強化を図った。</p> <p>プレスリリースの内容については、消費者への伝わりやすさを意識し、事実に基づくデータとポイントを絞った分かりやすい映像を提供し、Web サイトにも掲載した。さらに、事故件数が多い事故を扱う時は、各支所においても、それぞれの管内における事故情報を取りまとめ、管内の報道機関向けに投げ込みで情報提供を行った。記者説明会の案内及び記事の投げ込みに際しては、各支所と連携し各地の記者クラブ等に投げ込んだほか、約800名の各地のマスコミ関係者へメールで直接周知した。また、記者説明会は、すべてオンライン（Microsoft Teams）開催とし、東京を母体とした主要キーテレビ局だけでなく、地方のテレビ局も参加できる体制を維持した。</p> <p>●外部機関との新たな連携</p> <p>機構が配信するプレスリリース等の注意喚起の情報発信において、事業者等とのコラボレーションの実施により、視聴者やユーザーの興味を惹くメッセージ性のある再現映像を作成した。特に今年度は、株式会社 GENKI LABO との協業を発表し、科学系 YouTuber と一緒にネットユーザーに対して注意喚起を促進することに努めた。特に今年度は、株式会社 GENKI LABO との協業でネットユーザーに対しての注意喚起促進に努めた。また、事業者等84社からの消費者・社員教育関連コンテンツへの採用依頼にも積極的に対応し、注意喚起映像等資料を155件提供することにより、事故の未然防止に努めた。</p> <p><コラボレーション先>株式会社 GENKI LABO、東京都生活文化スポーツ局、新潟市消防局、神戸市消防局、レストルーム工業会</p> <p><主要な情報提供先>地方自治体（広報誌による注意喚起）、消防（チラシによる注意喚起）、大手小売販売店（店頭でのPOPでの注意喚起）、ゼネコン及び施設管理会社（テナント向け教育）、大手メーカー（社員向け教育）</p>	<p>マスコミ関係者からは、機構は「製品安全の専門家」であるとの認識が一層進み、460回（前年度：401回）の動画提供及び取材対応の依頼を受けた。</p> <p>その結果、リーチ数が指標値484.7百万人を超えるだけでなく、最高値であった昨年度の602.9百万人から689.6百万人と前年度比約14.4%増加しており、より多くの消費者に注意喚起を行うことができた。</p> <p>ペットによる火災事故の注意喚起「“もふもふプッシュ”にご用心」がプレスリリースアワード2024のBEST101を受賞し、「一般生活者の共感を促し、行動変容にまで繋げようという発信者側の意図が感じられる。過去の具体的な発生事例や対策なども端的にまとまっており非常にわかりやすい。」との評価を受けた。また、行動変容調査の結果、機構の注意喚起情報を見た人の約95%は「製品の使用時に注意しようと思った」との回答が得られ、また、そのうち約79%に、行動変容を促していることが確認された。以上のことから、情報発信の質として、良いものが発信できたと考えている。</p>	
--	--	--	--

4. その他参考情報
—

I-2. 化学物質管理分野

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2	化学物質管理		
業務に関連する政策・施策	安全・安心 のうち、 化学物質管理	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人製品評価技術基盤機構法 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法） 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法） 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（化学兵器禁止法、化兵法）
当該項目の重要度、困難度	重要度高：指標2-1、指標2-2	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ID 003890、003891

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
【指標2-1】新規化学物質の事前審査・確認に関する資料作成件数	全件実施	過去3年平均197件	234件(全件実施)	207件(全件実施)	221件(全件実施)	162件(全件実施)	154件(全件実施)	予算額(千円)	1,250,500	1,298,338	1,545,909	1,573,584	1,497,839
【指標2-1】化審法に基づく立入検査の実施件数	全件実施	過去3年平均53件	33件(全件実施)	11件(全件実施)	79件(全件実施)	69件(全件実施)	62件(全件実施)	決算額(千円)	1,204,066	1,326,092	1,443,272	1,358,418	1,312,924
【指標2-1】化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価Iに関する国に対する情報提供物質数	全件実施	過去3年平均7,766物質(スク評)、232物質(評価I)	スク評延べ7,732物質/評価I延べ208物質(全件実施)	スク評延べ7,621物質/評価I延べ223物質(全件実施)	スク評価延べ7,719物質/評価I延べ226物質(全件実施)	スク評延べ7,957物質/評価I延べ247物質(全件実施)	スク評延べ7,840物質/評価I延べ245物質(全件実施)	経常費用(千円)	1,166,867	1,209,860	1,314,278	1,383,644	1,339,551
【指標2-1】リスク評価II以降に関する国に対する	全件実施	過去3年平均4物質	評価II：5物質(全件実施)	評価II：3物質(全件実施)	評価II以降：4物質(全件実施)	評価II以降：4物質(全件実施)	評価II以降：2物質(全件実施)	経常利益(千円)	25,546	▲46,344	73,802	54,333	79,530

る情報提供物質数														
【指標2-1】新たな化学物質の公示名称原案作成物質数	全件実施	過去3年平均 化審法157件、安衛法700件	化審法186件/安衛法738件(全件実施)	化審法158件/安衛法838件(全件実施)	化審法206件/安衛法630件(全件実施)	化審法108件/安衛法631件(全件実施)	化審法242件/安衛法587件(全件実施)		行政コスト(千円)	1,193,298	1,235,156	1,339,388	1,413,681	1,372,375
【指標2-1】PRTRデータ集計の実施件数	全件実施	過去3年平均 32,609件	33,318件(全件実施)	32,890件(全件実施)	32,729件(全件実施)	32,209件(全件実施)	32,502件(全件実施)		従事人員数	59	59	64	66	66
【指標2-1】化兵法に基づく国際機関による検査等への立会い実施件数、実態調査件数	全件実施	過去3年平均 35件	9件(全件実施)	17件(全件実施)	47件(全件実施)	42件(全件実施)	20件(全件実施)							
【指標2-1】化兵法に基づく立入検査等の実施件数	全件実施	過去3年平均 7件	2件(全件実施)	8件(全件実施)	6件(全件実施)	6件(全件実施)	8件(全件実施)							
【指標2-2】事業者の自主的な化学物質管理の促進、並びにその基礎となるNITE-CHRIP更新や法執行支援システム改修等の情報基盤構築及び発信に取り組んだ結果、事業者の適正な化学物質管理につながった件数(アウトカム指標) 【重要度高】	3件	—	—	—	—	—	6件							

【指標 2-3】CAS 番号と化審法の整理番号等との紐付けを 100 件行い、NITE-CHRIP に掲載	100 件	—	—	—	—	128 件	127 件							
---	-------	---	---	---	---	-------	-------	--	--	--	--	--	--	--

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

(別添) 年度目標、事業計画

主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評価	B
<p>【指標 2-2】事業者の自主的な化学物質管理の促進、並びにその基礎となる NITE-CHRIP 更新や法執行支援システム改修等の情報基盤構築及び発信に取り組んだ結果、事業者の適正な化学物質管理につながった件数を3件以上とする。(アウトカム指標)【重要度高】</p>	<p>経済産業省による化学物質管理政策の下、安全の確保と経済の発展の両立に向け、化学物質による人の健康や環境へのリスク低減に貢献するとともに、国際社会の変化に柔軟に対応した化学物質管理制度の構築に向けた取組を実施する。</p> <p>【年度目標の達成に向けた重要な取組】</p> <p>① 化審法、化管法で得られた届出情報によるリスク評価結果に基づき、適切な化学物質管理について自治体・事業者に対し助言を行う。</p> <p>② 化学物質管理に関する情報を一元化し、わかりやすく、タイムリーに発信することで、事業者の適切な化学物質管理を支援する。</p> <p>③ 法施行支援で培った技術・知見を使って、評価手法の高度化、制度の見直しや運用改善の検討を行い経済産業省に提案するとともに、評価技術等に関しては事業者のイノベーション支援にも活用する。</p>	<p>評価：A</p> <p>指標を含め事業計画を全て達成したことに加え、以下について、機構独自の知見・技術や連携を生かして主体的に取組を行い、行政や産業界、国民に積極的に働きかけることにより、社会や産業界に対し事業計画で求められる水準を超える効果を生み出し、安全・安心な国民生活や健全で持続性のある産業発展に貢献した。</p> <p>○全件実施指標の達成状況</p> <p>化審法、化管法及び化兵法の法執行支援業務を着実に実施しつつ、化審法のリスク評価において、化学物質の生分解性について法定試験以外のデータや新規評価手法を活用して評価する Weight of Evidence (WoE) 手法に関するマニュアルを完成させ、化審法のリスク評価の合理化・高度化に貢献した。また、化兵法の立入検査のマニュアル等の整備を通じて効率的な実施方法や指摘事項の重大性判断基準の確立等の運用改善を提案し、事業者・行政側双方の業務効率化・負担軽減に貢献した。</p> <p>○定量指標の達成状況</p> <p>化審法のリスク評価においてリスク懸念がある 6 物質・16 事業所に対し、環境リスク低減に向けた適正な管理方法等の技術的助言を行った結果、3 事業所においてリスク低減が確認された。さらに産業界と連携した NITE-CHRIP の情報拡充、GHS 混合物分類判定ラベル/SDS 作成支援システム「NITE-Gmiccs」の活用促進の取組、及び NITE 講座等を通じた事業者の化学物質管理のための支援・人材教育の 3 件を実施し、事業者の適正な化学物質管理に貢献した。</p> <p>また、令和 5 年度から開始している化審法公示番号 (MITI 番号) の探索及び紐付けについて、令和 6 年度は事業者からの要望が強いポリマーや塗料系の化学物質群等を対象とし、CAS 名称から構造の</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>定量的にはAの基準を満たしている。アウトプットとアウトカムのつながりや定量的指標の達成状況における法人の業績向上努力の貢献度合い等を踏まえ、所期の目標を達成している水準であるB評価と判断した。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>・国際条約における規制対象物質の増加、化学物質のライフサイクル全体を対象とする国際枠組み (GFC) の具体化、循環経済への移行など、化学物質管理の範囲が拡大しつつあることを踏まえた政策検討が求められる中、これまでの法執行支援を通じて蓄積してきた情報・技術等をもとに、化学物質の評価・管理技術の導入や制度等見直し・運用改善に係る提案等を積極的に行うことを期待する。</p> <p><その他事項></p> <p>(有識者からのコメント)</p> <p>・化審法への Weight of Evidence 導入という、化学物質の新しい安全性評価手法を導入したことや、NITE-CHRIP 及び NITE-Gmiccs 等を通じた事業者への支援は大きな成果。</p> <p>・NITE-CHRIP や NITE-Gmiccs の説明会及び NITE 講座の開催、水銀に関する水俣条約の決定を踏まえた蛍光灯の製造等規制に伴う周知活動な</p>	

		<p>可視化・デジタル化を行うなど多面的なアプローチも含めて機構の知見を最大限活用し、指標を大幅に上回る 127 件の紐付け及び NITE-CHRIP からの公開を実現した。</p> <p><通則法第 28 条の 4 に基づく評価結果の反映状況></p> <p>●機構に対する指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策（実績に対する課題及び改善方策など）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法執行支援業務で蓄積してきた情報・技術や、最新の技術動向等を踏まえ、①新たな評価管理技術の開発・社会実装に取り組むこと、②化学物質管理制度の見直し・運用改善への提案機能を担うこと、③化学物質管理に関する情報基盤の構築・社会実装に取り組むことを期待する。 <p>●反映状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化審法執行支援業務の知見や最新の技術動向等を踏まえ、化学物質の生分解性に関する WoE の実施マニュアルを完成させた。当該マニュアル及びこれに基づく分解性の判定結果は 3 省合同審議会（令和 7 年 1 月）において了承され、化審法のリスク評価の合理化・高度化に貢献するとともに、新たな評価手法の導入に向けた議論を大きく進展させた。 ・NITE-CHRIP をはじめ NITE-Gmiccs などの各種情報基盤等の更新、化学物質に関する名称付与や CAS 番号と MITI 番号等との紐付け業務等の制度横断的な情報基盤の整備に寄与する取組、及び NITE 講座等を通じた事業者の化学物質管理のための支援・人材教育を実施し、事業者の適正な化学物質管理のための社会基盤を提供した。 	<p>ど、化学物質管理センターが行う活動を通じて、NITE 自身の広報にもつながっている点を評価。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材教育に関して、化学専攻人材が少ないことや育成に時間を要することなどの現状の課題を的確に把握した上で、適切な対策が取られており、そのアウトカムの良い成果が見え始めている。
<p>【事業計画 1. (5) 関連】</p>	<p>ア 蓄積された技術的知見とデータに加え新たな収集情報を活用して（中略）経済産業省に提言し、運用の実現を図る。</p> <p>●証拠の重みを勘案した総合的評価手法（WoE）の適用</p> <p>法定試験以外のデータも活用して評価する Weight of Evidence (WoE) の手法について、令和 5 年度の経済産業省の委託事業の成果を基に、「化審法リスク評価における生分解性評価のための Weight of Evidence の実施マニュアル」を完成させ、経済産業省の外部有識者委員会において化審法リスク評価への導入を検討した。WoE の実施マニュアルと、これに基づく分解性の判定結果は、化審法リスク評価での採用が承認された（令和 7 年 1 月）。</p>	<p>新規評価手法（New Approach Methodologies: NAMs）の導入による化審法リスク評価手法の高度化・合理化は、化学物質に関するグローバル枠組み（Global Framework on Chemicals: GFC）国内実施計画（令和 7 年 4 月）及び平成 29 年改正化審法の見直しに関する審議会において最重要課題のひとつとなっている。化審法法定試験（GLP 試験）は高価であり、必ずしも試験データが揃っているとは限らず、試験データがない場合は、デフォルトで安全側に評価せざるをえない。今回導入した WoE による新たな評価方法は、NAMs による評価結果を含む法定試験データ以外の情報も収集し、それらの証拠の重み付けを行い、統合評価することにより、法定試験データと同等の信頼性を確保するものであり、化審法リスク評価手法の高度化・合理化を大きく進展させた。</p>	
<p>【事業計画 2. (1) 関連】</p>	<p>② 解析結果の普及・活用促進等</p> <p>ウ リスクの懸念の地域が存在する自治体・事業所に PRTR データを活用した化学物質管理手法に関する助言を訪問、Web 会議等適切な方法にて行い、地方自治体の環境行政への利用及び事業者の自主管理の推進を目指す。</p>	<p>令和 6 年度は、前年度以前に訪問した事業所のうち 16 事業所についても、事後確認の意見交換等を行い、より一層管理を改善するよう働きかけを継続して行った結果、計 3 事業所において、PRTR デー</p>	

<p>【指標 2-1】PRTR データ集計の実施件数（全件実施）</p>	<p>令和元年度から PRTR 対象物質について、リスク評価結果を勘案し、優先的に取り組むべき化学物質と地点を明確にし、該当する自治体及び事業者に対して自主管理の促進を図っている。N,N-ジメチルホルムアミドに関しては、令和元～3年度にかけて、事業者と関係自治体に対して、化審法の下で実施したリスク評価の結果に基づき技術的助言を実施し、自主的な取組を促したことにより、排出量の精緻化やスクラバー導入によるリスク低減に取り組む事業所があった。その後、化審法に基づくリスク評価を経て、令和6年度に化審法の優先評価化学物質の指定が取り消された。</p> <p>令和6年度は、前年度以前に訪問した事業所のうち16事業所について事後確認の意見交換等を行い、より一層管理を改善するよう、働きかけを継続して行った。その結果、計3事業所において、適切な排出管理に関する取組が行われた。</p>	<p>タの精緻化が行われた。事業者による自主管理を促すことで、着実に地域のリスクを低減させ、規制の適正化などに貢献できた。</p> <p>なお、N,N-ジメチルホルムアミドに関して、令和元～3年度に事業者と関係自治体に対して化審法のリスク評価結果に基づく技術的助言を実施した結果、事業者の自主管理が徹底された。その後、再度リスク評価が行われた結果、令和6年度に化審法の優先評価化学物質の指定が取り消された。</p>	
<p>【事業計画 3. (1) 関連】</p>	<p>ア NITE-CHRIP を的確に運用するとともに国内外の最新の法規制情報、リスク評価結果、有害性情報等の掲載する情報を更新し、国民や事業者等に、情報提供を行う。また、ユーザーの要望等を踏まえ、更なる利便性の向上を図るためデータの整備等を実施する。</p> <p>令和6年度は、合計7回の更新作業を行った。また、利用者等の要望や法規制の改正等を踏まえ、「薬機法：化粧品基準」、「食品衛生法：食品用器具・容器包装の改正ポジティブリスト」、「化審法：届出対象外となる物質」等、5件の新規情報源を追加した。特に「薬機法：化粧品基準」の追加については、日本化粧品工業会（JCIA）と連携し、薬機法化粧品基準で化粧品への配合可能な成分及び配合禁止成分と定められている化学物質について、CAS 番号との紐付けを行い、令和7年1月10日にNITE-CHRIPに掲載（136成分、CAS 番号単位では1,574件）するとともに化粧品成分名での検索を可能にした。JCIA主催の講習会後アンケートで、化粧品成分名称のNITE-CHRIPへの新規掲載について、回答者の99%が「業務に役立つ」と回答した。また、情報収集作業の一部をRPAで自動化して行った。その結果、作業効率が向上し、新規情報源の追加等掲載作業時間を確保することが可能となった。</p>	<p>利用者等の要望や法規制の改正等を踏まえ、5件の新規情報源を追加した。「薬機法：化粧品基準」の追加については、JCIAの講習会後のアンケートで、回答者の99%が「業務に役立つ」と回答するとともに、工業会加盟企業から、利便性向上や大幅な業務負担軽減になった、また、輸出入規制の対象となっているか等の法定事項への対応の有無の判断が迅速にできるようになったといった声が寄せられ、NITE-CHRIPの重要性が強調された。</p> <p>定常更新及び情報源追加の着実な実施のほか、各情報源の定期的な情報収集のための内製ITツール及びRPAの活用、また、更新管理に係る作業等の見直しにより、作業効率化を図った。以上により、事業者にも有用な法規制等の情報を迅速かつ効率的・効果的に提供することで、事業者の法規制対象物質調査に要する負担の削減及び適切な化学物質管理の促進に貢献した。</p>	
<p>【事業計画 3. (2) 関連】</p>	<p>ウ 化学物質のリスク等についての国民、事業者、行政機関等の相互の理解促進（中略）に関する情報発信を行う。</p> <p>適切な化学物質管理を行うに当たり、機構が有する知見を広く知っていただくために行政機関や産業界等への講師派遣を行った。具体的には、行政機関に8件、産業界・教育機関に9件、海外機関に2件の講師を派遣した。また、水銀に関する水俣条約を契機とした蛍光灯製造等廃止の周知及び消費者へのLEDランプへの適切な交換に関する注意喚起を行った。</p>	<p>依頼のあった講演について、適切に対応し、化学物質管理の重要性について幅広く情報発信した。また、水銀に関する水俣条約への対応として、製品安全センターと共同プレスリリースを行い、蛍光灯製造等禁止に係る関連情報の事業者に対する正確かつ迅速な周知、及び消費者へのLEDランプへの適切な交換に関する意識啓発に貢献した。</p>	

4. その他参考情報

令和6年度予算額が1,497,839千円であったのに対して、決算額が1,312,924千円であったのは、効率的執行のための予算組み替えが主な理由であり、本項目全体に影響を及ぼすものではない。

I-3. バイオテクノロジー分野

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3	バイオテクノロジー		
業務に関連する政策・施策	ものづくり/情報/流通・サービス のうち、 バイオ	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人製品評価技術基盤機構法 特許法施行規則 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）
当該項目の重要度、困難度	重要度高：指標3-1 困難度高：指標3-1	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID 003890、003891

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
【指標3-1】バイオものづくり支援基盤としての生物遺伝資源・データプラットフォームの活用による企業等への支援(アウトカム指標) 【重要度高】 【困難度高】	22 機関以上	—	—	—	—	—	43 機関	予算額（千円）	1,970,834	2,079,852	3,747,396	2,104,758	2,153,059
【指標3-2】新たな微生物遺伝資源の収集数	産業界からのニーズ等を踏まえ、150 株	—	182 株 (令和2年度からは、能動的収集微生物を対象を限定)	189 株	193 株	255 株	185 株	決算額（千円）	2,619,113	2,132,997	2,279,717	4,224,648	3,089,408
【指標3-3】特許法に基づく特許微生物の寄託の実施件数	全件実施	(参考) 過去3年平均 287 件	319 件 (全件実施)	264 件 (全件実施)	290 件 (全件実施)	265 件 (全件実施)	306 件 (全件実施)	経常費用（千円）	2,071,315	1,965,027	2,237,552	2,132,050	2,285,436

【指標3-4】カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等の申請に関する審査件数	全件実施	(参考) 過去3年平均 56件	71件 (全件実施)	47件 (全件実施)	60件 (全件実施)	59件 (全件実施)	50件 (全件実施)	経常利益(千円)	75,635	19,818	82,094	116,270	123,467
【指標3-5】GILSP遺伝子組換え微生物リストの告示原案の作成件数	全件実施	(参考) 過去3年平均 1件	1件 (全件実施)	1件 (全件実施)	1件 (全件実施)	1件 (全件実施)	1件 (全件実施)	行政コスト(千円)	2,434,423	2,345,921	2,589,950	2,502,677	2,817,060
【指標3-6】カルタヘナ法に基づく立入検査の実施件数	全件実施	(参考) 過去3年平均 10件	0件 (全件実施)	5件 (全件実施)	8件 (全件実施)	9件 (全件実施)	14件 (全件実施)	従事人員数	75	71	76	75	74
【指標3-7】微生物によるバイオレメディエーション利用指針への適合確認の申請支援件数	全件実施				3件 (全件実施)	3件 (全件実施)	3件 (全件実施)						

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

(別添) 年度目標、事業計画

主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
	業務実績	自己評価	
【指標3-1】 バイオものづくり支援基盤としての生物遺伝資源・データプラットフォームの活用による社会実装の具体的な出口イメージを	<p>【年度目標の達成に向けた重点的な取組】</p> <p>① 生物遺伝資源及び関連データの利活用促進によるバイオものづくり等の社会実装に向けた共通課題の解決</p> <p>ユーザーが抱える具体的な課題解決及び微生物プラットフォームの活用による社会実装を加速化させるため、cereco、GTB 千葉かずさホワイトバイオネットワーク、GI フォーラムと3つの集合体を先導して形成し企業等への支援を開始した。</p> <p>cereco は、セレウス菌及び類縁菌の迅速な識別を支援する解析ツールと関連データを集積したシステムである。バイオものづくり分野における製品開発および製品の品質管理の各工程において、有害な微生物を早期に排除し、また製品出荷前に汚染微生物の混入を検出するために、微生物の迅速同定が求められている。病原微生物の一種であるセ</p>	<p>評価：S</p> <p>重要度高・困難度高の指標3-1は195% (43機関) を達成し、指標3-2は123% (185株) を達成している。</p> <p>重要度高・困難度高の指標3-1では、新たな制度設計等により指標を達成した。機構は協力機関とGI基金事業に参画し、2030年度を目標に「CO₂固定微生物利活用プラットフォーム構築」プロジェクトを実施している。その中で、プロジ</p>	<p>評価</p> <p>A</p> <p><評価に至った理由></p> <p>定量的にAの基準を満たしている。また、企業等のニーズを踏まえ「食品由来×乳酸菌」の菌株を収集、企業に提供等を行ったことにより、乾燥乳酸菌粉末の製品化が実現され、あらかじめ設定した「目標を上回る水準として考慮する事項」を</p>

<p>持つ企業等からの申し込みにより、NBRCが課題解決に向けて22機関以上の企業等を支援することにより、社会実装に貢献する。(アウトカム指標)【重要度高】【困難度高】</p>	<p>レウス菌の迅速同定が困難であるという課題を解決するために、cerecoを令和5年度に公開し、令和6年度は学会・展示会での広報活動を行って参画機関の拡大を行った。</p> <p>Greater Tokyo Biocommunity (GTB) 千葉かずさホワイトバイオネットワークは、ホワイトバイオ分野の共通課題に効率的・効果的に対応するために、千葉・かずさエリアにおける緩やかな情報交換ネットワークとして令和5年度に発足したものである。令和6年度は原料確保等共通課題に係る情報交換会、企業での実地意見交換会等の活動を実施した。</p> <p>GIフォーラムは、機構が協力機関と参画するGI基金「バイオものづくり技術によるCO₂を直接原料としたカーボンリサイクルの推進」事業において、プロジェクトの終了を待たずに成果物(菌株・データ・プラットフォーム)を先行提供する枠組みである。令和6年4月に運用を開始し、参画企業は早い段階での成果物を利用した研究開発が可能となる大きな優位性が得られ、機構側は、先行利用した企業から研究データのフィードバックを受けてデータプラットフォームを充実できる仕組みとなっている。双方にとってwin-winの仕組みを構築したことにより、参画企業数は目標を大きく上回った。</p> <p>② 安全性や信頼性の確保とイノベーション促進を両立させる、生物遺伝資源等の産業利用における環境整備</p> <p>微細藻類を用いた燃料、化成品生産等の研究開発が進展し、高効率な生産を実現するために遺伝子組換え体の開放系での利用が想定されている。これらを背景として実施された「遺伝子組換え生物の開放系利用における審査支援体制整備事業」において策定した「遺伝子組換え真核微細藻類の第一種(開放系)使用に係る生物多様性影響評価書作成ガイド」が、第一種申請手続きとあわせて令和6年7月に経済産業省より公開され、遺伝子組換え生物による生物多様性への影響評価を適切に行う体制が整備された。</p> <p>NEDO「海洋生分解性プラスチックの社会実装に向けた技術開発事業」プロジェクトにおいて、実海域に浸漬した生分解性プラスチック表面に付着した微生物叢の解析や、ここから採取した海洋微生物の生分解性プラスチック分解活性の測定など、国際標準化のための海洋生分解性評価に必要な微生物機能の解析を行った。今までに本取組において18,000株以上の微生物を分離しており、今年度は生分解に関与する33株の微生物について、NBRCに登録し公開準備中である。また、分離株の分解能解析結果から選抜した株を混合した生分解性評価用微生物カクテルと、それを用いた生分解性評価手法を開発した。</p> <p>また、2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)日本政府館では、「微生物」や「循環」がキーワードであることから、GI基金事業の一環として、バイオものづくりの社会実装に向けたアウトリーチ活動のために展示協力を行った。</p>	<p>エクトの終了を待たずに成果物を先行提供する「GIフォーラム」の運用を今年度開始した。参画企業には早期に成果物を利用した研究開発が可能となる優位性が、機構側には利用した企業等から研究データのフィードバックを受けてデータプラットフォームを充実できる利点がある。双方にとってwin-winの仕組みを構築したことにより、目標を大きく超える数の企業等が参画した。このような過去にない制度設計や関連機関にとらわれない広報活動などにより指標を大きく上回った。</p> <p>さらに、目標を上回る水準として考慮する事項については、ユーザーニーズの把握による社会実装が成果として挙げられる。ユーザーヒアリングにより食品・植物由来×乳酸菌のニーズが高いことを把握し、これらの分離源由来の菌株収集を2010年代から実施。企業が機構から提供を受けた乳酸菌をスクリーニングし、研究開発を重ねたことにより、乾燥乳酸菌粉末を健康食品素材として製品化に成功し、2024年に販売を開始した。乳酸菌プロバイオティクス原料の分野は市場規模の拡大が予測されており、今後の展開が期待されている。ユーザーニーズの的確な把握と、それに基づく収集・提案活動が製品化に結び付いた。</p> <p>加えて、2025年大阪・関西万博日本政府館における微生物による循環をテーマとする展示協力、海洋生分解性評価における微生物量測定法の規格開発による国際標準化活動、微生物の分譲業務DX化による大幅な業務改善(業務改善前に比べてTAT(受注～発注までの日数)を21.7日⇒5.6日(1/3以下)に短縮し、総労働時間35%減を達成)、及び遺伝子組換え生物の第一種(開放系)審査体制整備など、バイオ産業の中長期的な発展に貢献する取組を行った。また、かずさ事業所の施設見学等対応による技術支援を積極的に行い、企業や大学等の人材育成を通し、我が国の強みを生かしたバイオ産業の発展をより確かなものにするよう取り組んだ。</p> <p>○機構による技術支援、機構の微生物の利用による社会実装の実現</p> <p>民間企業が、機構が保有している糸状菌及び国産原料を用いて、中国INCIに適合した化粧品原</p>	<p>達成。加えて、バイオものづくり分野における産官学双方にとってwin-winとなる仕組みを、GI基金事業「CO₂固定微生物利活用プラットフォーム事業」の終了を待たずに成果物を先行提供する「GIフォーラム」の運用を通じて構築し、社会実装に貢献した。当該法人の業績向上努力によるこうした成果も踏まえ、所期の目標を上回る水準であるA評定と判断した。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き目標に沿って取り組んでいただきたい。 <p><その他事項></p> <p>(有識者からのコメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GIフォーラムについて、この形で参加企業全体が活性化され、いろいろな取組を始めているというのは非常に珍しいケースで面白い。4企業から17企業に増えているということは、多くの企業がそういった取組をしていることは興味深いし、単純に機関数が増えたということだけではないプラスアルファのものと考えると考える。 ・乳酸菌を健康食品素材として製品化に成功した事例もあり、それに続くものも出てきているという話も聞いているので、着々と成果にもつながっていっていると評価。 ・海洋生分解性プラスチックからの微生物分離について、非常に多くの菌株が登録され、現在のカーボンリサイクルというテーマに合致している。今後ますます社会実装に向けて、発展していくと思う。
--	--	--	---

		<p>料を開発した。また別の民間企業が、機構が保有している乳酸菌を用いた健康食品を開発した（令和6年度販売開始）。</p> <p>このように、機構による技術支援、微生物の提供が、有用な製品・サービスの開発に貢献した。</p>																																																																															
<p>微生物遺伝資源の収集・保存・提供</p> <p>【指標3-2】 新たな微生物遺伝資源の収集数 (産業界からのニーズ等を踏まえ、150株)</p>	<p>ア 産業界からのニーズを踏まえた微生物遺伝資源の収集及び的確な受け入れ体制の維持</p> <table border="1" data-bbox="388 342 1362 573"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">産業利用上重要な微生物* (NBRC株)</td> </tr> <tr> <td>登録数</td> <td></td> <td>598株</td> <td>557株</td> </tr> <tr> <td colspan="4">有用機能等の探索源となる微生物 (RD株)</td> </tr> <tr> <td>保存数</td> <td></td> <td>167株</td> <td>457株</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：産業利用上重要な微生物の種類：新たな医薬品や食品等の開発に役立つヒト由来の微生物、ものづくりに活用できる微生物、技術開発等のためのリファレンスとなる微生物等</p> <p>ウ 微生物遺伝資源の提供（分譲）及びアジアのBRCと連携した生物遺伝資源の移転・利用に関する取組</p> <p>微生物遺伝資源の提供依頼に全件対応し、利用件数は2,697件であった。また、ユーザーニーズに合致した適格請求書の提供を遅滞なく実施した。</p> <p>●微生物遺伝資源の利用件数（国内）</p> <table border="1" data-bbox="388 888 1362 1211"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">微生物遺伝資源の利用件数</td> </tr> <tr> <td>NBRC株</td> <td></td> <td>2,483件</td> <td>2,522件</td> </tr> <tr> <td>RD株</td> <td></td> <td>115件</td> <td>119件</td> </tr> <tr> <td>微生物カクテル</td> <td></td> <td>48件</td> <td>43件</td> </tr> <tr> <td>共同事業等における提供等</td> <td></td> <td>9件</td> <td>13件</td> </tr> </tbody> </table> <p>○微生物遺伝資源の分譲・提供株数</p> <table border="1" data-bbox="388 1302 1736 1894"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">NBRC株</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">分譲数</td> <td>微生物株</td> <td>7,123株</td> <td>6,774株</td> </tr> <tr> <td>DNAクローン</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>ゲノムDNA</td> <td>16</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td colspan="4">RD株</td> </tr> <tr> <td>提供数</td> <td></td> <td>3,438株 (うち、新規 2,995株)</td> <td>2,455株 (うち、新規 1,817株)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">微生物カクテル</td> </tr> <tr> <td>提供数</td> <td></td> <td>Cell-Mock-002 22セット DNA-Mock-002 14本 Cell-Mock-003 53セット DNA-Mock-003 13本</td> <td>Cell-Mock-002 9セット DNA-Mock-002 15本 Cell-Mock-003 43セット DNA-Mock-003 24本</td> </tr> </tbody> </table>	項目	年度	令和5年度	令和6年度	産業利用上重要な微生物* (NBRC株)				登録数		598株	557株	有用機能等の探索源となる微生物 (RD株)				保存数		167株	457株	項目	年度	令和5年度	令和6年度	微生物遺伝資源の利用件数				NBRC株		2,483件	2,522件	RD株		115件	119件	微生物カクテル		48件	43件	共同事業等における提供等		9件	13件	項目	年度	令和5年度	令和6年度	NBRC株				分譲数	微生物株	7,123株	6,774株	DNAクローン	0	0	ゲノムDNA	16	12	RD株				提供数		3,438株 (うち、新規 2,995株)	2,455株 (うち、新規 1,817株)	微生物カクテル				提供数		Cell-Mock-002 22セット DNA-Mock-002 14本 Cell-Mock-003 53セット DNA-Mock-003 13本	Cell-Mock-002 9セット DNA-Mock-002 15本 Cell-Mock-003 43セット DNA-Mock-003 24本	<p>令和6年度の微生物遺伝資源の収集数1,014株 (NBRC557株+RD457株) のうち、バイオエコノミー戦略等に基づき能動的に収集した、カーボンリサイクル社会の実現に資するCO₂固定微生物、海洋プラスチックごみ問題の解決に資する生分解性プラスチック分解関連微生物等ニーズの高い微生物等、計185株(指標値比123%)の微生物遺伝資源を収集し、指標を達成した。</p> <p>機構の微生物もしくはその遺伝子情報を直接利用した特許登録に加え、機構の微生物を用いて、企業が製品開発(例：乳酸菌を用いた健康食品、糸状菌を用いた化粧品原料)に成功しており、社会実装につながっている。</p>	
項目	年度	令和5年度	令和6年度																																																																														
産業利用上重要な微生物* (NBRC株)																																																																																	
登録数		598株	557株																																																																														
有用機能等の探索源となる微生物 (RD株)																																																																																	
保存数		167株	457株																																																																														
項目	年度	令和5年度	令和6年度																																																																														
微生物遺伝資源の利用件数																																																																																	
NBRC株		2,483件	2,522件																																																																														
RD株		115件	119件																																																																														
微生物カクテル		48件	43件																																																																														
共同事業等における提供等		9件	13件																																																																														
項目	年度	令和5年度	令和6年度																																																																														
NBRC株																																																																																	
分譲数	微生物株	7,123株	6,774株																																																																														
	DNAクローン	0	0																																																																														
	ゲノムDNA	16	12																																																																														
RD株																																																																																	
提供数		3,438株 (うち、新規 2,995株)	2,455株 (うち、新規 1,817株)																																																																														
微生物カクテル																																																																																	
提供数		Cell-Mock-002 22セット DNA-Mock-002 14本 Cell-Mock-003 53セット DNA-Mock-003 13本	Cell-Mock-002 9セット DNA-Mock-002 15本 Cell-Mock-003 43セット DNA-Mock-003 24本																																																																														

<p>生物遺伝資源やその情報の利活用を通じた産業化の支援</p>	<p>●カーボンニュートラル促進のための微生物利用環境整備</p> <p>NEDO「グリーンイノベーション基金（GI 基金）/バイオものづくり技術によるCO₂を直接原料としたカーボンリサイクルの推進」プロジェクトに参画している。採取した環境サンプルからのCO₂固定微生物分離・データ取得を実施中である。CO₂を固定することが報告されている微生物とその性質について文献を調査して得られた情報と、機構にて新たに分離した微生物の情報を統合し、CO₂固定微生物利活用プラットフォームのプロトタイプを構築した。翌年度にゲノム情報等を集約したプロトタイプを構築予定である。</p> <p>プロジェクトで収集した菌株やデータなどの早期利用を可能とすることを目的として、我が国のCO₂からのバイオものづくりを志す企業等とNITEコンソーシアムの早期からの連携を実現するための協調領域となる新たな共同体「グリーンイノベーションフォーラム（GIフォーラム）」を4月に立ち上げた。22機関が参画し、参画機関に対し、菌株（2機関延べ43株）及び菌株データ（572株）を提供した。また、水素酸化細菌の培養に必要な設備、水素ガス管理技術等の見学会を開催し（9月26日と10月2日で計18機関、38名参加）、プレイヤーの裾野の拡大を図った。本見学会は、今後必要な設備を整備しようとする企業から非常に役に立ったとの高い評価を受けた。</p> <p>GIフォーラム参画企業向け勉強会を実施（11月14日と2月12日の2回で19機関から延べ102名参加）し、CO₂固定微生物として有名な水素酸化細菌の肝となる酵素であるヒドロゲナーゼや革新的GX技術創出事業（GteX）で実施しているバイオものづくり領域の研究の紹介を行うことで、CO₂固定微生物についての知識の底上げを図った。</p>		
----------------------------------	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>令和6年度予算額が2,153,059千円であったのに対して、決算額が3,089,408千円であったのは、施設整備費補助金を繰り越したのが主な理由であり、本項目全体に影響を及ぼすものではない。</p>

I-4. 適合性認定分野

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-4	適合性認定		
業務に関連する政策・施策	経済産業 のうち、 基準認証	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人製品評価技術基盤機構法、産業標準化法、計量法、消費生活用製品安全法（消安法）、電気用品安全法（電安法）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、ガス事業法、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律
当該項目の重要度、困難度	重要度高：指標4-1 困難度高：指標4-2	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID 003890、003891

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
【指標4-1】社会ニーズや市場創出効果が高い重要な分野において、認定プログラムを創設・拡充し、それらの活用実績（アウトカム指標） 【重要度高】	2件以上	—	4件	2件	2件	3件	3件	予算額（千円）	1,061,300	1,038,056	1,012,680	895,539	947,012
【指標4-2】当年度に標章を付した証明書を発行した事業所の数（アウトカム指標） 【困難度高】	令和5年度実績以上	—	令和元年度比+5.2% (産業標準化法等に基づき機構に登録・認定された事業所が発行する標章を付した証明書の発行件数)	令和2年度比+5.8% (産業標準化法等に基づき機構に登録・認定された事業所が発行する標章を付した証明書の発行件数)	令和3年度比+12% (過去4年間に於いて、新規に登録・認定した事業所のうち、当年度に標章を付した証明書を発行	令和4年度比5事業所増加	令和5年度比7事業所増加	決算額（千円）	977,767	919,170	940,124	889,467	917,962

					した事業所の割合)										
【指標4-3】審査業務の電子化による平均処理期間の短縮	5日以上の短縮	—	21日間短縮	44日間短縮	53日間短縮	41日間短縮	46日間短縮		経常費用(千円)	846,437	916,578	888,066	878,805	888,492	
【指標4-4】JNLA登録・更新審査の実施件数	全件実施	(参考)過去3年平均67	(全件実施)52(うち登録8、更新44)	(全件実施)91(うち登録18、更新73)	(全件実施)71(うち登録20、更新51)	(全件実施)39(うち登録7、更新32)	(全件実施)55(うち登録8、更新47)		経常利益(千円)	▲6,615	65,508	46,173	20,364	▲5,946	
【指標4-5】JNLA立入検査の実施件数	全件実施	(参考)過去3年平均1	(全件実施)立入1	(全件実施)立入1	(該当なし)	(全件実施)立入1	(該当なし)		行政コスト(千円)	868,090	939,230	908,635	903,438	915,144	
【指標4-6】国際相互承認取決に対応した試験所の認定審査及び認定維持審査の実施件数	全件実施	(参考)過去3年平均44	(全件実施)認定18、再認定29、認定維持5	(全件実施)認定8、再認定33、認定維持6	(全件実施)認定4、再認定18、認定維持13	(全件実施)認定3、再認定7、認定維持40	(全件実施)認定1、再認定17、認定維持20		従事人員数	59	52	53	51	53	
【指標4-7】JCSS登録・更新審査の実施件数	全件実施	(参考)過去3年平均92	(全件実施)94(うち登録17、更新77)	(全件実施)63(うち登録30、更新33)	(全件実施)74(うち登録28、更新46)	(全件実施)139(うち登録20、更新119)	(全件実施)89(うち登録15、更新74)								
【指標4-8】JCSS立入検査の実施件数	全件実施	—	(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)								
【指標4-9】MLAP認定・更新審査及びフォローアップ調査の実施件数	全件実施	(参考)過去3年平均24(認定・更新)、24(フォローアップ)	(全件実施)認定・更新54、フォローアップ8	(全件実施)認定・更新13、フォローアップ12	(全件実施)認定・更新7、フォローアップ53	(全件実施)認定・更新52、フォローアップ6	(全件実施)認定・更新12、フォローアップ14								
【指標4-10】MLAP立入検査の実施件数	全件実施	—	(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)								

【指標 4-11】国際相互承認取決に対応した校正事業者の認定審査及び認定維持審査の実施件数	全件実施	(参考) 過去3年平均 26 (認定)	(全件実施) 認定 26、再認定 59、認定維持 31	(全件実施) 認定 30、再認定 29、認定維持 96	(全件実施) 認定 28、再認定 38、認定維持 82	(全件実施) 認定 21、再認定 108、認定維持 32	(全件実施) 認定 14、再認定 65、認定維持 41						
【指標 4-12】ASNITE 認定審査及び認定維持審査の実施件数	全件実施	(参考) 過去3年平均 12 (認定)	(全件実施) 認定 9、再認定 25、認定維持 19	(全件実施) 認定 13、再認定 6、認定維持 49	(全件実施) 認定 9、再認定 16、認定維持 39	(全件実施) 認定 15、再認定 36、認定維持 15	(全件実施) 認定 9、再認定 43、認定維持 25						
【指標 4-13】各法律に基づく認証機関、適合性評価機関及び検査機関の調査及び立入検査の実施件数並びに JIS 試買検査の実施件数	全件実施	(参考) 過去3年平均 調査 16、立入 3、試買 1	(全件実施) 調査 7、立入 9、試買 2	(全件実施) 調査 25、立入 4、試買 2	(全件実施) 調査 12、立入 3、試買 2	(全件実施) 調査 10、立入 1、試買 0	(全件実施) 調査 20、立入 2、試買 0						
【指標 4-14】産業標準化法に基づく調査において迅速に指摘事項の改善を行うよう登録認証機関へ指示する件数	全件実施	(参考) 過去3年平均 2	(全件実施) 1	(全件実施) 3	(全件実施) 1	(全件実施) 2	(全件実施) 0						

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

(別添) 年度目標、事業計画

主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
	業務実績	自己評価	
【指標 4-1】 社会ニーズや市場創出効果が高い重	【年度目標の達成に向けた重点的な取組】 ① 海外との取引や安全・安心な国民生活に貢献するため、登録・認定制度の普及を図りつつ、社会ニーズや市場創出効果が高い重要な分	評定：A 令和6年度の基幹目標の指標4-1「社会ニーズや市場創出効果が高い重要な分野において、認定プログラムを創設・拡充し、それらの活用実績を2件以上」	評定 B <評定に至った理由>

要な分野において、認定プログラムを創設・拡充し、それらの活用実績を2件以上（アウトカム指標）【重要度高】

【指標4-2】令和6年度に標章を付した証明書を発行した登録・認定事業所の数を令和5年度実績以上（アウトカム指標）【困難度高】

- 野において、認定プログラムを創設・拡充し、それらの活用を促進
- ② 適合性評価制度の信頼性向上や利用拡大に向けた取組
- ③ ITを活用した業務の効率的運用やサービスの向上
- 社会ニーズや市場創出効果が高い重要な分野における認定プログラムの創設・拡充
 - ・海洋生分解性プラスチック試験に係る試験所認定の創設（令和7年3月申請受理）
 - ・高エネルギー光子線・電子線測定器に係る校正機関の登録拡充（令和6年8月申請受理、令和7年2月登録）
 - ・自動車の内装材の燃焼性試験の拡充（令和7年3月申請受理）
 - 標章を付した証明書の発行事業者数増加への取組、認定制度の普及・有効活用
 - ・認定プログラム毎に認定事業者向け説明会等を開催
 - ・電子校正証明書のガイドラインの発行、社内校正での発行促進
 - ITを活用した業務の効率的運用やサービスの向上
 - ・遠隔審査の適切な活用
 - ・「認定申請審査業務システム」を活用した電子申請の励行

について、創設・拡充した認定プログラムの活用実績が3件であり、社会ニーズに的確に対応した（目標指標比150%達成）。

No	創設・拡充した認定プログラム	利活用実績
1	海洋生分解性プラスチック試験に係る試験所認定の創設	令和7年3月申請受理
2	高エネルギー光子線・電子線測定器に係る校正機関の登録拡充	令和6年8月申請受理 令和7年2月登録
3	自動車の内装材の燃焼性試験の拡充	令和7年3月申請受理

No.1 海洋生分解性プラスチックを対象とした試験所の認定については、令和元年に経済産業省により策定された「海洋生分解性プラスチック開発・導入普及ロードマップ」で機構が整備すべきものとして明記されている。生分解性評価手法の確立と国際規格化に貢献しているバイオテクノロジーセンターの協力の下、国際的な信頼性を確保した試験所認定プログラムを令和6年7月に創設した。認定試験所による信頼できる試験結果は生分解性プラスチックの開発を促進するとともに、認定試験所が識別表示制度及び認証制度の指定試験所として登録されることにより現制度の普及が加速すると期待される。

No.2 高エネルギー光子線・電子線測定器に係る校正機関の登録拡充については、がん患者に照射する放射線治療装置からの放射線の量は正確で不確かさが小さい管理が求められており、この管理の精度は、がんの再発率と副作用の発生率に影響する。JCSS 登録事業者により十分に小さい不確かさで校正された電子線水吸収線量計を用いて放射線治療装置の放射線照射量管理をすることにより、がんの的確な制御及び周辺正常組織への副作用の最大抑制を観点とした放射線照射量の的確な評価が可能となり、放射線治療の向上につながる。

No.3 自動車内装材の難燃性試験において、国際的な試験規格とJIS規格をワンストップで認定する試験所認定プログラムを拡充した。これはチャイルドシートにかかる基準改正などを受けたもので、自動車産業の品質マネジメントシステムであるIATF 16949において外部試験所での試験はISO/IEC 17025 認定試験所により実施された認定シンボル付き試験報告書が要求されており、世界市場を目指す材料・部品メーカーはワンストップで試験が依頼できることになり、コストと時間の削減による国際競争力の向上が期待される。

指標4-2「令和6年度に標章を付した証明書を発行した登録・認定事業所の数を令和5年度実績以上」については、令和5年度発行実績のあった事業所のうち13事業所減少（事業廃止）したが、令和5年度比7事業所増加となり、指標を達成した。（目標指標比101%達成）

○令和元年度以降に創設・拡充したプログラムの活用実績を要因とするインパクト

令和元年度創設（試験）及び令和3年度創設（製品認証）の防爆機器に係る認定によるIECEX 認証制度利用の拡大により、証明書発行数の増加及び我が国先端技術の国内評価実現による経済安全保障へ貢献した。

令和2年度創設のエシカルな繊維製品認証（TE 認証）機関の認定では、サプライ

定量的にはAの基準を満たしている。特に、法律に基づくJNLA、JCSS、MLAPでは対応できない分野を主な認定対象とする製品評価技術基盤機構認定制度（ASNITE）の活用が進み、産業の下支えに貢献している。また、アウトプットとアウトカムのつながりや定量的指標の達成状況における法人の業績向上努力の貢献度合い等を踏まえ、所期の目標を達成している水準であるB評定と判断した。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

・日本産業標準調査会基本政策部会や認証産業活用の在り方検討会の議論を踏まえ、民間の認定機関・認証機関による対応が十分でなく、我が国企業のグローバル展開のボトルネックが発生しかねない分野等について、人材育成や制度設計時の支援等も含め、公的機関である機構が積極的に役割を果たしていくことを引き続き期待する。

<その他事項>

- （有識者からのコメント）
- ・認定それ自体の信頼性向上が今後の課題になるのではないか。不適切な組織や受審者を適切に検出できているかを評価するというような視点を持って欲しい。
 - ・認定を受ける側の効率化への貢献はNITEとしても非常に重要な役割。例えば、令和6年度に拡充したJISをワンストップで認定する試験場認定プログラムが1つの例だと思うが、そういう認定を受ける側の効率化への貢献も考慮して欲しい。
 - ・人材育成は大きな課題。標準化人材の不足は感じているので現在の活動を精力的に続けて欲しい。

		<p>チェーンがグローバル化するなかで、TE 認証を日本の認証機関が行えることによる国内繊維産業への支援となった。</p> <p>令和4年度創設の標準物質生産者の包括的認定（フレキシブルスコープによる認定）の活用により、顧客（標準物質ユーザ）のニーズに迅速に対応可能となり、認証書発行件数が大幅増加した。</p> <p>令和4年度創設の環境配慮製品の認証制度（エコマーク）における製品認証機関の認定により、組織の信頼性証明による相互承認の実現と年間1,000件を超える認定シンボル付エコマーク商品認定証の発行実績を達成した。</p> <p>○「社会実装・規格活用」実現化人材育成プログラムの開発・研修実施</p> <p>令和5年6月に経済産業省が取りまとめた「日本型標準加速化モデル」において、機構が適合性評価に関する技術発信のプラットフォームとなり、規格の普及・活用人材の育成に貢献する研修プログラムをすることが期待されている。機構が開発・実施した「社会実装・規格活用」実現化人材育成プログラムでは、標準化と適合性評価の関係や適合性評価スキームに関する基本的な知識に加え、国際動向やものづくりのプロセスを踏まえた認証機関の役割について、具体的な事例について学ぶことができるものとした。また、プログラム後半には適合性評価スキームを構築するグループ演習を実施した。本プログラムを開発・実施したことは、将来的に標準化や適合性評価分野で活躍する人材の確保に繋がるものであり、大きな成果である。</p> <p>○経済産業省への提言（日本認定機関協議会（JAC）としての取組）</p> <p>「認証産業活用の在り方検討会」の要請を受け、認定センターは事務局を担う日本認定機関協議会（JAC）として、日本マネジメントシステム認証機関協議会（JACB）、JIS登録認証機関協議会（JISCBA）等の認証機関の協力のもと、認証機関が実施できるコンサルティング行為の範囲の明確化等を検討した。</p> <p><通則法第28条の4に基づく評価結果の反映状況></p> <p>●機構に対する指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策（実績に対する課題及び改善方策など）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本産業標準調査会基本政策部会での議論を踏まえ、民間の認定機関・認証機関による対応が十分でなく、我が国企業のグローバル展開のボトルネックが発生しかねない分野等について、公的機関である機構が積極的な役割を果たしていくことに引き続き期待する。 <p>●反映状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンサルティング活動などが適合性認定分野の新組織体制下で所掌できるよう、機構全体の令和8年度組織見直し・人事異動方針・スケジュールも踏まえ、組織見直しに着実に取り組む。 	
--	--	---	--

4. その他参考情報

—

I-5. 国際評価技術分野

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-5	国際評価技術		
業務に関連する政策・施策	イノベーション政策の推進並びに産業標準の整備及び普及 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展 産業保安・安全の確保	当該事業実施に係る根拠（個別法 条文など）	独立行政法人製品評価技術基盤機構法 電気事業法 蓄電池産業戦略（令和4年8月31日策定） 日本再興戦略（平成28年6月2日閣議決定）
当該項目の重要度、困難度	重要度高：指標5-1、指標5-3 困難度高：指標5-1	関連する政策評価・行政事業レ ビュー	予算事業ID 003890、003891

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期 間最終年度値 等）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
【指標5-1】機構が国内企業や公的機関等と実施した試験・評価を通じた先端蓄電池システムの実用化・認証取得等を合計8件以上とし、先端蓄電池システムの更なる実用化等に貢献する。（アウトカム指標）【重要度高】【困難度高】	8件以上	—	—	—	—	—	8件	予算額（千円）	1,029,316	1,107,532	4,300,519	1,184,550	1,287,030
【指標5-2】持続的な電気保安水準の維持・向上に資するスマ	7件以上	—	—	—	—	—	11件	決算額（千円）	1,234,754	1,049,511	1,727,766	6,170,168	1,214,234

ート保安技術 カタログの発 信並びに、ス マート保安に 関連する技術 調査、事故情 報分析及び事 故実機調査等 で得られた知 見を活用した 国への報告・ 助言を、その 内容を国とも 調整の上、7 件以上実施す る。															
【指標 5- 3】電気事業 法に基づく立 入検査の実施 件数【重要度 高】	全件実施	—	—	17 件 (全件実 施)	70 件 (全件実 施)	70 件 (全件実 施)	70 件 (全件実 施)	経常費用 (千円)	1,058,385	959,836	1,024,183	1,188,442	1,365,087		
								経常利益 (千円)	▲22,586	68,516	92,808	42,097	5,677		
								行政コスト (千円)	1,390,963	1,314,977	1,295,832	1,485,703	1,946,115		
								従事人員数	48	50	50	51	54		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

(別添) 年度目標、事業計画

主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
	業務実績	自己評価	
	<p>【年度目標の達成に向けた重点的な取組】</p> <p>① 国内企業の蓄電池システムに関して、世界最大級の施設を活用し、産業界のニーズを踏まえ、公的機関である機構による実施が適切である試験サービスの拡充・実施、新しい試験手法の開発、試験データの利活用、戦略的な国際標準開発、認証体制の構築等により、実用化、認証取得、海外展開等を支援</p> <p>② 再生可能エネルギー発電設備等に関して、安全情報の効果的な分析・普及活動等により官民の電気保安に関する取組を支援</p> <p>(アウトカムについて)</p>	<p>評価：A</p> <p>事業計画の所期の目標を全て達成し、困難度高指標を100%達成し、困難度高を除く定量的指標（全件実施を除く。全件実施指標についても全件実施を達成。）を157%達成した。</p> <p>また、質的な成果で特筆すべき事項として、機構がこれまで培った知見・技術や外部機関との連携も活かして主体的・積極的に取組を行った結果、「目標を上回る水準として考慮する事項」を3件達成するなど社会や産業界等に対し事業計画で求められる水準を超える優れた成果をあげ、安全・安心な国民生活や健全で持続性のある産業発展に貢献した。</p>	<p>評価</p> <p>A</p> <p><評価に至った理由></p> <p>定量的にAの基準を満たしている。また、防衛装備庁からの発注を受けた事業者と実施した試験・評価により世界最先端・最高水準の潜水艦用主蓄電池システムの実用化を実現したこと、過年度にNITEが策定に貢献したJISが、改訂された消防庁の通知に引用され、蓄電池の設置にかかる規制の合理化が図られたこと、新たに全固体電池での試験実施が可能な試験環境・手法を前例が無い中で早期に整備し試験の実施をしたことなど、</p>

<蓄電池>

●定量的指標の成果の内、特筆すべきもの

□機構が国内企業や公的機関等と実施した試験・評価により、世界初・業界初の先端蓄電池システムの実用化等に繋がった場合

- ・令和5年度のべ158日にわたる長期試験の結果を活用し、小型化及び高エネルギー化を図ることによる最先端・最高水準の潜水艦用主蓄電池システムの開発を完了。「蓄電池」は経済安全保障推進法において特定重要物資との位置付けであり、国内企業による電池供給により経済安全保障にも貢献。加え、潜水艦という、特に高い耐衝撃性が求められ、かつ究極ともいえる閉鎖空間での、使用に耐えられる安全な蓄電池の製品開発に成功したということ、またそのような安全性を確認するための試験手法について企業とともに工夫しつつ開発に貢献し実証から製品開発まで至ったという点は、安全性に強みをもつ日本の蓄電池システムの更なる強化につながる大きなアウトカム。

●これまで機構が実施してきた試験・評価により蓄積された知見から、以下の成果に繋がった場合

□試験データの利活用又は機構が国内企業や公的機関等と実施した試験・評価により、ルール形成・改訂（規制合理化・標準化・業界ガイドライン整備等）が実現

- ・令和5年度に発行したIEC 62933-5-3（系統接続用電気エネルギー貯蔵システムの安全性要求事項：電気化学的システムの計画外変更の実施）の速やかな国内活用に向け、JIS原案作成委員会にて審議し、JIS原案の作成が完了した。また、令和6年7月の消防庁通知にJIS C 8715-2、JIS C 4441が引用され、更なる社会実装を実現した。

□新たに開発・整備した試験手法等を活用した試験の実施

- ・これまで各企業のラボスケールでしか実施できなかった全固体電池に関する試験に関して、試験体提供可能な試験協力者（令和6年7月1日に公募開始）と共に全固体電池に関するトレーニング試験を実施すること（令和6年度1件実施）などを通じ、安全確保対策や試験手順の有効性・妥当性の検討・確認を機構で行い、大規模全固体電池での試験実施が可能な試験環境・手法を早期に整備。これにより、新たに全固体電池の共同試験サービスを開始し、自動車OEM等からの共同試験を令和6年度に2件実施。国内企業による全固体電池をはじめとした次世代電池の実用化につながるとともに、蓄電池産業戦略の実現に貢献するもの。

<電気保安>

令和7年度までにスマート保安技術カタログへの技術掲載数20件が政府目標だったところ、令和6年度中に目標達成。事故調査や立入検査実施による波及効果により、電気の安定的な利用と公衆安全の確保への貢献を果たした。

<通則法第28条の4に基づく評価結果の反映状況>

●機構に対する指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策（実績に対する課題及び改善方策など）

- ・令和5年度に建設が完了した先端技術評価実験棟も活用し、引き続き安全性確保の観点のみならず、日本企業の強みを活かしたルール整備及び認証・評価基盤構築を期待する。
- ・NLABならではの試験手法開発及びルール整備においては、産業界と十分連携した上で、事業環境の急速な変化に対応した戦略を期待する。

●反映状況

- ・令和6年度の上期に各設備のオペレーション確認、機構単独での検証試験等を行い、10月から共同試験の受入を開始した。また、令和6年7月1日からは次世代蓄電池に係る試験訓練のための試験協力者の募集を開始し、訓練試験を1件実施するとともに、得られた知見やノウハウを活用し、全固体電池に関する共同試験を2件実施した。これらにより、共同試験を通じた国内企業の実用化・認証取得等に貢献した。
- ・蓄電池のモジュールサイズでの熱暴走時の詳細な挙動を確認できる世界最大クラスの断熱型暴走反応熱量計（ARC）を導入（令和3年度）し、装置メーカーとの協議や様々な検証試験などを通じて令和5年度末に新たな試験手法を確立。令和6年度には、共同試験実施に向けた事前検証試験を1件実施した。今後ともこのように、産業界と十分連携した上で、事業環境の急速な変化に対応しつつ、NLABならではの試験手法開発及びルール整備といった蓄電池産業全体に裨益する活動を進めていく。

あらかじめ設定した「目標を上回る水準として考慮する事項」を達成。

また、電力安全分野では、電気保安行政全体で知見が不足しているサイバーセキュリティ分野について、令和5年度に整備した立入検査マニュアルに基づく立入検査を初めて実施し、さらにこれらの知見を産業保安監督部職員向けに研修で共有するなど、当該電気分野で電気保安行政を技術的側面からリードしている。当該法人の業績向上努力によりこれら質的な成果もあり、所期の目標を上回る水準であるA評価と判断した。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

- ・全固体電池の燃焼試験に対応可能なMIDDLEチャンバーも活用し、引き続き安全性確保の観点のみならず、日本企業の強みを活かしたルール整備及び認証・評価基盤構築を期待する。
- ・NLABならではの試験手法開発及びルール整備においては、産業界と十分連携した上で、事業環境の急速な変化に対応した戦略を期待する。

<その他事項>

（有識者からのコメント）

- ・蓄電池の分野は業界においても非常に注目されており、関心が高い。再生可能エネルギーがこれ以上増えていく時には蓄電池が必要と言いつつ、国内に十分な蓄電池がないということもよく知られている。それに対して今回NITEが、例えば、ミドルチャンバーなどを整備したことは、非常に大きな成果と評価できる。
- ・情報発信について、鹿児島で起きた事故の情報など経産省のホームページだけではなく、例えば電気学会など学者が聞いているようなところで情報発信し、議論の俎上にあげるところまでやるといいのでは。公平な視点で分析しているNITEの情報発信についてみんな関心を持っているので、事故原因等の広報の仕方を学際的な分野でも展開することを考えていただきたい。

	<p>(機構の取組)</p> <p><蓄電池></p> <ul style="list-style-type: none"> 蓄電池業務全般において、施設的特色を活かしつつ全体裨益する活動をより強化。 事業者ともよく調整しつつ、従来の早い者勝ちの予約ルールを見直し、申込期限内に申込のあった中から、政策的位置付け、産業界への波及効果等を総合的に判断して優先受け入れするよう共同試験の受入スキームの変更。 先端技術評価実験棟 (NLAB MIDDLE チャンバー) については開所式 (令和6年5月20日) を実施し、産官学関係者にその意義を含め広く周知。 一般財団法人日本自動車研究所 (JARI) と蓄電池分野の協力協定を締結。 <p><電気保安></p> <ul style="list-style-type: none"> 講演、執筆を通じてスマート保安の重要性・有用性を周知するとともに、事業者側からの技術掲載依頼を誘導。電力安全センターとして、蓄電池起因の大規模電気事故に対して、他部署、他機関と連携して現地調査を行うなど迅速に対応。あわせて経産省へ事故原因究明に係る技術的助言を実施。 電気保安行政全体で知見が不足しているサイバーセキュリティ分野について、専門家を非常勤として採用し、職員への知見共有や、外部事業者との共同研修、令和5年度に整備した立入検査マニュアルに基づく立入検査を専門家とともに初めて実施 (令和6年度26件実施)。さらに、これらの知見を産業保安監督部職員向けの研修で共有し、当該分野で電気保安行政を技術的側面からリード。 立入検査の実施に当たり、立入検査に非協力的だった事業者への長期にわたる対応や、山奥遠方への出張、事業者への指摘事項 (改善必須/推奨事項) の調整等に最大限の人的資源を投入し立入検査70件を全件完遂。 電気保安取組で得られた知見を活用した注意喚起を通じた事故・被害低減への貢献。 業界別の電気保安スマート化推進状況の把握調査・分析。 <p>(その他)</p> <p>「環境配慮型繊維染色技術の社会実装への貢献」として、令和5年度よりチームNITE内のタスクフォースにおける無水・CO₂無排出染色加工技術開発に資する標準化・適合性評価活用に向けた事業者支援の取組を行ってきた結果として、令和6年度において、今後の標準化・認証実施体制構築も視野に入れた事業実施に繋がり得る新たな産学コンソーシアムの形成に繋げた。</p>		
--	--	--	--

4. その他参考情報

—

II. 業務運営の効率化

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II	業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビ ュー	予算事業 ID 003890、003891

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
<u>(別添) 年度目標、事業計画</u>				
主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評価	
予算削減における効率化等	<p>●運営費交付金業務の予算削減における効率化</p> <p>機構は、新規に追加されるものや拡充分の他、人件費、事務所賃料等の効率化できない経費等を除外した上で、業務経費の効率化として前年度比1%減、一般管理費の効率化として前年度比3%減を係数として乗じた運営費交付金の交付を受け、効率化目標（業務経費の効率化として前年度比1%減、一般管理費の効率化として前年度比3%減）を達成した。</p> <p>●調達等合理化計画</p> <p>令和6年度調達等合理化計画について、契約監視委員会（令和6年6月10日）における了承を経て公表（令和6年6月25日）し、一者応札・応募の減少のために事業者が応札準備期間を十分に確保できるように、以下の取組を継続的に実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> すべての役務調達について入札説明会の実施や調達予定情報の Web サイトでの公開等による情報提供の充実 機構 Web サイトから入札説明書をダウンロードできる仕組みや Web 会議を活用した入札説明会の実施や、電子入札システムによる入札の拡大を行う等、入札参加者の利便性の向上 応募者の増加を促すため、十分な公告期間の確保や入札案件に応じた入札参加資格（ランク）の緩和 入札不参加事業者への聞き取り調査を行い、改善策を検討 	<p>評価：B</p> <p>年度目標に掲げられた、1. 業務改善の取組に関する目標、2. 給与水準の適正化等、3. 業務の電子化を軸に機構全体の業務運営の効率化に努め、期初の計画を達成した。</p> <p>1. 業務改善の取組に関する目標については、業務経費を前年度比1%以上、一般管理費を前年度比3%以上の経費削減をするとともに、調達等合理化計画に基づいた適正化の取組について指標を達成した。</p> <p>2. 給与の適正化等については、機構の令和6年度の給与水準に関する対国家公務員（ラスパイレス）指数は95.4（年齢・地域・学歴勘案、令和5年度は95.3）であり、適正な給与水準を維持した。</p> <p>3. 業務の電子化については、会計部署の契約一覧表作成業務の見直しを行い、会計データの構造の解明による業務プロセスの抜本的見直しやデジタル技術を活用した自動化により、業務の効率化・高度化が可能であることを明らかにした。</p> <p>また、機構内のコミュニケーションツールをメールから Teams へ、ファイル共有ツールをファイルサーバから SharePoint へ移行を本格化すべく、手引きを策定して役職員に周知することで業務生産性向上を図った。</p>	<p>評価 B</p> <p><評価に至った理由> 所期の目標を達成しているため、B評価と判断した。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> —</p> <p><その他事項> —</p>	
給与水準の適正化	<p>●給与水準の適正化</p> <p>機構は、人材の効率的・有効活用、適正配置を推進し、職員数及び人件費の厳正な管理を行うことで、給与水準の適正化を図った。</p>			

		<p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」で求められている国家公務員の給与を参酌した給与水準の妥当性については、令和6年度給与水準に関する対国家公務員（ラスパイレス）指数を算出し、95.4（年齢・地域・学歴勘案、令和5年度は95.3）と国家公務員とほぼ同水準であり、適正な給与水準を維持した。</p>		
	<p>業務の効率化の取組</p>	<p>●業務の効率化</p> <p>デジタル技術を活用した業務の効率化として、以下の取組等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数者が手作業や繰り返し作業を行うため負荷が大きく、また業務手順が標準化されていないことが課題となっている会計部署の契約一覧表作成業務における情報抽出及び一覧化作業に対して、業務のプロセスの抜本的見直しやデジタル技術を活用することで8人から1人で実施可能とする新たな業務フローを構築し、実務への適用可能性を検証した。 ・機構内のコミュニケーションツールをメールから Teams へ、ファイル共有ツールをファイルサーバから SharePoint へ移行を本格化すべく、関係部署が連携して「Teams 活用の手引き」を策定し、説明動画とあわせて役職員に周知した。その結果、機構全体で内部メール件数が対前年度比約4割減となった。 		

<p>4. その他参考情報</p>
<p>—</p>

Ⅲ. 財務内容の改善

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビ ュー	予算事業 ID 003890、003891

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 年度目標、事業計画				
主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評価	
適切な予算管理等	<p>●適切な予算管理 予算執行の透明性を図るため、各分野から、四半期ごとに報告を求め、予算執行率の確認を適時行った。予算の執行状況を踏まえつつ、機構内の補正予算編成(予算の組み替え)を年2回行うことにより、予算を効果的に執行した。これらの取組により、予算執行率約98.1%を実現した。</p> <p>●手数料の見直し 機構における手数料設定及び見直しルールを徹底し、対象であるすべての手数料について見直しを行い、受益と負担の適正化を踏まえた手数料額を設定した。</p> <p>●会計処理の適正化及び財務諸表の作成 独立行政法人向け説明会への参加や会計監査人への相談等により情報収集や事前準備を行いながら、会計監査人の適正意見を得た令和5事業年度財務諸表を作成し、令和6年6月に経済産業大臣に提出し承認を受けた。 会計処理に携わる担当者との直接対話や意見交換、会計担当者を集めた会議の開催により、担当者間で情報共有し、誤った会計手続を防ぎながら適正な会計処理を行い、機構の財務状況における信頼性を確保した。 また、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」の改訂に対応して、令和6年度会計処理を適正に行った。</p> <p>●借入れについて 借入の実績なし。</p>	<p>評価：B 適切な財務管理や業務の効率的な実施による費用の低減、手数料の見直しを適切に行った。 その結果、健全な財政状態を基にした法人運営を行うことで、財務の安定した国民へのサービスの提供を行うことができた。</p>	<p>評価 B</p> <p><評価に至った理由> 所期の目標を達成しているため、B評価と判断した。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> —</p> <p><その他事項> —</p>	

4. その他参考情報
—

IV. その他マネジメント

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV	その他主務省令で定める業務運営に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビ ュー	予算事業 ID 003890、003891

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
事業年度7月末までに 新規に着任した役職員 のITパスポート試験 等情報処理技術者試験 の取得率	70%以上	—	—	—	—	88%	96%	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
<u>(別添) 年度目標、事業計画</u>				
主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評価	
広報の取組	<p>●広報、情報提供の推進</p> <p>情報提供としては、ウェビナーや説明会の実施など、創意工夫しながら、可能な限り各部門ともに情報発信、提供等を行った結果、1,097件となり、前年度比93%であった。メディアにおける報道実績は、メディアへの積極的な情報提供によりメディアリレーションを強化したことで、TV放映594件、新聞掲載180件で前年度比126%であり、前年度を上回った。Webメディアに機構が提供したニュース、映像等が7,817件取り上げられ、前年度比95%となった。</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メディアリレーション強化に努め、日刊工業新聞に寄稿し、取り上げられ、新聞掲載数が前年度比113%へと増加した。寄稿は、令和6年10月から令和7年5月まで「安全とイノベーション」というタイトルで日刊工業新聞において連載を行い、計14本（令和6年度に11本、令和7年度に3本）掲載した。日刊工業新聞での連載寄稿は初めての試みであり、機構の最新動向を広く発信できた。 ・災害や家庭用製品による死亡事故発生時など、国民の関心が高いタイミングに、製品事故に関する情報提供や注意喚起等を行った。 ・こども向けイベントとして、「経産省こどもデー」での出展（機構ブースへの来場者数580名）、「世田谷区STEAM講座」で親子に実験(15組)を行い、参加者から高い満足度を得ることが出来た。 	<p>評価：A</p> <p>定性指標「DXに向けた中期的な方向性も盛り込んだ新たなアクションプランの策定を行う」について、年度内にDXアクションプランを策定し、指標を達成した。DXアクションプラン策定にあたっては、将来の機構を担う世代たる若手を中心にPTを設置し、初めにアクションプランを策定する手法を習得する研修を実施した。その後、計94回に及ぶ継続的な議論や役員との意見交換等を行い、4～5年後を見据えたアクションプランに仕上げた。あわせて、役員との意見交換や機構内での進捗共有により、役職員一人一人のアクションプランの自分事化を推進し、令和7年度以降に機構全体でアクションプランを実行していく機運を醸成した。加えて、分野ごとの課題を並列に整理することで機構全体の共通課題を明確化した。更に、当該アクションプランの先行的実施として機構内の予算管理業務や会計業務の効率化に取り組み、当該業務の効率化・高度化が実現できることを明らかにした。</p> <p>このように、単にアクションプランを策定するだけに留まらず、アクションプランの内容を充実させるための工夫を行い、数多くの議論を重ね、機構全体の共通課題を明確化し、加え</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>定量的にはAの基準を満たしている。アウトプットとアウトカムのつながりや定量的指標の達成状況における法人の業績向上努力の貢献度合い等を踏まえ、所期の目標を達成している水準であるB評価と判断した。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、DXの取組を加速し、AI・デジタル技術等のテクノロジーの徹底活用によるデジタル化の推進により、組織全体の生産性が高まっていくことを期待。 <p><その他事項></p> <p>(有識者からのコメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マネジメントの部分は、製品安全のように、法改正して顕著な成果が出たといったことがなかなか見えづらい部門であるというの 	

- ・コロナ禍により開催できなかった「NITE フレンドシップデイ」を5年ぶりに開催。近隣住民を中心に228名を集客し、近隣住民と機構職員とのコミュニケーション及び相互理解を図った。
- ・本所1階のNITE スクエアの業務紹介ポスターを昨年度作成したVI マニュアルに則り8年ぶりにリニューアルし、レイアウトやイラスト、英文など、全ポスターに統一感を持たせた。
- ・NITE 講座を開催し、ステークホルダーを含む一般国民に対して機構5分野が必要な情報を届けた。機構への理解を深めるとともに、外部の人材育成にもつなげることができた。
- ・12月にデジタルネイティブの若手職員によるSNS改善チームを設置し、就職活動生が採用情報を得やすいようSNSの活用の検討を開始した。
- ・経済産業省や企業等に訴求するための統合レポート（事業報告書）について、ステークホルダー目線によりわかりやすいレポートとなるよう、ストーリー性やビジュアル面を強化する等、デザインから制作した。英語版パンフレットを8年ぶりに更新し、公開した。
- ・大阪・関西万博日本館への微生物の働きによる資源循環に関する展示・演出協力を行い、持続可能な経済社会の実現における微生物の役割の紹介に貢献した。万博を好機と捉え部門横断的なプロジェクトチームを設置し、大阪事業所における広報活動の体制を整備した（説明用コンテンツの整備、視察・見学対応全体の工程管理を行うマニュアルを作成）。万博パンフレットの配布、機構ホームページやメルマガ、SNS、万博ロゴ付き名刺の活用等により万博の機運醸成に貢献した。

これらの結果、機構が行った情報発信に対し、アウトカムについて、昨年度を上回る成果が得られた。

【アウトカム】

	令和6年度	令和5年度	令和4年度
TV 放映 (回)	594	456	357
新聞掲載 (回)	180	159	103
SNS の追加フォロワー数	9,188	4,962	7,197

視聴者の心に刺さる動画作成を意識し、季節や時事に合わせた YouTube 動画を投稿した。また、YouTube 動画投稿にあわせてタイムリーな X 投稿を行うなど施策を講じた結果、SNS の追加フォロワー数は9,188 となり、前年度比 185%となりフォロワー数の多い一昨年度比でも 128%になった。

●内部向け広報の推進

機構内の各種活動を内部に広く広報し組織内の活性化を目的に「このごろのナイト」をタイムリーに配信した。広報委員会において、部門や支所からの情報提供や投稿を呼びかけるとともに、日々集まる情報の中から部門を越えて共有すべき情報（部門の出来事、お役立ち情報等）の配信に努めた。震災の被害に遭った北陸支所から「北陸支所の今」として震災からの復興状況や教訓を機構全体に発信した。その

て、デジタル化の推進による予算管理業務や会計業務の効率化に道筋を付けたことは大きな成果である。

事業計画に記載の定量指標「令和6年7月末までに新規に着任した役職員の IT パスポート試験等情報処理技術者試験の取得率を70%以上」について、新規着任者がデジタルに関する広範な知識を習得することを促すため、自己研鑽型 e ラーニングによる学習の機会を提供する等した結果、取得率 95.5%となり、指標（70%）を大きく上回った。

これら定性指標及び定量指標の達成に加えて、各部門の取組の成果が持続的に創出されるよう、イノベーション支援の取組、広報、人材確保と人材育成、中長期的な組織運営など様々な取組を積極的に実施して成果を上げたことは、計画水準を大きく上回るものである。

○SNS の追加フォロワー数、TV 放映及び新聞掲載の大幅増

令和6年度も引き続き、時事性や社会性を踏まえたテーマ（リチウムイオン電池（非純正バッテリー）の発火、エアコン内部洗浄時の事故、除雪機の事故、電力安全、バイオテクノロジー等）を選定し、リリース発出や印象に残る動画作成を意識した YouTube 動画の公開を行った。X では動画付きの投稿や、複数の製品事故をまとめた画像付きの投稿数を増やし、YouTube 動画の公開とリンクさせるなどの施策を講じた。

また、より多くの方に情報を届けるためには TV や新聞、Web ニュースに掲載される必要があるため、メディアへの取材協力に真摯に対応するとともに、日刊工業新聞への寄稿などメディアアリレーション強化に力を入れメディア掲載増につながった。

結果、SNS の追加フォロワー数は前年度比 185%となり、投稿内容がよりフォロワーにリーチしたと考えることができる。

○NITE フレンドシップデイの5年ぶりの開催

コロナ禍により開催できなかった「NITE フレンドシップデイ」を5年ぶりに開催し、多くの近隣住民に参加していただき機構職員とのコミュニケーション及び相互理解を図ることができた。

○内部広報（このごろのナイト）の積極的な発信

機構内の出来事をタイムリーに発信し発信件数が前年度比 443%と大幅な増となり、組織内の活性化に貢献した。

○大阪・関西万博の開催を見据えた広報活動

大阪・関西万博日本館への微生物の働きによる資源循環に関する展示・演出協力を行うとともに、万博を好機と捉え部門横

が大前提としてある。NITE のマネジメントは

すごく改善してきていると認識している。
 ・他の独法を見ても、NITE のような取組をしている独法はないのでは。これが結果的に色々な事業のスピードを上げているのと、人材育成につながっており、マネジメント能力が継続して上がってきていると思う。

	他、外部視察やイベント、職員紹介等を合わせ、計 93 件の配信を行い前年度の 4 倍以上の配信を行った。	断的なプロジェクトチームを設置し広報活動の体制を整備した。機構大阪事業所における展示強化、万博パンフレットの配布、万博ロゴ付き名刺の活用等により万博の機運醸成に貢献した。	
人材の確保、育成の取組	<p>●人材の確保と人材配置</p> <p>新規職員の採用活動では、国家公務員志望者が激減している中、求める人材にリーチする以下の戦略的な採用活動を実施した結果、厳しい状況の中でも目標としていた 16 名（うち女性 8 名）の採用を決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構のダイバーシティや職場環境をアピールするため、若手職員が中心となって採用パンフレットを刷新 ・不足している採用区分へリーチするために分野別の座談会を実施 ・今までアピールできていない地方へのアプローチのため、全国の人事院による合同説明会に参加 ・昼間の参加が難しい社会人へリーチするため、夜の業務説明会を実施 ・現場の業務に興味がある学生へのアピールのため、バイオテクノロジーセンター（木更津市）、大阪事業所（製品安全、蓄電池等）でも説明会を実施 ・多くの女性が活躍していることを伝えるため、えるぼし認定をアピール <p>官庁訪問においては、東京、大阪の 2 拠点で実施、さらに一次面接はオンラインで実施することで、訪問者が機構に応募しやすい体制を整えた。</p> <p>また、社会的要請に迅速に対応するため、高度な専門性を有する人材を対象として選考採用を行い、3 名の採用を決定した。さらに専門性を有する人材を計画的に確保していくために、今年度から「選考採用の雇用計画」を作成した。</p> <p>さらに、機構は、常勤職員のほか、非常勤職員や調査員として企業や大学等で専門性を高めた多様な人材を確保しており、各者が各部門においてそれぞれの役割を担い、能力を発揮している。これにより、製品安全、化学物質管理、バイオテクノロジー、適合性認定、国際評価技術等、多岐にわたる技術的事業を展開している。</p> <p>人材配置においては、各部門幹部と人事当局が協力して、各職員の人材育成を十分に議論した上で、中期的視点を考慮し案を作成している。また、異動時に一人一人に任用意図を伝えるなどで職員のモチベーション向上を図っている。一方で、機構内で行った満足度調査において「人材配置」への満足度が他項目と比べて低かった（令和 5 年度）ことを踏まえ、令和 6 年度は人材育成と適正配置に向けた新たな取組を職員に広く周知するための全職員向け説明会「NITE の人材育成と適正配置に向けて」を開催した（令和 6 年 8 月）。こうした取組の結果、令和 6 年度満足度調査では「人材配置」への満足度が上昇した。また同時に、深掘り調査として、人材配置の中でも「自分自身の配置」への満足度について調査し、満足度が高いことを確認するとともに、今後の方針策定の足がかりとした。</p>	<p>○人材の確保（新規職員採用活動）</p> <p>国家公務員志望者が激減している中、求める人材にリーチする戦略的な新規職員採用活動として、採用パンフレットの刷新、分野別座談会、夜の部の業務説明会等を実施した。その結果、厳しい状況の中でも国家公務員一般職試験合格者から目標としていた 16 名の採用を決定した（前年度採用者は 9 名）。また、えるぼし認定のアピールにより、採用者の女性比率 50%と高い水準で獲得できた。</p> <p>○人材育成と適正な人材配置</p> <p>人材配置にあたっては、各部門幹部と人事当局が協力して、各職員の人材育成を十分に議論した上で、中期的視点を考慮し案を作成している。また、異動時に一人一人に任用意図を伝えるなどで職員のモチベーション向上を図っている。</p> <p>人材育成においては、管理職の業績目標に「部下の人材育成」を入れることで、各職員の人材育成を後押ししている。管理職自身については、多面評価の結果を活用し、管理職が自身のマネジメント向上につなげてもらうとともに、人事部門からも研修の機会を提供している。</p> <p>上記のような様々な取組に加えて、令和 6 年度は、人材育成と適正配置に向けた新たな取組を職員に広く周知するための全職員向け説明会を開催し、職員の更なる理解向上を図った。</p> <p>こうした取組の結果、満足度調査において他項目と比べて満足度が低かった「人材配置」への満足度が向上した。</p>	
内部統制やリスク管理の取組等	<p>●トップマネジメントによる意思決定</p> <p>組織運営に関する重要事項の基本方針及び事業執行に係る判断を行うため、理事会（12 回）を開催し、組織運営の検討、事業執行に係る判断、機構の運営に関する情報</p>	<p>○第 2 期中期方針の中間評価及び改定の実施</p> <p>機構は、常に中長期的な方向性を持ちつつ戦略的に業務を行うため、機構内で中期方針を策定している。近年、社会の課題</p>	

		<p>の共有等を行うために、理事長・理事と各センター等所長等で構成する運営会議（17回）を開催した。また、各階層におけるコミュニケーションを活性化するため、各階層に理事長と部門長、理事長と計画課長が直接議論する理事長－所長会議（10回）、理事長－計画課長会議（10回）を開催した。</p> <p>加えて、日常的に開催される会議では把握しきれない各分野の詳細な目標・計画、業務の進捗状況及び世の中への貢献（アウトカム）についての集中的な議論を行う場として、分野ごとに理事長ヒアリング（12回）を開催した。</p> <p>さらに、理事長のトップマネジメントの下、常に中長期的な方向性を持ちつつ戦略的に業務を行うため、機構内で中期方針を策定（第1期：2018～2021年度、第2期：2022～2026年度）しており、今年度は第2期の3年目の年として、第2期上期の取組状況やその間の環境変化を踏まえて中期方針の中間評価を9月に行い、機構全体として今後重点的に取り組むべき方向性を再整理し、中期的視野に立った組織運営を実施するため、11月に中期方針を一部改定した。</p>	<p>や政策ニーズは急速に変化していることから、中期方針の見直しの可否を含めて、中期方針の中間評価を9月に実施した。中間評価では、部門ごとに理事長に報告し、理事長と部門長が直接議論を行うことで、トップマネジメントによる中期的方向性を意思決定し、11月の中期方針一部改定に繋がった。</p> <p>以上により、機構として今後重点的に取り組むべき方向性を示したことで、中期的視野に立った組織運営を可能にした。</p>	
情報セキュリティ対策の取組		<p>●情報セキュリティ対策</p> <p>関係機関から提供される不審メールや不正プログラム、標的型メールの情報（1,096件）を活用し、職員に対して注意喚起を行うことによりインシデント（標的型攻撃メールによる情報搾取等）の発生を未然に防止した。また、当該情報のうち、機構に対する不正通信情報（6件）に対して、迅速に状況を把握するとともに内容の解析を行い適切に対処した。さらに、不正通信情報においては、その内容に応じて一部の通信の遮断を行った。</p> <p>一方、機構の全課室を対象に、課室単位でのリスク検討会を実施し、自部署が抱える情報セキュリティ上のリスクを洗い出し、抽出したリスクへの対策に取り組んだ。</p> <p>●情報セキュリティ教育</p> <p>情報セキュリティ教育については、全職員を対象として、令和6年9月24日から令和6年11月25日までの2か月間、eラーニングでの研修を実施し、理解を浸透させるために理解度テスト（合格条件は正答率80%以上）を義務づけた。また令和6年10月7日から令和6年12月9日までの2か月間、自己点検をWebアンケート形式で実施した。</p>	<p>○課室単位での情報セキュリティ上のリスクに関する検討会を実施</p> <p>情報セキュリティ対策の一つとして、令和6年度は課室単位でのリスク検討会を実施した。各部署における情報セキュリティ上のリスクを抽出し、どのような対策を行うべきか課室ごとに検討し、取りまとめた。その結果、全53課室、約650名の職員が討議に参加し、577件のリスクを洗い出した。これにより、自部署のリスクを課（室）員で共有し、職員一人一人のリスク意識を高めることができた。また、実施結果から、機構全体の傾向や部門ごとの特徴などを把握することができ、今後のリスク対策に活かせるデータが得られた。</p>	
デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進の取組		<p>●デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進</p> <p>経済産業省が令和元年7月にとりまとめた『「DX推進指標」とそのガイダンス』（令和5年12月、（独）情報処理推進機構により改訂）を踏まえ、機構全体のデジタル化を推進するため、マネジメント分野を主体に6つのTFで構成される「分野別DXアクションプラン策定PT」を令和6年6月に設置し、その後計94回に及ぶ継続的な議論や役員との意見交換を重ね、随時各分野内に共有を図りながら、業務のDXに向けた中期的な方向性も盛り込んだ「分野別DXアクションプラン」を策定した。当該アクションプランの確実な実行のための取組として、「経営レベル及び実務レベルでの定期的な進捗確認と経営者の判断による見直しを可能とする仕組みの構築」と「デジタル監をハブとした各分野で得られたデジタル技術に関する知見の共有及びデジタル監による助言や調整等の伴走型支援」を当該アクションプランに明記した。</p> <p>また、当該アクションプランを策定する中で、深掘り検討を幾度も重ねて各分野の根本的な上位課題を追求することで「業務プロセスやデータに関するマネジメント」</p>	<p>○分野別DXアクションプランの策定</p> <p>令和6年6月のPT設置後、同年9月にはビジネスフレームワークを活用し、あるべき姿の実現に向けたアクションプランを策定する手法を習得する研修を実施した。将来像や課題、対応方針、ロードマップを継続的に議論し、役員との意見交換も重ねながら、進捗を部門全体で共有することで役職員一人一人がアクションプランを自分事として捉えられるよう推進した。</p> <p>また、機構における共通課題である「業務プロセスやデータに関するマネジメント」への先行対応として「業務の可視化に係る研修」を実施した。当該研修を通じて知識・スキルを習得した結果、現状業務を可視化した上で、業務フローの見直しやデジタルツールを活用した定常業務の自動化等による業務改善を行いたいといった声があり、業務運営・意思決定の効率化・</p>	

	<p>及び「技術やノウハウの継承に係るマネジメント」といった機構における共通課題を明らかにした。そのうち、「業務プロセスやデータに関するマネジメント」への先行対応として、業務改善の基盤となる「業務の可視化」から業務改善における課題抽出、改善策の立案、実施におけるマネジメント手法等までの一連のスキル習得のための研修を計2日間×2クールで実施し、職員26名が受講した。</p> <p>機構のデジタルリテラシーの向上（組織全体のボトムアップ）の一環として、役職員がITパスポート試験等を受験する取組を実施した。その結果、新規に着任した役職員におけるITパスポート試験等情報処理技術者試験の取得率は95%となり、今年度事業計画に示した指標「令和6年7月末までに新規に着任した役職員にITパスポート試験等情報処理技術者試験の受験を推奨し、これらの役職員のITパスポート試験等情報処理技術者試験の取得率を70%以上」を達成した。</p>	<p>高度化を実現するための人的資本強化に貢献した。</p>	
<p>イノベーション支援の取組、チームNITEの活動等</p>	<p>●チームNITEの活動</p> <p>「チームNITE」※1に「NICE」※2を統合し、新たな「チームNITE」として活動を開始し、プレスリリース（5月16日）を発売した。新チームNITEの活動開始とあわせて対外的PRを強化し、パンフレットの作成及びホームページの改定（7月）、NITEスクエアのポスター掲示（9月）、北陸未来共創フォーラム 情報交換会でのブース出展（9月）を行った。また、バイオサイエンスとインダストリー（B&I）誌「産業と行政」（（一財）バイオインダストリー協会発刊）への寄稿、各地域の産業技術連携推進会議・地域部会合同会議での紹介を行った。</p> <p>加えて、各部門・事業所・支所それぞれにチームNITE担当窓口を置き、Microsoft Teamsを通じて連絡・調整する方式を新たに採用し迅速な連絡調整を実現するとともに、実務担当者会を立ち上げ実務メンバーによるすり合わせ等を定期的に行った。また、各部門長、支所長をメンバーとするチームNITE全体会を立ち上げ、チームNITE活動の方向性等について認識合わせを行うとともに、全体会各メンバーから所属の部門・支所職員に展開を行うことで職員各層での新チームNITEの浸透を図った。</p> <p>以上により、事業者がワンストップでアクセスでき、また、部門・支所・事業所がより連携しやすくなり、機構の総合力を活かしたイノベーション支援をオールNITEで対応できる体制が整った結果、令和6年度は前年度比3倍の88件の相談を受け付け、技術相談58件、講師派遣等16件への依頼に対応できた（令和5年度は28件）。</p> <p>なお、88件のうち支所が約4分の1を受け付けた。支所は地域拠点として地域ネットワークに参画し、拠点毎に協力体制を構築、かつ、部署間連携を深めることで、有機的なチームNITE活動を展開している。</p> <p>※1 事業者が有する技術の社会実装支援や、製品等市場での普及拡大・差別化といった新たな価値提供につながる標準化や評価制度導入を支援する取組</p> <p>※2 NITEイノベーション協創プログラム「NICE（NITE Innovative Collaboration Expert）」</p>	<p>○新チームNITEによる効率的かつ効果的なオールNITEでのイノベーション支援</p> <p>新チームNITEの取組開始とあわせ、地域拠点である支所・事業所を中心に関係機関へプレスリリースの案内を実施した。また、各部門では来訪者等へのパンフレット配布やホームページの案内を、チームNITE事務局では各種セミナーでの講演とその後の名刺交換を行う等、機構外への展開及びPR活動を積極的に実施したことで、具体的な相談案件へとつながり、令和6年度の相談受付件数は前年度比3倍の88件となった（令和5年度は28件）。</p>	

4. その他参考情報

—

項目別調書 No.	対応する年度目標	対応する事業計画
I-1 製品安全分野	<p>経済産業省による製品安全政策の下、製品事故に関する情報の収集及び調査による原因究明等を通じ、再発防止と未然防止に貢献するとともに、経済産業省の製品安全施策を支援し、事業者等との連携や積極的な情報提供によって、製品の安全性向上及び製品安全意識の向上に向けた取組を実施する。特に、消費生活用製品安全法や電気用品安全法等で求められる法執行支援を着実に実施するとともに、製品の安全性に関する技術上の調査等により得られた経験・知見を活かして、事業者および消費者の製品安全意識に迅速に働きかけ、社会全体の安全性の向上を支援することで、安全で豊かな暮らしの創出に貢献する。</p> <p>以下の1. から3. までの業務を実施し、指標もあわせて設定する。</p> <p>1. 製品事故情報等の収集及び調査、調査の高度化・効率化</p> <p>(1) 製品事故情報の収集及び調査</p> <p>消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故及び特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査について、事故の多発性や被害の重篤度等を考慮した経済産業省の指示に基づき、柔軟に対応できる体制を構築する。</p> <p>(2) 事故原因究明の高度化・効率化</p> <p>事故調査から得られる技術的な知見及びAI、RPA等の新技術を活用し、原因究明における究明率の向上、調査期間の短縮等につなげる取組を引き続き行う。</p> <p>2. 立入検査の実施、技術上の基準に関する取組</p> <p>(1) 立入検査の実施等</p> <p>法令（製品安全4法（消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）、産業標準化法、家庭用品品質表示法）に基づく製造事業者等に対する立入検査・適合性検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。</p> <p>(2) 登山用ロープの技術基準適合確認試験の実施</p> <p>製造・輸入事業者から消費生活用製品安全法で特定製品として規制されている「登山用ロープ」に係る技術上の基準への適合性確認依頼があった場合は、落下衝撃試験等の項目を遺漏なく実施する。</p> <p>(3) 技術基準整備の推進</p> <p>製品安全制度の国際整合化に対応するため、経済産業省における電気用品安全法等に係る技術基準体系の整備を経済産業省の要請に基づき支援する。</p> <p>3. 製品事故調査結果・分析等から得られる知見の活用</p> <p>(1) 国内外における製品事故情報等の収集・海外関係機関との連携の強化</p> <p>輸入製品による事故防止の強化を目的とし、海外のリコール情報を収集し、我が国の行政機関等に提供することで、国内における安全な製品の流通を支援する。米国消費者製品安全委員会（CPSC）等の海外関係機関との連携や、製品安全をテーマとした国際的なシンポジウムやセミナーに参加し、製品安全に係る情報を収集するとともに、参加各国との意見交換もを行い、国際的な製品安全に係る連携構築や今後の我が国の製品安全施策への活用を図る。</p> <p>また、誤使用・不注意事故に対し、事故当時の行動や発生状況等、背景要因の情報収集を行う。</p> <p>(2) 製品安全施策への取組</p>	<p>製品事故の原因を究明、分析し、その結果を経済産業省、事業者及び消費者へ情報提供を行うことで、同種の製品事故の再発防止と未然防止を図る。加えて、予兆事象を活用した製品事故の未然防止に資する情報の提供を通じて、事業者による安全な製品の設計・開発、流通に貢献し、また、消費者の誤使用・不注意による製品事故を防止する。</p> <p>さらに、リスクアセスメントによる安全の考え方と国際整合性のある規格・基準に基づく製品安全の確保を、国民生活や企業活動に定着させるための中心的な役割を担うべく、経済産業省の製品安全施策を支援するとともに、事業者等との連携や積極的な情報提供によって、より安全な製品が普及する社会を支える。</p> <p>なお、社会の変化に対し適時適切に対応するため、外部情報の収集及び活用を積極的に行い、社会的ニーズの迅速な把握に努めるとともに、分野間での連携を進め、機構が保有する技術的知見の有効活用を図る。</p> <p>以下の1. から3. までの業務を実施し、指標もあわせて設定する。</p> <p>【年度目標の達成に向けた重点的な取組】</p> <p>①技術的視点に基づく法執行支援業務の着実な実施</p> <p>②蓄積した知見等を多角的に活用した本質的な製品安全に対する支援</p> <p>③多彩な情報発信による製品安全意識の喚起及び定着</p> <p>1. 製品事故情報等の収集及び調査、調査の高度化・効率化</p> <p>(1) 製品事故情報の収集及び調査</p> <p>消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故及び特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査について、事故の多発性や被害の重篤度等を考慮した経済産業省の指示に基づき、柔軟に対応できる体制を構築する。</p> <p>また、非重大製品事故の収集にあたっては、事故情報報告システムの周知、製造・流通事業者等の協力及び同システムの活用を通じて効率的に行い、必要に応じ原因調査を行う。</p> <p>これらの調査にあたっては、警察、消防、消費生活センター等の関係機関と連携し、可能な限り迅速かつ的確に行うとともに、過去の調査結果についてAI技術を活用し、調査を効率的に進める。</p> <p>更に、製品に使用される部品及び材料の性能・品質の劣化等と製品事故との因果関係の究明・解析、事故発生メカニズム等の解明にあたっては、化学物質管理分野が持つ化学物質に係るリスク評価技術、バイオテクノロジー分野が持つ皮膚障害原因物質を特定する技術等を適宜活用するものとする。</p> <p>(2) 事故原因究明の高度化・効率化</p> <p>事故調査から得られる技術的な知見及びAI、RPA等を活用し、原因究明における究明率の向上、調査期間の短縮等につなげる取組を引き続き行う。</p> <p>具体的には、機構が保有する事故情報及び調査データを基に、AIを利用した製品事故の原因予測及び調査方針の決定を行う仕組みやRPAによる報告書作成・報告業務等の省略化を推進する。</p> <p>2. 立入検査の実施、技術上の基準に関する取組</p>

<p>重大製品事故及び非重大製品事故の中で、特に事故の多発性や被害の重篤度等を考慮し、追加的に詳細な調査が必要となる事案については、他の業務との資源配分も考慮し、経済産業省と連携し、調査を行う。</p> <p>また、機構が保有する事故調査データの分析や事故調査データと機構外の製品安全に関する情報・統計データを組み合わせた分析から得られる知見も活用し、経済産業省に対して製品安全施策における製品事故の防止につなげる提案を行う。</p> <p>その他、消費者の安全確保と企業価値の向上を両輪とした製品安全市場を形成するための新たな制度構築に向け、誤使用・不注意による事故リスクの低減した製品に対する評価方法の整理やリスクアセスメント等を通じ、支援する。</p> <p>(3) 製品の安全性向上に対する支援</p> <p>事故調査結果や保有する事故調査データに基づき、事業者へ製品事故の防止に資する情報を積極的に提供し、事業者に寄り添ったより安全な製品の設計・製造・流通のための活動を支援する。</p> <p>リスクアセスメントに資するデータの拡充やツールの活用、共通規格の普及等をより促進することで製品事故の未然防止につながる効果的な対策を提供するとともに、再発防止措置が必要な案件について事業者へ具体案を提示し、自主的な措置対策に繋がるよう、積極的に働きかけを行う。</p> <p>また、製品事故の防止に資する情報を事業者が体系的に利用できる仕組み（製品事故予測システム）を普及させ、事業者による自主的な製品事故の未然防止対策を支援する。</p> <p>(4) 技術基準・規格等の提案及び作成の支援</p> <p>事故調査結果の分析から得られる知見等を活用し、製品事故の未然防止に資する技術基準・規格等に関する調査を行い、必要に応じ国内関係者へ提案を行う。また、民間団体等が行う製品安全に係る技術基準・規格等の作成及びその普及を支援する。</p> <p>(5) 製品安全意識の向上に対する支援</p> <p>事故調査結果の分析等を行い、製品をより安全に使用するための情報を積極的に提供し、様々な年代・趣味・趣向に合致した印象に残る情報を届けることで、製品安全意識の向上を支援する。</p> <p>また、製品安全に関する取組に積極的な事業者等とのコラボレーションを実施するとともに、地域連携の強化を図る。</p> <p>(6) 保有する技術的な知見・設備の活用</p> <p>これまでに蓄積した事故調査等に関する技術的な知見について、技術継承を進めるほか、施設や試験設備の有効活用を図る。</p> <p><指標></p> <p>指標 1-1：消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査の実施において、当該年度に公表された案件の総調査スコアを総標準スコア比 23%増以上とすることにより、社会全体の安全性の向上に寄与する。（アウトカム指標）【重要度高】</p> <p>指標 1-2：情報発信による消費者へのリーチ数について過去 3 年平均を上回る。</p> <p>指標 1-3：消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故及び特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査の実施件数（全件実施）</p> <p>指標 1-4：各法律に基づく立入検査及び適合性検査の実施件数（全件実施）</p> <p>指標 1-5：整合規格案の技術評価件数（全件実施）</p> <p><目標を上回る水準として考慮する事項></p>	<p>(1) 立入検査の実施等</p> <p>法令（製品安全 4 法（消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）、産業標準化法、家庭用品品質表示法）に基づく製造事業者等に対する立入検査・適合性検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。</p> <p>(2) 登山用ロープの技術基準適合確認試験の実施</p> <p>製造・輸入事業者から消費生活用製品安全法で特定製品として規制されている「登山用ロープ」に係る技術上の基準への適合性確認依頼があった場合は、落下衝撃試験等の項目を遺漏なく実施する。</p> <p>(3) 技術基準整備の推進</p> <p>製品安全制度の国際整合化に対応するため、経済産業省における電気用品安全法等に係る技術基準体系の整備を経済産業省の要請に基づき支援する。</p> <p>3. 製品事故調査結果・分析等から得られる知見の活用</p> <p>(1) 国内外における製品事故情報等の収集・関係機関との連携の強化</p> <p>輸入製品による事故防止の強化を目的とし、海外のリコール情報を収集し、我が国の行政機関等に提供することで、国内における安全な製品の流通を支援する。米国消費者製品安全委員会（CPSC）等の海外関係機関との連携や、製品安全をテーマとした国際的なシンポジウムやセミナーに参加し、製品安全に係る情報を収集するとともに、参加各国との意見交換も行き、国際的な製品安全に係る連携構築や今後の我が国の製品安全施策への活用を図る。</p> <p>また、誤使用・不注意事故に対し、事故当時の行動や発生状況等、背景要因の情報収集を行う。</p> <p>(2) 製品安全施策への取組</p> <p>重大製品事故及び非重大製品事故の中で、特に事故の多発性や被害の重篤度等を考慮し、追加的に詳細な調査が必要となる事案については、他の業務との資源配分も考慮し、経済産業省と連携し、調査を行う。</p> <p>また、機構が保有する事故調査データの分析や事故調査データと機構外の製品安全に関する情報・統計データを組み合わせた分析から得られる知見も活用し、経済産業省に対して製品安全施策における製品事故の防止につなげる提案を行う。</p> <p>その他、経済産業省が推進する消費者の安全確保と企業価値の向上を両輪とした製品安全市場を形成するための新たな制度構築に向け、誤使用・不注意による事故リスクの低減した製品に対する評価方法の整理やリスクアセスメント等を通じ、支援する。</p> <p>(3) 製品の安全性向上に対する支援</p> <p>事故調査結果や保有する事故調査データに基づき、事業者へ製品事故の防止に資する情報を積極的に提供し、事業者に寄り添ったより安全な製品の設計・製造・流通のための活動を支援する。</p> <p>リスクアセスメントに資するデータの拡充やツールの活用、共通規格の普及等をより促進することで製品事故の未然防止につながる効果的な対策を提供するとともに、再発防止措置が必要な案件について事業者へ具体案を提示し、自主的な措置対策に繋がるよう、積極的に働きかけを行う。</p> <p>具体的には、リスクアセスメントシートやツールとして公開している SAFE-Pro を通じた、事業者とのコミュニケーションを強化し、本質的な製品安全に向けた支援に取り組む。</p>
--	--

<p>・製品事故情報等の収集及び調査、立入検査等を通じて、事業者による具体的な製品事故の再発防止・未然防止の措置が実施された事案のインパクト（質的な影響度等）が顕著に認められる場合</p> <p>・事業者、業界団体、地方自治体等と、従来と比較してより効果的な情報（事故情報、注意喚起等）の提供に係る具体的な協力・連携体制の拡充が認められる場合</p> <p>・これまでに蓄積された消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査等での知見を活かし、以下の取組も考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 子ども向け製品での技術基準案の検討において政策立案への貢献が認められた場合（子ども向け製品をはじめ、制度改正の検討に資する主要国での関連施策・動向に関する情報提供や、国内での技術基準案の検討に資する具体的な提案があればなお良い。） □ 誤使用等による事故リスク低減製品への表示制度の運用開始に向け体制構築された場合（実運用開始前における表示制度の試行（模擬的な審査・評価、関係者への助言・提案）まで進めればなお良い。） <p><目標水準の考え方></p> <p>指標 1-1：総安全性向上スコアは重大製品事故対応の他律性（事故発生、事業者側での対応の予見にくさ）により、令和3年度実績 19.0%や令和4年度実績 46.2%と年度毎の振れ幅が大きいことを踏まえ令和5年度の目標水準と同じ 23%に設定</p> <p>指標 1-2：リーチ数（機構が配信した情報を国民が「どれだけ受け取ったのか」の推定値（TV・新聞・Web など））について、過去3年平均実績を上回るより一層の広報を期待するもの</p> <p>指標 1-3 から 1-5：経済産業省からの指示・要請に対し、全数を実施する</p> <p><重要度高の設定理由></p> <p>指標 1-1：</p> <p>【重要度高】 リチウムイオン蓄電池関連製品等の事故が多発するなどの社会課題に対応し、事業者への再発防止に係る働きかけの強化を図ってきたが、これまでの取組を高水準で維持しつつ、かつ新たな事業も遂行するためには、高度な事故原因究明技術と蓄積した事故情報を総動員する必要があるため。</p>	<p>(4) 技術基準・規格等の提案及び作成の支援</p> <p>事故調査結果の分析から得られる知見等を活用し、製品事故の未然防止に資する技術基準・規格等に関する調査を行い、必要に応じ国内関係者へ提案を行う。また、民間団体等が行う製品安全に係る技術基準・規格等の作成及びその普及を支援する。</p> <p>特に高齢者や子ども等の社会的弱者の製品事故未然防止に資する技術基準・規格の作成支援等のほか、ポータブル電源等の事故増加傾向にある製品に対する国の技術基準作成を支援する。</p> <p>(5) 製品安全意識の向上に対する支援</p> <p>事故調査結果の分析等を行い、製品をより安全に使用するための情報を積極的に提供し、様々な年代・趣味・趣向に合致した印象に残る情報を届けることで、製品安全意識の向上を支援する。</p> <p>支援にあたっては、リコール情報や誤使用・不注意による事故事例、事故防止のための注意点等について、記者説明会、Web サイト、講演会、SNS 等を通じて適宜提供する。</p> <p>また、製品安全に関する取組に積極的な事業者等とのコラボレーションを実施するとともに、地域連携の強化を図る。</p> <p>その他、SAFE-Lite の機能拡充により消費者が手軽に活用できるツールの普及啓発を行う。</p> <p>(6) 保有する技術的な知見・設備の活用</p> <p>これまでに蓄積した事故調査等に関する技術的な知見について、技術継承を進めるほか、施設や試験設備の有効活用を図る。</p> <p><指標></p> <p>指標 1-1：消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査の実施において、当該年度に公表された案件の総調査スコアを総標準スコア比 23%増以上とすることにより、社会全体の安全性の向上に寄与する。（アウトカム指標） 【重要度高】</p> <p>指標 1-2：情報発信による消費者へのリーチ数について過去3年平均を上回る。</p> <p>指標 1-3：消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故及び特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査の実施件数（全件実施）</p> <p>（参考）過去3年平均 1,010 件</p> <p>指標 1-4：各法律に基づく立入検査及び適合性検査の実施件数（全件実施）</p> <p>（参考）過去3年平均 211 件</p> <p>指標 1-5：整合規格案の技術評価件数（全件実施）</p> <p>（参考）過去3年平均 25 件</p> <p><目標を上回る水準として考慮される事項></p> <p>・製品事故情報等の収集及び調査、立入検査等を通じて、事業者による具体的な製品事故の再発防止・未然防止の措置が実施された事案のインパクト（質的な影響度等）が顕著に認められる場合</p> <p>・事業者、業界団体、地方自治体等と、従来と比較してより効果的な情報（事故情報、注意喚起等）の提供に係る具体的な協力・連携体制の拡充が認められる場合</p> <p>・これまでに蓄積された消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査等での知見を活かし、以下の取組も考慮する。</p>
---	---

		<p>□ 子ども向け製品での技術基準案の検討において政策立案への貢献が認められた場合（子ども向け製品をはじめ、制度改正の検討に資する主要国での関連施策・動向に関する情報提供や、国内での技術基準案の検討に資する具体的な提案があればなお良い。）</p> <p>□ 誤使用等による事故リスク低減製品への表示制度の運用開始に向け体制構築された場合（実運用開始前における表示制度の試行（模擬的な審査・評価、関係者への助言・提案）まで進めればなお良い。）</p>
<p>I—2 化学物質管理分野</p>	<p>経済産業省による化学物質管理政策の下、安全の確保と経済の発展の両立に向け、化学物質による人の健康や環境へのリスク低減に貢献するとともに、国際社会の変化に柔軟に対応した化学物質管理制度の構築に向けた取組を実施する。</p> <p>以下の1.から3.までの業務を実施し指標もあわせて設定する。</p> <p>1. 化審法の執行・執行支援業務</p> <p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）の執行等を支援するため、新規化学物質に係る事前審査等の支援及び上市後の化学物質に係るリスク評価等を的確に実施する。また、法執行支援で培った技術・知見を使って、評価手法の高度化、制度の見直しや運用改善等の検討を行い経済産業省等に提案する。</p> <p>（1）新規化学物質の事前審査等</p> <p>化審法に基づく新規化学物質の事前審査・確認に関する資料作成、審査特例制度の化学物質構造表記ファイルの確認、GLP（優良試験所基準（Good Laboratory Practice））に係る試験施設の基準適合確認、製造事業者等に対する立入検査等を経済産業省の指示に基づき実施する。</p> <p>（2）リスク評価等</p> <p>化審法における化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価（※）に関連して、経済産業省の要請に基づき、国が実施する評価に必要な情報を提供する。</p> <p>※スクリーニング評価及びリスク評価：</p> <p>スクリーニング評価は、一般化学物質を対象にリスクがないとはいえない化学物質を絞り込み優先評価化学物質の該当性を判断するための評価。また、リスク評価は、第一種特定化学物質及び第二種特定化学物質の該当性等を判断するための評価。</p> <p>（3）化学物質公示名称原案の提供</p> <p>化審法、労働安全衛生法等において新たに公示される化学物質について、経済産業省の要請に基づき、国際的ルールに従った公示名称の原案を提供する。その際、公示名称については対象物質の化学構造との同一性を追求するとともに他の化学物質関係法令との一層の整合を図る。</p> <p>（4）化審法関連情報の整備・提供</p> <p>事業者の化学物質管理等に資するため、化審法関連業務で得られた情報を整備・提供する。</p> <p>（5）評価手法、制度の見直しや運用改善の提案</p> <p>法執行支援で培った技術・知見を使って、評価手法の高度化、制度の見直しや運用改善等の検討を行い経済産業省等に提案する。</p> <p>2. 化管法及び化兵法の執行・執行支援業務</p> <p>特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）及び化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（以下「化兵法」という。）の執行等を支援する。</p>	<p>経済産業省による化学物質管理政策の下、安全の確保と経済の発展の両立に向け、化学物質による人の健康や環境へのリスク低減に貢献するとともに、国際社会の変化に柔軟に対応した化学物質管理制度の構築に向けた取組を実施する。</p> <p>以下の1.から3.までの業務を実施し、指標もあわせて設定する。</p> <p>【年度目標の達成に向けた重点的な取組】</p> <p>①化審法、化管法で得られた届出情報によるリスク評価結果に基づき、適切な化学物質管理について自治体・事業者に対し助言を行う。</p> <p>②化学物質管理に関する情報を一元化し、わかりやすく、タイムリーに発信することで、事業者の適切な化学物質管理を支援する。</p> <p>③法施行支援で培った技術・知見を使って、評価手法の高度化、制度の見直しや運用改善の検討を行い経済産業省等に提案するとともに、評価技術等に関しては事業者のイノベーション支援にも活用する。</p> <p>1. 化審法の執行・執行支援業務</p> <p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）の執行等を支援するため、新規化学物質に係る審査等の支援及び上市後の化学物質に係るリスク評価等を的確に実施する。また、法執行支援で培った技術・知見を使って、評価手法の高度化、制度の見直しや運用改善等の検討を行い経済産業省等に提案する。</p> <p>（1）新規化学物質の事前審査等</p> <p>化審法に基づく新規化学物質の事前審査・確認に関する資料作成、審査特例制度の化学物質構造表記ファイルの確認、GLP（優良試験所基準（Good Laboratory Practice））に係る試験施設の基準適合確認、製造事業者等に対する立入検査等を経済産業省の指示に基づき実施する。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 経済産業省の要請に基づき、新規化学物質の届出に関連する業務支援等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規化学物質の届出を行おうとする事業者に対し、国による審査に係る技術的事項について相談に応じる。 ・分解性及び蓄積性に関するQSAR（※1）による推計結果について、新規化学物質の国の審査に必要な情報を国に提供する。 <p>イ 経済産業省の指示に基づき、GLPに係る試験施設の基準適合確認を実施する。</p>

<p>(1) 化管法の執行支援業務</p> <p>化管法の執行を支援するため、経済産業省の要請に基づき、排出量の算出方法等に関する問合せ対応等の事業者等への支援を行うとともに、事業者等から届け出られる PRTR (※) データの集計、解析等を行い、国や事業者等に結果を提供する。また、法施行支援で培った技術・知見を使って、運用改善や次期化管法対象物質選定等の制度の見直しの検討を行い経済産業省に提案する。</p> <p>※PRTR :</p> <p>Pollutant Release & Transfer Register 人の健康や生態系に有害な影響を与えるおそれのある化学物質について、事業所から環境への排出量及び事業所外への移動量を、事業者が把握し国に届け出るとともに、国が集計して公表する制度。</p> <p>①事業者等からの届出データの集計等</p> <p>化管法の執行を支援するため、事業者等からの PRTR 届出書を処理する電子計算機システムの運用を行うとともに、PRTR データの集計等を行い、結果を国に提供する。</p> <p>②解析結果の普及・活用促進等</p> <p>集計した PRTR データを解析するとともに解析結果の有効活用法について検討を行い、排出量データについて地図上に表示可能な形式でのデータの提供とその活用方法の提示等を通じて、事業者や国等における化学物質管理への活用の促進と、国民への理解の増進を図る。また、化審法のリスク評価結果の活用等により、リスクの懸念のある地域が存在する自治体に働きかけを行い、事業者や自治体の化学物質管理の改善の促進を図る。</p> <p>③排出量の算出方法の正確性向上、運用改善及び次期化管法対象物質選定方法の提案</p> <p>法施行支援で培った技術・知見を使って、運用改善や次期化管法対象物質選定等の制度の見直しの検討を行い経済産業省に提案する。</p> <p>(2) 化兵法の執行業務</p> <p>化兵法の執行を支援するため、国際機関による検査への立会い等及び特定物質の許可製造者等に対する立入検査 等について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。</p> <p>3. 化学物質管理情報の整備、提供の強化等</p> <p>化学物質管理に有用な情報の整備・提供、化学物質管理の国際調和に貢献する技術的支援及び化学物質管理に係る新たな手法の開発・運用改善を通じて、事業者の自主管理にかかるコストを適正化し、新規化学物質・製品の開発を支援することによって、健全な経済発展や国民生活の安全の更なる質的向上を目指す。</p> <p>(1) 化学物質管理情報の整備、提供</p> <p>国内外における化学物質の法規制情報やリスク評価結果等を収集、整理し、化学物質管理プラットフォームである化学物質総合情報提供システム (NITE-CHRIP) の更新を迅速かつ的確に行う。また、政府 GHS (※) 分類の分類結果等を整備し、事業者等による SDS: (Safety Data Sheet: 安全データシート) 作成等に必要最新かつ有用な化学物質の安全性等に関する情報を提供する。</p> <p>さらに、国際的な情報基盤である日 ASEAN 化学物質管理データベース (AJCSD) の運用機関として、日 ASEAN 経済産業協力委員会化学産業ワーキンググループでの合意に基づき、日 ASEAN における化学物質関連の規制情報を的確に整備、提供する。</p> <p>※ GHS :</p> <p>The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals (化学品の分類及び表示に関する世界調和システム) 化学物質の危険有害性の分類及びラベル、SDS による情報伝達に関する国際的に調和されたシステム。化学品の危険有害性を国際的に調和された基準に従って分類</p>	<p>ウ 化審法における少量新規化学物質 (※2) の申出に関する技術的事項について事業者の相談に対応するとともに、経済産業省の要請に基づき、申出書類について技術的事項の確認を行う。</p> <p>エ 経済産業省の要請に基づき、中間物等、少量中間物等 (※3) の申出書類について、化学物質の構造や環境中への排出等に関する技術的事項の確認を行う。</p> <p>オ 化審法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。また、経済産業省の要請等に基づき、経済産業省、厚生労働省及び環境省 (以下「3省」という。) における立入検査計画の作成と立入検査マニュアル等の改正を支援する。</p> <p>カ 上記に係る問い合わせや申請の処理、評価のための推計等を行うシステムの保守、運用、改修を行う。</p> <p>※1 構造活性相関: 物質の化学構造上の特徴又は物理化学定数と生物学的活性 (生分解性、生物濃縮性、各種毒性エンドポイント等) との相関関係。</p> <p>※2 少量新規化学物質: 新規化学物質のうち、年間の製造数量及び輸入数量の全国における環境排出量が 1 トン以下のもの。</p> <p>※3 中間物等、少量中間物等: 中間物等は、化学反応を通じて全量が他の化学物質に変化するもの。少量中間物等は、中間物等のうち、その年度ごとの製造 (輸入) 予定数量が 1 トン以下のもの。</p> <p>(2) リスク評価等</p> <p>化審法における化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価 (※) に関連して、経済産業省の要請に基づき、国が実施する評価に必要な情報を提供する。</p> <p>※スクリーニング評価及びリスク評価: スクリーニング評価は、一般化学物質を対象にリスクがないとはいえない化学物質を絞り込み優先評価化学物質の該当性を判断するための評価。また、リスク評価は、第一種特定化学物質及び第二種特定化学物質の該当性等を判断するための評価。第一種特定化学物質の該当性等を判断するためのリスク評価については、監視化学物質に指定された化学物質の環境排出量の抑制の必要性を判断したり、第一種特定化学物質の法令違反事例の措置判断等のために実施される。第二種特定化学物質の該当性等を判断するためのリスク評価については、スクリーニング評価により優先評価化学物質に指定された化学物質について実施され、長期毒性のデータを得ていない段階での「リスク評価 (一次)」と、有害性調査指示等により得た長期毒性のデータを用いる「リスク評価 (二次)」に大きく分かれる。リスク評価 (一次) では、リスク評価を進める優先順位付けを行う「リスク評価Ⅰ」、第二種特定化学物質の該当性判断やそれに至らない場合に取得すべき情報を特定するための「リスク評価Ⅱ」、取扱情報や追加モニタリングデータ等の新たに取得した情報も用いて第二種特定化学物質の該当性判断や有害性調査指示の必要性について判断するための「リスク評価Ⅲ」の三段階に分けて実施される。))</p>
---	---

<p>し、危険有害性の特徴を視覚的に示した絵表示を用いてラベルやSDSにわかりやすく表示する。化学製品を取り扱う人々に危険有害性に関する情報を正確に伝えることにより、人の安全や健康及び環境の保護を行うことを目的とするもの。</p> <p>(2) 化学物質管理に関する理解促進、普及啓発 事業者等の適切な化学物質管理を支援するとともに事業者、国民等の化学物質管理に関する理解を促進するため、国内外における法規制動向等に関する情報を収集・整理し、情報の受け手側のニーズ等を踏まえながら、メールマガジン、セミナー等を活用し効果的でタイムリーな情報発信を行う。</p> <p>(3) 化学物質管理に関する課題解決、国際調和のための検討や事業者等への技術的支援 現在の化学物質管理の課題や今後の社会の変化に対応するため、国際動向も踏まえて中長期的な視点に立ち、ライフサイクル全体を見据え、化学物質の新たな評価・管理技術の導入、制度等見直し・運用改善の提案、国際的枠組みへの対応及びこれらの基礎となる化学物質管理情報基盤の構築を行う。また、これらの取組を通じて、事業者の自主的な化学物質管理の促進、自主管理にかかるコストの適正化、新規化学物質・製品の開発等を支援する。これらの検討に資するため、蓄積した情報・技術の活用、国内外関連情報の収集、及び関係機関との連携関係の構築を行う。</p> <p><指標> 指標 2-1：化審法、化管法及び化兵法の法執行支援業務を全件実施する。【重要度高】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 新規化学物質の事前審査・確認に関する資料作成件数（全件実施） <input type="checkbox"/> 化審法に基づく立入検査の実施件数（全件実施） <input type="checkbox"/> 化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価に関する国に対する情報提供件数（全件実施） <input type="checkbox"/> 新たな化学物質の公示名称原案作成物質数（全件実施） <input type="checkbox"/> PRTR データ集計の実施件数（全件実施） <input type="checkbox"/> 化兵法に基づく国際機関による検査等への立会い実施件数、実態調査件数（全件実施） <input type="checkbox"/> 化兵法に基づく立入検査等の実施件数（全件実施） <p>指標 2-2：事業者の自主的な化学物質管理の促進、並びにその基礎となる NITE-CHRIP 更新や法執行支援システム改修等の情報基盤構築及び発信に取り組んだ結果、事業者の適正な化学物質管理につながった件数を 3 件以上とする。（アウトカム指標）【重要度高】</p> <p>指標 2-3：CAS 番号（※）と化審法の整理番号等との紐付けを 100 件行い、NITE-CHRIP に掲載する。 ※CAS 番号： アメリカの化学情報サービス機関（CAS）が、化学物質に付与している識別番号。化学物質は名称での管理が難しいため、市場に流通する膨大な化学物質を特定するために、CAS 番号等が利用されている。</p> <p><目標を上回る水準として考慮する事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学物質の新たな評価・管理技術の導入及び制度等見直し・運用改善の提案を行った結果、化学物質管理政策に関する制度等見直し・運用改善に向けたプロセスが進捗した場合。 ・立入検査や国際機関査察等の法執行支援業務について、行政と連携して技術的課題に的確に対応した結果、立入検査・査察プロセスの改善や、産業界・事業者における化学物質管理体制の整備・是正が行われた場合。 ・国際的枠組みにおいて、より広範な物質を規制対象とする動きがある中、NITE の情報基盤に関する情報源の拡充や、NITE の情報基盤との連携等を通じた申請手続きの効率化、サプライチェーンにおける 	<p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 化審法に基づき経済産業省に届出された製造・輸入数量等について、経済産業省の要請に基づき、同定情報や用途情報を確認し、必要に応じて内容照会を行い、物質リストを作成するとともに、物質ごとに製造・輸入数量等を集計する。</p> <p>イ 経済産業省の要請に基づき、一般化学物質のスクリーニング評価に必要な情報を収集・整理し、評価案を作成し、3 省に提供する。</p> <p>ウ 経済産業省の要請に基づき、優先評価化学物質のリスク評価に必要な性状情報等を収集・整理し、評価案を作成し、3 省に提供する。</p> <p>エ 経済産業省の要請に基づき、第一種特定化学物質の候補物質等のリスク評価に必要な性状情報等を収集・整理し、評価案を作成し、3 省に提供する。必要に応じ、製品からの化学物質の放出実態等に関する調査を行う。その実施にあたっては、北陸支所等と連携を行う。</p> <p>オ 上記に係る収集情報の整理や評価のための推計等を行うシステムの保守、運用、改修を行う。</p> <p>(3) 化学物質公示名称原案の提供 化審法、労働安全衛生法等において新たに公示される化学物質について、経済産業省の要請に基づき、国際的ルールに従った公示名称の原案を提供する。その際、公示名称については対象物質の化学構造との同一性を追求するとともに他の化学物質関係法令との一層の整合を図る。 また、化学物質の公示名称等に関する問合せに適切に対応する。</p> <p>(4) 化審法関連情報の整備・提供 事業者の化学物質管理等に資するため、化審法関連業務で得られた情報を整備・提供する。 具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 経済産業省の要請に基づき、新規化学物質等に関する国への届出情報や 3 省が保有する情報を収載した 3 省共同化学物質データベースシステムについて、データの更新を行う。</p> <p>イ 化審法の規制情報、リスク評価結果、有害性情報等を収載した化審法データベース（J-CHECK）を公開し、適時データ更新を行う。</p> <p>ウ 3 省共同化学物質データベースシステムについて、システムの維持管理を行い、必要に応じて法律の執行における重要度が高い事項について改良を行う。J-CHECK について、システムの維持管理を行い、必要に応じて 3 省との合意に基づき改良を行う。</p> <p>(5) 評価手法、制度の見直しや運用改善の提案 法施行支援で培った技術・知見を使って、評価手法の高度化、制度の見直しや運用改善等の検討を行い経済産業省等に提案する。</p>
--	---

<p>化学物質関連情報伝達の高度化等、行政の化学物質管理政策の改善及び事業者の自主的な化学物質管理に貢献した場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過年度における取組の結果について、幅広い関係者への横展開等の更なる成果につながった場合。 <p><目標水準の考え方></p> <p>指標 2-1：経済産業省からの指示・要請に対し、全数を実施する。</p> <p>指標 2-2：製造規制の対象となり得る物質の排出量を届け出ている事業者が毎年 20 社前後である中で、これまでの継続的な取組の結果、事業者への訪問やその課題解決の困難度は年々上昇しており、リスク低減の実現可能性のある事業所の範囲が非常に狭まっている中で、3 件以上の目標は適切な水準である。</p> <p>指標 2-3：昨年度と同水準の実績を期待する。</p> <p><重要度高の設定理由></p> <p>指標 2-1 及び指標 2-2：</p> <p>【重要度高】 化審法、化管法、化兵法の執行支援業務等を通して得た情報・知見を基に、行政や事業者等と密接に連携し、化学物質管理政策の高度化と事業者による化学物質管理の合理化を促すもので、機構には、制度等見直し・運用改善の提案や、これまで接触のない自治体や事業者等に連携を打診し助言等を行う等、行政や事業者が具体的な行動をとるに足る提案・助言等が求められるため。</p>	<p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 蓄積された技術的知見とデータに加え新たな収集情報を活用して、分解性・蓄積性に関する化審法の法定試験法以外の試験データ、構造類似物質のデータ、QSAR による推計結果等の様々な情報を活用する総合的な評価手法等の化審法での適用や運用の合理化に向けた検討を行い、経済産業省に提案し、運用の実現を支援する。高分子化合物については、安定性評価の合理化及び試験項目の削減に向けた検討を行い、経済産業省に提案し、運用の実現を支援する。</p> <p>イ 分解性・蓄積性の判定や暴露評価・リスク評価に必要な性状データを取得するための試験が困難な物質群について、類推法や試験法の改良、代替的な手法等の検討を行い、経済産業省に提案し、運用の実現を支援する。</p> <p>ウ 蓄積された技術的知見とデータに加え新たな収集情報を活用して、スクリーニング評価・リスク評価を加速化するための効率的な評価手法や運用方法、より効果的なリスク管理につながる評価手法や運用方法の精緻化や改良に加え、評価未着手物質の評価を進めるための評価手法の開発を行い、経済産業省に提案し、運用の実現を支援する。</p> <p>エ 化審法のリスク評価に用いる用途分類と排出係数は、新規化学物質と一般化学物質のスクリーニング評価、新規化学物質の特例制度の数量調整並びに化管法の対象物質選定の排出量推計に使用されている用途分類と排出係数の元となっており、見直しに当たっては、関連制度への影響も考慮しつつ、より実態を反映させたものとなるように検討を行い、経済産業省に提案し、運用の実現を支援する。そのうち、長期使用製品の使用段階の排出量推計手法については、製品含有化学物質の暴露評価手法への活用も視野に入れて情報収集や手法の検討を行うものとする。</p> <p>2. 化管法及び化兵法の執行・執行支援業務</p> <p>特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）及び化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（以下「化兵法」という。）の執行等を支援する。</p> <p>(1) 化管法の執行支援業務</p> <p>化管法の執行を支援するため、経済産業省の要請に基づき、排出量の算出方法等に関する問合せ対応等の事業者等への支援を行うとともに、事業者等から届け出られる PRTR（※）データの集計、解析等を行い、国や事業者等に結果を提供する。また、法施行支援で培った技術・知見を使って、運用改善や次期化管法対象物質選定等の制度の見直しの検討を行い経済産業省に提案する。</p> <p>※PRTR (Pollutant Release & Transfer Register)：</p> <p>人の健康や生態系に有害な影響を与えるおそれのある化学物質について、事業所から環境への排出量及び事業所外への移動量を、事業者が把握し国に届け出るとともに、国が集計して公表する制度。</p> <p>①事業者等からの届出データの集計等</p>
--	--

		<p>化管法の執行を支援するため、事業者等からの PRTR 届出書を処理する電子計算機システムの運用を行うとともに、PRTR データの集計等を行い、結果を国に提供する。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 経済産業省の要請に基づき、事業者等から届け出られる PRTR データの確認・集計を行い、結果を国に提供する。 なお、事業者から届け出られた当該年度の届出データの内容を確認し、必要に応じて内容照会を行い、データの正確性を確保する。</p> <p>イ 事業者からの届出情報を格納する化管法関連の電子計算機システム（ハードウェア）、電子化された届出を集計・管理する PRTR 届出管理システム（ソフトウェア）、事業者が PRTR 届出書を容易に作成するための PRTR 届出作成支援システムの運用を行う。</p> <p>ウ 事業者に対して PRTR 届出等に関する啓発活動等を行う。</p> <p>エ PRTR 届出書の作成や届出書に記載する排出量の算出方法等に関する事業者からの問合せに適切に対応する。</p> <p>②解析結果の普及・活用促進等 集計した PRTR データを解析するとともに解析結果の有効活用法について検討を行い、排出量データについて地図上に表示可能な形式でのデータの提供とその活用方法の提示等を通じて、事業者や国等における化学物質管理への活用の促進と、国民への理解の増進を図る。また、化審法のリスク評価結果の活用等により、リスクの懸念のある地域が存在する自治体に働きかけを行い、事業者や自治体の化学物質管理の改善の促進を図る。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 経済産業省の要請に基づき、PRTR データの解析を行う。</p> <p>イ PRTR データについて地図上に表示可能な形式でのデータ提供とその活用方法を提示すること等により、事業者等と国民とのコミュニケーションや事業者等の化学物質の適正管理の検討を促進し、排出量及び濃度等の暴露情報について事業者等が自らに必要な情報を視覚化し検討できるよう情報提供を行う。</p> <p>ウ リスクの懸念の地域が存在する自治体・事業所に PRTR データを活用した化学物質管理手法に関する助言を訪問、Web 会議等適切な方法にて行い、地方自治体の環境行政への利用及び事業者の自主管理の推進を目指す。</p> <p>③排出量の算出方法の正確性向上、運用改善及び次期化管法対象物質選定方法の提案 法施行支援で培った技術・知見を使って、運用改善や次期化管法対象物質選定等の制度の見直しの検討を行い経済産業省に提案する。</p>
--	--	--

		<p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア PRTR 排出量等算出マニュアルの更新等への技術的サポートを通じて、化審法のリスク評価にも活用され、次期化管法対象物質選定にも使用される事業者の PRTR 届出データの精緻化に貢献する。</p> <p>イ 次の化管法の見直しに向け、化審法の排出係数見直しと連携し PRTR 物質選定で使われる排出量の推計手法等、届出処理の効率化・合理化等の運用改善及び制度の見直しについて検討を行い、経済産業省に提案し、運用の実現を支援する。</p> <p>(2) 化兵法の執行業務 化兵法の執行を支援するため、国際機関による検査への立会い等及び特定物質の許可製造者等に対する立入検査等について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。 なお、国際機関との密な連携に努め、立会業務の効率的な実施方法について検討する。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 化兵法に基づく国際機関による検査への立会い等及び国の立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。また、国際機関による検査の円滑化に資するため、対象事業所への実態調査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。</p> <p>イ 必要に応じて、化学兵器禁止機関（OPCW）の会議等に参加し、国際機関による検査への立会いの運用改善等への貢献を目指すとともに、検査実施方法に関する最新関連情報（分析方法、更新された装備品情報等）を入手し、業務実施方法等の見直しを行う。</p> <p>3. 化学物質管理情報の整備、提供の強化等 化学物質管理に有用な情報の整備・提供、化学物質管理の国際調和に貢献する技術的支援及び化学物質管理に係る新たな手法の開発・運用改善を通じて、事業者の自主管理にかかるコストを適正化し、新規化学物質・製品の開発を支援することによって、健全な経済発展や国民生活の安全の更なる質的向上を目指す。</p> <p>(1) 化学物質管理情報の整備、提供 国内外における化学物質の法規制情報やリスク評価結果等を収集、整理し、化学物質管理プラットフォームである化学物質総合情報提供システム（NITE-CHRIP ※1）の更新を迅速かつ的確に行う。また、政府 GHS 分類の分類結果等を整備し、事業者等による SDS（Safety Data Sheet：安全データシート）作成等に必要最新かつ有用な化学物質の安全性等に関する情報を提供する。</p> <p>さらに、国際的な情報基盤である日 ASEAN 化学物質管理データベース（AJCSD ※2）の運用機関として、日 ASEAN 経済産業協力委員会化学産業ワーキンググループでの合意に基づき、日 ASEAN における化学物質関連の規制情報を的確に整備、提供する。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p>
--	--	---

		<p>ア NITE-CHRIP を的確に運用するとともに国内外の最新の法規制情報、リスク評価結果、有害性情報等の掲載する情報を更新し、国民や事業者等に、情報提供を行う。また、ユーザーの要望等を踏まえ、更なる利便性の向上を図るためデータの整備等を実施する。</p> <p>イ NITE-CHRIP、J-CHECK 等、機構が提供している情報提供システムに掲載している化学物質の同定及び複数法令間の化学物質情報の突合を行い、その結果について情報の一元管理のために各システムに登録・反映する。</p> <p>ウ 事業者による GHS (※3) に基づいた危険有害性情報についてのラベル及び SDS 作成を支援するため、単一物質については3省が実施した GHS 分類結果を確認・修正して公表する。分類結果の英語版についても作成し公表する。混合物については、NITE-Gmiccs (GHS 混合物分類判定ラベル/SDS 作成支援システム) を的確に運用する。さらに、政府 GHS 分類結果等についてユーザー目線での情報発信 (利用者の理解度等に応じた学習教材、ニーズに対応した最新の分類結果一覧等) を行う。</p> <p>エ AJCSD を的確に運用し、ASEAN 各国から提供される最新の法規制情報や有害性情報等を提供する。また、ユーザーの要望等を踏まえ、ASEAN 各国の合意の下、データの整備等を実施する。</p> <p>オ 提供情報等に関するユーザーからの問合せに適切に対応する。</p> <p>カ NITE-CHRIP、GHS 総合情報提供分類結果公開サイト、NITE-Gmiccs、AJCSD に係るシステムの保守、運用、改修を行う。</p> <p>※1 NITE-CHRIP (CHemical Risk Information Platform) : 化審法を始めとする国内外の主な法規制情報、有害性やリスク評価情報等を掲載し、提供しているシステム。現在約 25 万物質の情報を掲載している。</p> <p>※2 AJCSD (ASEAN Japan Chemical Safety Database) : 日本と ASEAN 各国の政府から直接提供された化学物質関連の規制情報を掲載し、提供するシステム。平成 28 年度から機構が運用機関として本格運用を開始した。</p> <p>※3 GHS : The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals (化学品の分類及び表示に関する世界調和システム) 化学物質の危険有害性の分類及びラベル、安全データシート (SDS) による情報伝達に関する国際的に調和されたシステム。化学品の危険有害性を国際的に調和された基準に従って分類し、危険有害性の特徴を視覚的に示した絵表示を用いてラベルや SDS にわかりやすく表示する。化学品を取り扱う人々に危険有害性に関する情報を正確に伝えることにより、人の安全や健康及び環境の保護を行うことを目的とするもの。</p> <p>(2) 化学物質管理に関する理解促進、普及啓発 事業者等の適切な化学物質管理を支援するとともに事業者、国民等の化学物質管理に関する理解を促進するため、国内外における法規制動向等に関する情報を収集・整理し、情報の受け手側のニーズ等を踏まえながら、メールマガジン、セミナー等を活用し効果的でタイムリーな情報発信を行う。</p>
--	--	--

		<p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 事業者等の適切な化学物質管理を支援するためのタイムリーな情報発信として、メールマガジン（NITE ケミマガ）の配信を行う。</p> <p>イ 事業者等が適切な化学物質管理を実施するための人材育成に資するものとして、NITE 講座などのセミナー等を主催する。</p> <p>ウ 化学物質のリスク等についての国民、事業者、行政機関等の相互の理解促進のため、自治体や産業界が開催するセミナー等に講師を派遣し、化学物質管理に関する情報発信を行う。</p> <p>エ 情報提供・発信手段ツールの利用状況等の調査を行い、利便性向上、理解促進又は他のサービスとの差別化等の目線で情報提供内容・手段の改良を図る。</p> <p>(3) 化学物質管理に関する課題解決、国際調和のための検討や事業者等への技術的支援</p> <p>現在の化学物質管理の課題や今後の社会の変化に対応するため、国際動向も踏まえて中長期的な視点に立ち、ライフサイクル全体を見据え、化学物質の新たな評価・管理技術の導入、制度等見直し・運用改善の提案、国際的枠組みへの対応及びこれらの基礎となる化学物質管理情報基盤の構築を行う。また、これらの取組を通じて、事業者の自主的な化学物質管理の促進、自主管理にかかるコストの適正化、新規化学物質・製品の開発等を支援する。これらの検討に資するため、蓄積した情報・技術の活用、国内外関連情報の収集、及び関係機関との連携関係の構築を行う。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 化学物質管理の情報一元化に向けたシステムの構築やデータの整備及び利活用について、関係省庁等と連携し、化学物質管理行政や事業者等における化学物質管理の課題解決や利便性向上にむけた調整を行う。既に連携できている関係省庁とは情報の共有を促進する。</p> <p>イ 化学物質管理の国際動向やトレンドを踏まえ、今後の化学物質の同定及び複数法令間の化学物質情報の突合の方向性や、将来整備対象となりうるデータソースの洗い出し及び優先順位付けを行い、化学物質管理情報の整備及び提供の改善につなげる。</p> <p>ウ 国や事業者が実施する化学物質のリスク評価・管理に係る予測手法等の利用拡大を目指し、情報収集を行いつつ利用可能な予測手法等の社会実装に係る技術的な検討を行うとともに、国や事業者への情報発信を行い、必要に応じて国が実施する調査や事業者による利活用を支援する。</p> <p>エ 欧米等、先進国/地域の関係機関との間で化学物質管理に係る情報交換等を進め、協力関係を維持する。OECD の化学品・バイオ技術委員会傘下の活動のうち、機構の業務に関連する活動、及び化学物質管理に係る条約等の国際的枠組みに関する活動に参加し、これらの活動に対する国の対応について技術的な観点から助言を行う。また、国内外の化学物質管理制度や評価手法に関する情報収集を行う。これらの活</p>
--	--	---

		<p>動を通して得られた情報を国内での業務（評価手法高度化、制度見直しや運用改善の検討等）に活用する。</p> <p>オ 関連省庁や関連業界と調整しつつ国連 GHS 専門家小委員会に参加し、GHS 改訂の検討に関与することで、得られた情報を国内での GHS 実施（分類、ラベル表示、SDS 等）の推進に資する GHS 関連業務に活用する。</p> <p>カ 経済産業省の要請に基づき、アジア・サステイナブル・ケミカル・セーフティ構想の下での二国間協力協定（MOC）等による化学物質管理法制度に係る情報交換等における技術支援を行う。</p> <p><指標></p> <p>指標 2-1：化審法、化管法及び化兵法の法執行支援業務を全件実施する。【重要度高】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 新規化学物質の事前審査・確認に関する資料作成件数（全件実施） （参考）過去 3 年平均 221 件 <input type="checkbox"/> 化審法に基づく立入検査の実施件数（全件実施） （参考）過去 3 年平均 10 件（中間物等）、13 件（少量新規）、11 件（少量中間物等） <input type="checkbox"/> 化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価に関する国に対する情報提供件数（全件実施） （参考）過去 3 年平均 スクリーニング評価 7,691 物質、リスク評価 I 219 物質、リスク評価 II 4 物質 <input type="checkbox"/> 新たな化学物質の公示名称原案作成物質数（全件実施） （参考）過去 3 年平均 化審法 136 件、安衛法 735 件 <input type="checkbox"/> PRTR データ集計の実施件数（全件実施） （参考）過去 3 年平均 32,979 件（届出データの記録・集計件数） <input type="checkbox"/> 化兵法に基づく国際機関による検査等への立会い実施件数、実態調査件数（全件実施） （参考）過去 3 年平均 6 件（国際機関による検査への立会い実施件数）、11 件（実態調査件数） <input type="checkbox"/> 化兵法に基づく立入検査等の実施件数（全件実施） （参考）過去 3 年平均 5 件 <p>指標 2-2：事業者の自主的な化学物質管理の促進、並びにその基礎となる NITE-CHRIP 更新や法執行支援システム改修等の情報基盤構築及び発信に取り組んだ結果、事業者の適正な化学物質管理につながった件数を 3 件以上とする。（アウトカム指標）【重要度高】</p> <p>指標 2-3：CAS 番号と化審法の整理番号等との紐付けを 100 件行い、NITE-CHRIP に掲載する。</p> <p>※CAS 番号： アメリカの化学情報サービス機関（CAS）が、化学物質に付与している識別番号。化学物質は名称での管理が難しいため、市場に流通する膨大な化学物質を特定するために、CAS 番号等が利用されている。</p> <p><目標を上回る水準として考慮される事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学物質の新たな評価・管理技術の導入及び制度等見直し・運用改善の提案に取り組んだ結果、化学物質管理政策に関する制度等見直し・運用改善に向けたプロセスが進捗した場合。 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 立入検査や国際機関査察等の法執行支援業務について、行政と連携して技術的課題に的確に対応した結果、立入検査・査察プロセスの改善や、産業界・事業者における化学物質管理体制の整備・是正が行われた場合。
--	--	---

		<p>□ 国際的枠組みにおいて、より広範な物質を規制対象とする動きがある中、NITE の情報基盤に関する情報源の拡充や、NITE の情報基盤との連携等を通じた申請手続きの効率化、サプライチェーンにおける化学物質関連情報伝達の高度化等、行政の化学物質管理政策の改善及び事業者の自主的な化学物質管理に貢献した場合。</p> <p>□ 過年度における取組の結果について、幅広い関係者への横展開等の更なる成果につながった場合。</p>
<p>I-3 バイオテクノロジー分野</p>	<p>経済産業省によるバイオ政策の下、生物遺伝資源等の利用における社会的リスクの低減を図りつつ、生物遺伝資源 や関連データの利活用促進を通して、我が国の強みを活かしたバイオ産業の健全かつ中長期的な発展に貢献する。</p> <p>以下の 1. から 4. までの業務を実施するものとし、指標もあわせて設定する。</p> <p>1. 生物遺伝資源の産業利用促進</p> <p>バイオ戦略が掲げる、我が国の強みを活かした世界最先端のバイオエコノミー社会の実現に貢献する。そのために、国際動向や近年のバイオテクノロジーにおける進展を踏まえ、知的基盤整備計画等に基づき世界トップクラスの微生物遺伝資源機関として、微生物遺伝資源の充実を図るとともに、バイオとデジタルの融合に向けた横断的プラットフォームの基盤整備を進め、さらなる生物資源データの集約・拡充、及びデータの利活用促進を図る。</p> <p>これにより、我が国の強みを活かしたバイオ産業の発展に貢献するとともに、生物遺伝資源の更なる利用促進を図るため、新事業創出に資する企業等をはじめ、幅広い産業を支援する。</p> <p>(1) 微生物遺伝資源の収集・保存・提供</p> <p>生物多様性条約や名古屋議定書等生物遺伝資源に関する国際動向等を踏まえ、我が国産業界等が利用可能な微生物遺伝資源の収集を行うとともに、ユーザーニーズを的確に捉えた微生物遺伝資源を提供（分譲）し、利用を促進する。</p> <p>また、微生物遺伝資源の品質管理の向上やバイオバンク（微生物等生物材料とその関連情報を収集保管提供する施設）の運営管理要件等に関する国際標準化への対応を図るとともに、微生物遺伝資源を安定的に保存、供給する体制を維持する。</p> <p>(2) 世界最先端のバイオエコノミー社会の実現に向けた生物遺伝資源情報の収集・提供及び利活用促進</p> <p>我が国の強みを活かした世界最先端のバイオエコノミー社会の実現に貢献するため、バイオとデジタルの融合に向けた横断的プラットフォームの基盤整備を進めるとともに、さらなる生物資源データの集約・拡充、及びデータの利活用促進を図る。</p> <p>(3) 生物遺伝資源やその情報の利活用を通じた産業化の支援</p> <p>生物遺伝資源やその情報の利活用による産業化を支援するため、企業等との共同事業等により、企業等による微生物遺伝資源や関連データを利用した製品化及び事業創出の実現、バイオ産業が抱える共通課題の解決を支援する。また、国家プロジェクト等を通じて微生物遺伝資源及び関連情報を利用したものづくり（バイオものづくり）の促進・支援、腸内マイクロバイオームの産業利用に向けた基盤整備、カーボンニュートラル促進のための微生物利用環境整備並びに海洋プラスチックごみ問題への対策の一つである、海洋生分解性プラスチックの開発・普及に係る評価等基盤整備を行う。</p> <p>さらに、企業等が保有する生物遺伝資源のバックアップを実施することにより、企業等における生物遺伝資源の消失リスクを低減し、安定的な生物遺伝資源の利用を促進・支援する。</p> <p>(4) 産業界における生物遺伝資源及びその情報の利用促進のための人材育成、普及啓発活動</p>	<p>第 6 期科学技術・イノベーション基本計画（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）、統合イノベーション戦略 2023（令和 5 年 6 月 9 日閣議決定）、経済財政運営と改革の基本方針 2022（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）、新しい資本主義実行計画 2023 改訂版（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）及びバイオ戦略に基づく経済産業省のバイオ政策の下、バイオ戦略で掲げられた全体目標「2030 年に世界最先端のバイオエコノミー社会を実現」を目指し、我が国バイオ産業の健全かつ中長期的な発展に貢献する。</p> <p>具体的には、知的基盤整備計画等に基づき、バイオとデジタルの融合に向けた横断的プラットフォームの基盤整備を進めるとともに、さらなる生物資源データの集約・拡充、及びデータの利活用促進により、我が国の強みを活かしたバイオ産業の発展に貢献するとともに、微生物等の生物遺伝資源やその生産物等の利用における社会的リスクの低減を図りつつ、産業界のニーズを踏まえた微生物遺伝資源の収集、寄託受入れ、安定供給及び利用の促進、特許寄託される微生物の受入れ、保管、分譲、生物遺伝資源やその生産物等の利用の安全性評価及び情報発信、生物多様性条約等に関する国際対応等を実施する。</p> <p>さらに、生物遺伝資源や関連データ等の産業での利用促進支援、有用な生物遺伝資源の更なる充実、企業支援等を通じ、競争力の高いバイオ産業の育成に貢献することを目指す。</p> <p>以下の 1. から 4. までの業務を実施し、指標もあわせて設定する。</p> <p>【年度目標の達成に向けた重点的な取組】</p> <p>①生物遺伝資源及び関連データの利活用促進によるバイオものづくり等の社会実装に向けた共通課題の解決</p> <p>②安全性や信頼性の確保とイノベーション促進を両立させる、生物遺伝資源等の産業利用における環境整備</p> <p>1. 生物遺伝資源の産業利用促進</p> <p>バイオ戦略が掲げる、我が国の強みを活かした世界最先端のバイオエコノミー社会の実現に貢献する。そのために、国際動向や近年のバイオテクノロジーにおける進展を踏まえ、知的基盤整備計画等に基づき世界トップクラスの微生物遺伝資源機関として、微生物遺伝資源の充実を図るとともに、バイオとデジタルの融合に向けた横断的プラットフォームの基盤整備を進め、さらなる生物資源データの集約・拡充、及びデータの利活用促進を図る。</p> <p>これにより、我が国の強みを活かしたバイオ産業の発展に貢献するとともに、生物遺伝資源の更なる利用促進を図るため、新事業創出に資する企業等をはじめ、幅広い産業を支援する。</p> <p>なお、これらの適切な実施によるバイオエコノミー社会実現への貢献に向け、産業界のニーズを把握するとともに、有識者とも積極的に意見交換を行う。</p> <p>(1) 微生物遺伝資源の収集・保存・提供</p>

<p>利用者の拡大や微生物遺伝資源への認知度向上に向けて、微生物遺伝資源ユーザーの人材育成や次世代を担う人材等への普及啓発活動を行う。</p> <p>2. 特許法に基づく特許微生物の寄託業務</p> <p>特許法施行規則第 27 条の 2 及び 3 の規定に基づく我が国唯一の特許微生物寄託機関として、微生物の寄託の受付、生存確認試験、保管、分譲等からなる特許微生物寄託事業を的確に実施する。また、特許寄託微生物の安定的な保存に資するため、保存技術に関する研究開発を行い活用するとともに、微生物の利用者に対して広く普及促進する。</p> <p>3. 生物遺伝資源に関する安全性確保</p> <p>バイオ産業の健全な発展のため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下「カルタヘナ法」という。）の執行・支援、微生物によるバイオレメディエーション利用指針への適合確認の申請支援及びバイオテクノロジーを活用した安全に関する情報の提供等を行う。</p> <p>(1) カルタヘナ法の申請等に係る審査・技術的な支援</p> <p>経済産業省の要請に基づき、カルタヘナ法第二種使用等における大臣確認のための審査及び技術的支援を行う。また、引き続き遺伝子組換え生物の第一種使用等における大臣承認の審査支援のための体制整備を行う。さらに、カルタヘナ法規制・手続きの合理化について、経済産業省の支援を行う。</p> <p>(2) GILSP 遺伝子組換え微生物リストの告示原案の作成</p> <p>経済産業省の要請に基づき、「遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号の規定に基づき経済産業大臣が定める GILSP 遺伝子組換え微生物（※）」の原案作成を行う。</p> <p>※GILSP (Good Industrial Large Scale Practice) 遺伝子組換え微生物：</p> <p>特殊な培養条件下以外では増殖が制限されること、病原性がないこと等のため最小限の拡散防止措置を執ることにより使用等を行うことができるものとして、経済産業大臣等が定めるもの</p> <p>(3) 立入検査</p> <p>カルタヘナ法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。</p> <p>(4) 微生物によるバイオレメディエーション利用指針への適合確認の申請支援</p> <p>経済産業省の要請に基づき、微生物によるバイオレメディエーション利用指針への適合確認の申請支援を行う。</p> <p>(5) バイオテクノロジーを活用した安全性等評価</p> <p>バイオテクノロジーを活用した安全性等の評価をするための手法を開発するとともに、技術基準や規格等について、経済産業省や関連団体に対し、技術的支援や提案を行う。</p> <p>また、製品安全及び消費者安全行政を支援するため、製品安全分野が実施する重大製品事故及び非重大製品事故の原因究明調査のうち、人体に悪影響を及ぼす化学物質等に係る製品事故について、製品安全分野からの依頼に基づき、バイオテクノロジーを利用した原因分析を行い、その分析結果を報告する。</p> <p>(6) 微生物安全情報の提供</p> <p>既存のバイオ関連業種のみならず、異業種からのバイオ産業分野への参入が広がりつつあること等も踏まえ、バイオテクノロジーの産業利用における社会的リスクの低減に寄与するため、微生物安全情報の提供を行う。</p> <p>4. 生物多様性条約への対応</p>	<p>生物多様性条約や名古屋議定書等生物遺伝資源に関する国際動向等を踏まえ、我が国産業界等が利用可能な微生物遺伝資源の収集を行うとともに、ユーザーニーズを的確に捉えた微生物遺伝資源を提供（分譲）し、利用を促進する。</p> <p>また、微生物遺伝資源の品質管理の向上やバイオバンク（微生物等生物材料とその関連情報を収集保管提供する施設）の運営管理要件等に関する国際標準化への対応を図るとともに、微生物遺伝資源を安定的に保存、供給する体制を維持する。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 微生物遺伝資源の寄託手続きを滞りなく行うとともに、バイオ戦略の市場領域やヒアリング等により得られた産業界からのニーズを踏まえ、機構単独での微生物遺伝資源の収集及び他機関と連携した共同事業等により、微生物遺伝資源の収集を行う。このため、微生物遺伝資源の的確な受入れ体制を維持する。</p> <p>イ 遺伝子塩基配列情報やタンパク質情報を用いて、微生物遺伝資源の簡便で効率的な品質管理を行う。ISO9001 に適合した微生物遺伝資源の管理を維持する。</p> <p>ウ ユーザーニーズを的確に捉えた微生物遺伝資源を提供（分譲）し、利用を促進する。また、企業等が各国及び我が国それぞれのアクセスと利益配分の措置を遵守した上で生物遺伝資源をより容易に利用できるよう、アジアの BRC と連携した生物遺伝資源の移転・利用に関する取組を実施する。</p> <p>エ これまで機構が蓄積してきた微生物遺伝資源の品質管理等に関する経験と専門的知識を活用し、ISO/TC276 等の国際標準化会議において、バイオバンクの ISO 国際標準化事業及びそれらの JIS 化事業に貢献する。また、関係機関と連携し、ISO 国際標準等の指定微生物の持続的な提供を行う。当該事業の実施にあつては、適合性認定分野が有する認定に関する経験と専門的知識を活用する。</p> <p>(2) 世界最先端のバイオエコノミー社会の実現に向けた生物遺伝資源情報の収集・提供及び利活用促進</p> <p>我が国の強みを活かした世界最先端のバイオエコノミー社会の実現に貢献するため、バイオとデジタルの融合に向けた横断的プラットフォームの基盤整備を進めるとともに、さらなる生物資源データの集約・拡充、及びデータの利活用促進を図る。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 公的機関等が保有するデータベースとの連携を含め、微生物を主とする生物資源データを集約した横断的プラットフォームの安定的な運用を行う。また、利用手続き等のルールに基づき、制限共有機能を用いる。その他、横断的プラットフォームの活用、普及に繋がるユーザーからの提案や要望を的確に捉えつつ、用途別にユーザーグループと連携しユーザーオリエンテッドな機能拡充や運用改善を行う。</p> <p>イ 企業や大学等が保有している産業有用微生物の情報や、国家プロジェクトで取得した生物資源関連データを一元化し公開する。また、ユーザーニーズも踏まえた上で、生物遺伝資源が生産する物質等の情報、生物遺伝資源の属性、機能、遺伝子等に関する情報等を収集・整理し、ユーザーの利用しやすい形で提供する。</p>
---	---

<p>国内バイオ産業の国際的な発展に資する活動を支援するため、生物多様性条約に基づく海外の生物遺伝資源を取得する機会とそれを利用する環境を企業等に提供する。</p> <p>(1) 生物遺伝資源の国際移転に関する取組 アジアを中心とした海外の関係機関との連携を推進し、これまで構築してきたアジア諸国/地域との協力体制等を活用した生物遺伝資源の国際移転に関する枠組みを通じた取組を実施する。</p> <p>(2) バイオ産業に関係する国際条約についての情報の収集・整理・提供 生物多様性条約や名古屋議定書等のバイオ産業に関係する国際条約についての情報を収集・整理・提供する。</p> <p><指標> 指標 3-1: バイオものづくり支援基盤としての生物遺伝資源・データプラットフォームの活用による社会実装の具体的な出口イメージを持つ企業等からの申し込みにより、NBRC が課題解決に向けて 22 機関以上の企業等を支援することにより、社会実装に貢献する。(アウトカム指標) 【重要度高】 【困難度高】 指標 3-2: 新たな微生物遺伝資源の収集数 (産業界からのニーズ等を踏まえ、150 株) 指標 3-3: 特許法に基づく特許微生物の寄託の実施件数 (全件実施) 指標 3-4: カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等の申請に関する審査件数 (全件実施) 指標 3-5: GILSP 遺伝子組換え微生物リストの告示原案の作成件数 (全件実施) 指標 3-6: カルタヘナ法に基づく立入検査の実施件数 (全件実施) 指標 3-7: 微生物によるバイオレメディエーション利用指針への適合確認の申請支援件数 (全件実施)</p> <p><目標を上回る水準として考慮する事項> ・NITE が課題解決の支援を行うことで製品化・事業化が実現し、それによりバイオ産業の中長期的な発展に貢献することが期待される場合</p> <p><目標水準の考え方> 指標 3-1: 令和 5 年度 (10 月末時点) には 2 集合体 14 機関への支援を実施しており、年度内には更なる参加が見込まれること、また令和 6 年度には新たな課題解決に向けた支援を展開することから 22 機関として設定。 指標 3-2: 令和 6 年度も引き続き 150 株の収集を目指す。 指標 3-3~3-7: 経済産業省からの指示・要請に対し、全数を実施する。</p> <p><重要度高・困難度高の設定理由> 指標 3-1: 【重要度高】 バイオ戦略で掲げた全体目標「2030 年に世界最先端のバイオエコノミー社会を実現」するため、機構バイオテクノロジーセンター (NBRC) では、これまでバイオとデジタルの融合に向けたデータプラットフォームの基盤整備・拡充、及び利活用促進を進めてきたが、生物遺伝資源や関連データの利活用によるバイオものづくり等の社会実装を加速化するためには、機構はユーザーが抱える具体的な共通課題の解決も合わせて行っていく必要があり、NBRC が課題解決に向けて 22 機関以上の企業等を支援することを設定した。本支援は、生物遺伝資源及び関連データのプラットフォームの活用による着実な社会実装を加速化するため、</p>	<p>ウ 生物遺伝資源に関連するデータの利活用促進に向けた広報・営業活動を実施する。</p> <p>(3) 生物遺伝資源やその情報の利活用を通じた産業化の支援 生物遺伝資源やその情報の利活用による産業化を支援するため、企業等との共同事業等により、企業等による微生物遺伝資源や関連データを利用した製品化及び事業創出の実現、バイオ産業が抱える共通課題の解決を支援する。また、国家プロジェクト等を通じて微生物遺伝資源及び関連情報を利用したものづくり (バイオものづくり) の促進・支援、腸内マイクロバイオームの産業利用に向けた基盤整備、カーボンニュートラル促進のための微生物利用環境整備並びに海洋プラスチックごみ問題への対策の一つである、海洋生分解性プラスチックの開発・普及に係る評価等基盤整備を行う。</p> <p>さらに、企業等が保有する生物遺伝資源のバックアップを実施することにより、企業等における生物遺伝資源の消失リスクを低減し、安定的な生物遺伝資源の利用を促進・支援する。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 国家プロジェクト等を通じて微生物遺伝資源及び関連情報を利用したバイオものづくりに係る培養・探索情報の整備、腸内マイクロバイオームの産業利用に向けた基盤整備、カーボンニュートラル促進のための微生物利用環境整備並びに海洋プラスチックごみ問題への対策の一つである、海洋生分解性プラスチックの開発・普及に係る評価等の基盤整備に貢献する。</p> <p>イ 製品製造に影響を与える微生物の迅速同定と安全管理技術の向上のため、企業等と連携し、対象となる微生物に関連するデータの集約に協力し、産業界でのデータ共有や課題解決に向けた環境整備を行う。</p> <p>ウ 企業や業界団体等との共同事業等を通じ、微生物遺伝資源や関連データを用いた有用物質生産や製品開発、地域産業振興、新産業創出、共通課題の解決等に資する取組を支援する。菌株等の優先使用措置を実施することにより、模倣や追従によるリスクを軽減した実用化を支援する。</p> <p>エ 災害リスクへの対応等を支援するため、企業等が保有する生物遺伝資源のバックアップ保存を行う。また、施設として更なる利用促進を図るため事業者への広報活動を行う。</p> <p>オ 微生物の培養や保存等の取扱い方法、同定方法、目的に則した微生物株の選抜方法等、専門的な知識を必要とする問合せに対応し、企業等の研究開発活動を支援する。</p> <p>(4) 産業界における生物遺伝資源及びその情報の利用促進のための人材育成、普及啓発活動 利用者の拡大や微生物遺伝資源への認知度向上に向けて、微生物遺伝資源ユーザーの人材育成や次世代を担う人材等への普及啓発活動を行う。 なお、この際、事業者や産業界に向けた情報発信に加え、国民に向けた情報提供にも努める。</p> <p>具体的には以下の業務を実施する。</p> <p>ア 講習会、講演活動、見学対応等を通じ、生物遺伝資源ユーザーの人材育成を行うとともに、次世代を担う人材等への普及啓発活動を行う。</p>
---	--

	<p>NBRC が先導し、かつ企業等と共同で共通課題の解決を図っていくものであり、その実施数は重要な指標である。</p> <p>【困難度高】令和5年度（10月末時点）は、2集合体14機関の支援を開始したところであるが、有用な支援を提供し続けなければ、既存の参加機関数を維持することは困難である。さらに、令和6年度に開始予定の課題解決に向けた支援は、NBRC が先導することにより、競合する企業とも微生物やデータを共有し利用する、前例のない新たな協調領域の形成を行うチャレンジングな取組であるため、22機関まで拡大することはこれまでの延長では達成困難であり、難易度が高い。</p>	<p>イ メールマガジンの発行、各種展示会・学会への出展・論文の発表等を通じて、過去の成果も含め業務活動の成果を積極的に発信する。</p> <p>2. 特許法に基づく特許微生物の寄託業務 特許法施行規則第27条の2及び3の規定に基づく我が国唯一の特許微生物寄託機関として、微生物の寄託の受付、生存確認試験、保管、分譲等からなる特許微生物寄託事業を的確に実施する。また、特許寄託微生物の安定的な保存に資するため、保存技術に関する研究開発を行い活用するとともに、微生物の利用者に対して広く普及促進する。</p> <p>3. 生物遺伝資源に関する安全性確保 バイオ産業の健全な発展のため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下「カルタヘナ法」という。）の執行・支援、微生物によるバイオレメディエーション利用指針への適合確認の申請支援及びバイオテクノロジーを活用した安全に関する情報の提供等を行う。</p> <p>(1) カルタヘナ法の申請等に係る審査・技術的な支援 経済産業省の要請に基づき、カルタヘナ法第二種使用等における大臣確認のための審査及び技術的支援を行う。また、引き続き遺伝子組換え生物の第一種使用等における大臣承認の審査支援のための体制整備を行う。さらに、カルタヘナ法規制・手続きの合理化について、経済産業省の支援を行う。</p> <p>(2) GILSP 遺伝子組換え微生物リストの告示原案の作成 経済産業省の要請に基づき、「遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号の規定に基づき経済産業大臣が定める GILSP 遺伝子組換え微生物（※）」の原案作成を行い、経済産業省に報告するとともに、審議会での検討について技術的な支援を行う。</p> <p>(3) 立入検査 カルタヘナ法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。</p> <p>(4) 微生物によるバイオレメディエーション利用指針への適合確認の申請支援 経済産業省の要請に基づき、微生物によるバイオレメディエーション利用指針への適合確認の申請支援を行う。</p> <p>(5) バイオテクノロジーを活用した安全性等評価 バイオテクノロジーを活用した安全性等の評価をするための手法を開発するとともに、技術基準や規格等について、経済産業省や関連団体に対し、技術的支援や提案を行う。 また、製品安全及び消費者安全行政を支援するため、製品安全分野が実施する重大製品事故及び非重大製品事故の原因究明調査のうち、人体に悪影響を及ぼす化学物質等に係る製品事故について、製品安全分野からの依頼に基づき、バイオテクノロジーを利用した原因分析を行い、その分析結果を報告する。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p>
--	---	--

		<p>ア カルタヘナ法に関連して、経済産業省が行う合成生物学やゲノム編集技術等の規制のあり方に関する検討に参画し、技術的支援を行う。</p> <p>イ アレルギー等人体に悪影響を及ぼすタンパク質等生体由来の化粧品原料等について、バイオテクノロジーを活用した分析・解析を行い、関係省庁等へ情報を提供する。また、住環境に生息する微生物等の安全性評価手法を関係機関と連携して開発する。</p> <p>ウ 微生物及び遺伝子組み換え微生物等が生産する物質について、バイオテクノロジーを活用した安全性等評価手法等を関係機関と連携して開発する。また、獣毛繊維や脱石油、海洋生分解性新規タンパク質繊維等に対する標準化活動を支援し JIS や ISO/TC38/WG22（繊維/化学分析）の国際標準化会議において、規格化に貢献する。</p> <p>エ 工業製品等に関連したアレルギー等に関する製品事故について、製品安全分野からの依頼に基づき、高度な分析技術を必要とする事故原因究明試験を実施し原因物質を解析する。また、事故原因究明試験の結果、化学物質管理分野が実施する化学物質のリスク評価技術の精緻化に資する情報が得られた場合、提供を行う。</p> <p>オ 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）の一環として、新型コロナウイルスに対する感染抑制対策のための物資評価・情報提供に関する対応を行う。</p> <p>(6) 微生物安全情報の提供 既存のバイオ関連業種のみならず、異業種からのバイオ産業分野への参入が広がりつつあること等も踏まえ、バイオテクノロジーの産業利用における社会的リスクの低減に寄与するため、微生物安全情報の提供を行う。 具体的には、微生物有害情報データベース（M-RINDA）において微生物の毒素生産能等に関する情報と微生物の法規制情報や分類学的情報の更新を通じて、微生物の安全性や安全な取扱い等に関する情報提供を行う。</p> <p>4. 生物多様性条約への対応 国内バイオ産業の国際的な発展に資する活動を支援するため、生物多様性条約に基づく海外の生物遺伝資源を取得する機会とそれを利用する環境を企業等に提供する。</p> <p>(1) 生物遺伝資源の国際移転に関する取組 アジアを中心とした海外の関係機関との連携を推進し、これまで構築してきたアジア諸国/地域との協力体制等を活用した生物遺伝資源の国際移転に関する枠組みを通じた取組を実施する。 具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 生物多様性条約に基づく生物遺伝資源利用及び利益配分に関する枠組みを維持し、産業有用な海外生物遺伝資源の我が国への移転によって我が国の事業者を支援するための共同事業を実施する。</p>
--	--	---

		<p>イ アジア域内での生物遺伝資源の移転、保存とその有効利用について、ACM（※）を通じて積極的な情報交換や議論を行う。</p> <p>※ ACM（Asian Consortium for the Conservation and Sustainable Use of Microbial Resources）： 微生物資源の保全と持続可能な利用のためのアジア・コンソーシアム</p> <p>(2) バイオ産業に関係する国際条約についての情報の収集・整理・提供 生物多様性条約や名古屋議定書等のバイオ産業に関係する国際条約についての情報を収集・整理・提供する。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 生物多様性条約に係る国際会議への参加等を通じ、各国の規制法等とその運用実態についての関連情報及び我が国のバイオ産業の発展に影響を与える可能性のある情報を収集、整理するとともに、経済産業省等の要請に応じてこれら情報を提供する。また、BRC間の連携を通じ、生物遺伝資源に係る各国の規制法等の情報とアクセス及び利益配分に関する情報を収集、整理し、Webサイトを通じ広く情報提供する。</p> <p>イ 名古屋議定書担保措置の施行支援として、遺伝資源が国内において取得されたことを示す文書「遺伝資源国内取得書」の発給を行う。</p> <p><指標></p> <p>指標 3-1：バイオものづくり支援基盤としての生物遺伝資源・データプラットフォームの活用による社会実装の具体的な出口イメージを持つ企業等からの申し込みにより、NBRCが課題解決に向けて22機関以上の企業等を支援することにより、社会実装に貢献する。（アウトカム指標） 【重要度高】【困難度高】</p> <p>指標 3-2：新たな微生物遺伝資源の収集数（産業界からのニーズ等を踏まえ、150株）</p> <p>指標 3-3：特許法に基づく特許微生物の寄託の実施件数（全件実施） （参考）過去3年平均 297件</p> <p>指標 3-4：カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等の申請に関する審査件数（全件実施） （参考1）過去3年平均 59件</p> <p>指標 3-5：GILSP※遺伝子組換え微生物リストの告示原案の作成件数（全件実施） （参考）過去3年平均 1件</p> <p>指標 3-6：カルタヘナ法に基づく立入検査の実施件数（全件実施） （参考）過去3年平均 4件</p> <p>指標 3-7：微生物によるバイオレメディエーション利用指針への適合確認の申請支援件数（全件実施） （参考）令和5年度 3件</p> <p>※GILSP（Good Industrial Large Scale Practice） 遺伝子組換え微生物： 特殊な培養条件下以外では増殖が制限されること、病原性がないこと等のため最小限の拡散防止措置を執ることにより使用等を行うことができるものとして、経済産業大臣等が定めるもの</p>
--	--	--

		<p><目標を上回る水準として考慮される事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構が課題解決の支援を行うことで製品化・事業化が実現し、それによりバイオ産業の中長期的な発展に貢献することが期待される場合
I-4 適合性認定分野	<p>経済産業省による基準認証政策の下、産業標準化法や計量法に基づく着実な制度の運用や、国際的枠組における活動を通じて、我が国認定機関としての信頼性維持や能力の向上を図る。</p> <p>以下の1.から4.までの業務を実施するものとし、指標もあわせて設定する。</p> <p>1. 産業標準化法に基づく登録制度の執行等</p> <p>(1) 試験事業者の登録・更新</p> <p>産業標準化法に基づく試験事業者の登録制度（JNLA）における試験事業者の登録・更新を迅速、的確かつ効率的に実施する。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。</p> <p>また、JNLA の利用拡大に向け、標章を付した証明書を発行する登録事業所数の維持・増加のための取組を実施する。</p> <p>さらに、申請及び届出のオンライン提出の支援を行い、その普及を推進する。</p> <p>(2) 登録試験事業者に対する立入検査</p> <p>登録試験事業者に対する立入検査を的確に実施する。</p> <p>(3) 登録区分の改正原案の作成</p> <p>経済産業省からの要請に応じ、日本産業規格（JIS）の制定・改正に対応した JNLA における登録区分の改正原案の作成を行う。</p> <p>(4) 国際相互承認取決に対応した試験所の認定等の実施</p> <p>国際相互承認取決に対応した試験所の認定審査及び認定試験所に対する認定維持審査を迅速、的確かつ効率的に実施する。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。</p> <p>2. 計量法に基づく登録及び認定制度の執行等</p> <p>(1) 校正事業者の登録・更新</p> <p>計量法に基づく校正事業者登録制度（JCSS）における校正事業者の登録・更新を迅速、的確かつ効率的に実施する。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。</p> <p>また、JCSS の利用拡大に向け、標章を付した証明書を発行する登録事業所数の維持・増加のための取組を実施する。</p> <p>さらに、申請及び届出のオンライン提出の支援を行い、その普及を推進する。</p> <p>(2) 登録校正事業者に対する立入検査</p> <p>登録校正事業者に対する立入検査を的確に実施する。</p> <p>(3) 特定計量証明事業者の認定・更新等</p> <p>計量法に基づく特定計量証明事業者認定制度（MLAP）における特定計量証明事業者の認定・更新を迅速、的確かつ効率的に実施するとともに、認定事業者に対するフォローアップ調査を的確に実施する。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。</p> <p>さらに、申請及び届出のオンライン提出の支援を行い、その普及を推進する。</p> <p>経済産業省が MLAP の認定基準を改正する場合には、当該改正に対応した申請受入れ及び審査実施体制の構築を迅速、的確かつ効率的に行う。</p> <p>(4) 認定特定計量証明事業者に対する立入検査</p> <p>認定特定計量証明事業者に対する立入検査を的確に実施する。</p>	<p>経済産業省による基準認証政策の下、産業標準化法及び計量法に基づく試験事業者、校正事業者等の登録・認定とこれらに関連する業務を実施する。また、我が国の認定機関としての信頼性の維持や能力の向上を図るとともに、認定に係る国内外の活動への参画等を通じて、取引の円滑化と国際展開の支援及び認定制度の普及を図る。</p> <p>社会ニーズや市場創出効果が高い新たな技術や製品等に係る認定制度については、適時的確な審査実施体制の構築（区分・種類の追加も含む）による産業活動の促進を目指し、我が国産業の競争力確保に貢献する。また、日本の適合性評価制度の活用・発展のため、標準化人材の育成プログラムを実施する。認定申請・届出については、事業者のオンライン提出を支援するとともに、審査業務の電子化を進め、効率化、迅速化及びセキュリティの向上を図る。</p> <p>以下の1.から4.までの業務を実施し、指標もあわせて設定する。</p> <p>【年度目標の達成に向けた重点的な取組】</p> <p>①海外との取引や安全・安心な国民生活に貢献するため、登録・認定制度の普及を図りつつ、社会ニーズや市場創出効果が高い重要な分野において、認定プログラムを創設・拡充し、それらの活用を促進</p> <p>②適合性評価制度の信頼性向上や利用拡大に向けた取組</p> <p>③IT を活用した業務の効率的運用やサービスの向上</p> <p>1. 産業標準化法に基づく登録制度の執行等</p> <p>(1) 試験事業者の登録・更新</p> <p>産業標準化法に基づく試験事業者の登録制度（JNLA）における試験事業者の登録・更新を迅速、的確かつ効率的に実施する。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。</p> <p>また、JNLA の利用拡大に向け、標章を付した証明書を発行する登録事業所数の維持・増加のための取組を実施する。具体的には、標章を付した証明書を発行する登録事業所数の維持・増加に向けた登録試験事業者の啓発のために説明会を開催し、標章を付した証明書の発行に関する助言や発行事例の紹介等を通じて、特に新規に登録した事業所（区分追加の事業所を含む）の利用拡大に向けた働きかけを行う。必要に応じて、標章を付した証明書を発行していない登録試験事業者等から情報収集を行い、その内容に応じた標章を付した証明書の活用を図る。</p> <p>さらに、申請及び届出のオンライン提出の支援を行い、その普及を推進する。具体的には、オンライン申請及び届出に関する説明会を開催し、問合せにも適切に対応するとともに、法令に基づく申請及び届出以外の事業者からの報告等についてもオンライン提出を支援する。</p> <p>(2) 登録試験事業者に対する立入検査</p> <p>登録試験事業者に対する立入検査を的確に実施する。</p> <p>(3) 登録区分の改正原案の作成</p> <p>経済産業省からの要請に応じ、日本産業規格（JIS）の制定・改正に対応した JNLA における登録区分の改正原案の作成を行う。</p>

<p>(5) 国際相互承認取決に対応した校正事業者の認定等の実施 国際相互承認取決に対応した校正事業者の認定審査及び校正事業者に対する認定維持審査を迅速、的確かつ効率的に実施する。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。</p> <p>3. 製品評価技術基盤機構認定制度の実施 JNLA や JCSS、MLAP では対応できない分野を主な認定対象とする製品評価技術基盤機構認定制度 (ASNITE) において、安全の確保、国内外の取引の円滑化等の政策的・社会的要請を踏まえ、試験所や校正事業者、製品認証を行う機関、IT セキュリティ分野の評価機関等の認定審査及び認定維持審査を迅速、的確かつ効率的に実施する。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。 また、社会ニーズを迅速に把握し、国や産業界からの要請に的確に応じて、新規分野の審査実施体制の構築及び認定を迅速、的確かつ効率的に行うとともに、ASNITE の利用拡大に向け、標章を付した証明書を発行する認定事業所数の維持・増加のための取組を実施する。 さらに、申請及び届出のオンライン提出の支援を行い、その普及を推進する。</p> <p>4. 認定の信頼性確保及び普及に関する取組 (1) 認定制度等における調査や立入検査等の実施 法令 (産業標準化法、相互承認実施法、製品安全 4 法 (電気用品安全法等)) に基づき実施する調査や立入検査等は、経済産業省の指示を踏まえ、迅速、的確かつ効率的に実施することにより、我が国の認定制度等の信頼性確保を図る。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。 なお、産業標準化法に基づく調査については迅速化のための運用を継続する。 (2) 新たな技術や製品等に係る認定に向けた対応強化 産業において認定が必要な分野に時機を逸することなく認定制度の提供に向けた対応を行うため、社会ニーズや市場創出効果が高い新たな技術や製品等に係る分野について、認定ニーズ調査を実施し、認定プログラムの創設・拡充に向けた企画立案を行う。また、日本の適合性評価制度の発展のため、外部組織との連携を強化するとともに、標準化人材の育成プログラムを実施する。 (3) 認定に係る国際関係業務 認定を通じた取引の円滑化と国際展開を支援するため、認定制度に係る国際組織等の活動に参画し、国際相互承認取決の資格・権限を維持するとともに、国の認定機関としての信頼性の維持及び能力の向上を図る。 (4) 認定制度の普及促進 知的基盤整備計画を受けた計量標準の利用促進方策を含め、産業界等に向けて認定制度の普及促進のための広報活動等を実施し、国内外の取引の円滑化等に貢献する。 (5) 認定業務のさらなる電子化推進 機構が運用する認定制度において、既存の業務管理の仕組みと審査業務の仕組みを連携し、審査業務のセキュリティを確保しつつ、認定業務全体の効率化、迅速化を推進することで、申請者の負担軽減を含めたサービス向上を図る。</p> <p><指標> 指標 4-1: 社会ニーズや市場創出効果が高い重要な分野において、認定プログラムを創設・拡充し、それらの活用 実績を 2 件以上 (アウトカム指標) 【重要度高】 指標 4-2: 令和 6 年度に標章を付した証明書を発行した登録・認定事業所の数を令和 5 年度実績以上 (アウトカム指標) 【困難度高】</p>	<p>(4) 国際相互承認取決に対応した試験所の認定等の実施 国際相互承認取決に対応した試験所の認定審査及び認定試験所に対する認定維持審査を迅速、的確かつ効率的に実施する。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。</p> <p>2. 計量法に基づく登録及び認定制度の執行等 (1) 校正事業者の登録・更新 計量法に基づく校正事業者登録制度 (JCSS) における校正事業者の登録・更新を迅速、的確かつ効率的に実施する。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。 また、社会ニーズを迅速に把握し、国や産業界からの要請に的確に応じて、新規分野の申請受入れ及び審査実施体制の構築を迅速、的確かつ効率的に行う。さらに、JCSS の利用拡大に向け、標章を付した証明書を発行する登録事業所数の維持・増加のための取組を実施する。具体的には、新規登録を希望する校正事業者へ積極的に情報提供を行い、登録申請を支援する。また、様々な媒体 (展示会、講演会、ウェブサイト等) を用いて、標章を付した証明書を発行する登録事業所数の維持・増加につながる情報 (登録の利点、標章を付した証明書の使用方法及び利点、発行事例の紹介等) を積極的に提供し、産業界等による証明書の利用の拡大に向けた働きかけを行う。 加えて、申請及び届出のオンライン提出の支援を行い、その普及を推進する。具体的には、事業者向け説明会、ウェブサイト等を用いてオンライン申請及び届出に関する情報を積極的に提供し、問合せにも適切に対応するとともに、法令に基づく申請及び届出以外の事業者からの報告等についてもオンライン提出を支援する。</p> <p>(2) 登録校正事業者に対する立入検査 登録校正事業者に対する立入検査を的確に実施する。</p> <p>(3) 特定計量証明事業者の認定・更新等 計量法に基づく特定計量証明事業者認定制度 (MLAP) における特定計量証明事業者の認定・更新を迅速、的確かつ効率的に実施するとともに、認定事業者に対するフォローアップ調査を的確に実施する。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。 さらに、申請及び届出のオンライン提出の支援を行い、その普及を推進する。具体的には、事業者向け説明会、ウェブサイト等を用いてオンライン申請及び届出に関する情報を積極的に提供し、問合せにも適切に対応するとともに、法令に基づく申請及び届出以外の事業者からの報告等についてもオンライン提出を支援する。 経済産業省が MLAP の認定基準を改正する場合には、当該改正に対応した申請受入れ及び審査実施体制の構築を迅速、的確かつ効率的に行う。</p> <p>(4) 認定特定計量証明事業者に対する立入検査 認定特定計量証明事業者に対する立入検査を的確に実施する。</p> <p>(5) 国際相互承認取決に対応した校正事業者の認定等の実施 国際相互承認取決に対応した校正事業者の認定審査及び校正事業者に対する認定維持審査を迅速、的確かつ効率的に実施する。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。</p> <p>3. 製品評価技術基盤機構認定制度の実施</p>
--	---

<p>指標 4-3：電子化による JNLA における登録・更新審査業務については、平均処理期間を 145 日以内（標準処理期間 150 日）</p> <p>指標 4-4：JNLA における登録・更新審査の実施件数（全件実施）</p> <p>指標 4-5：JNLA における立入検査の実施件数（全件実施）</p> <p>指標 4-6：国際相互承認取決に対応した試験所の認定審査及び認定維持審査の実施件数（全件実施）</p> <p>指標 4-7：JCSS における登録・更新審査の実施件数（全件実施）</p> <p>指標 4-8：JCSS における立入検査の実施件数（全件実施）</p> <p>指標 4-9：MLAP における認定・更新審査及びフォローアップ調査の実施件数（全件実施）</p> <p>指標 4-10：MLAP における立入検査の実施件数（全件実施）</p> <p>指標 4-11：国際相互承認取決に対応した校正事業者の認定審査及び認定維持審査の実施件数（全件実施）</p> <p>指標 4-12：ASNITE における認定審査及び認定維持審査の実施件数（全件実施）</p> <p>指標 4-13：各法律に基づく認証機関、適合性評価機関及び検査機関の調査及び立入検査の実施件数並びに JIS 試買検査の実施件数（全件実施）</p> <p>指標 4-14：産業標準化法に基づく調査において迅速に指摘事項の改善を行うよう登録認証機関へ指示する件数（全件実施）</p> <p>＜目標を上回る水準として考慮する事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和 6 年度に新設・拡充されたプログラムを含む、令和元年度以降に新規創設したプログラムの活用実績を要因とするインパクトを認められた場合。 重要度又は困難度が高い指標の実績の一因が、NITE が保持する知見・能力を活用した、標準化人材の育成プログラムや標準化活用支援パートナーシップ制度における連携によるものであると認められる場合。 <p>＜目標水準の考え方＞</p> <p>指標 4-1：機構の既存の認定プログラム数は年々増加しており、新たにプログラムを 2 件創設し続ける難易度は高まっているが、認定・認証の重要性の高まりを踏まえ、令和 6 年度も引き続き 2 件と設定。</p> <p>指標 4-2：登録・認定事業所の全体数が減少傾向である一方、認定・認証の重要性の高まりを踏まえ、標章を付した証明書を発行する事業者数の維持・増加に向けて、前年度の実績以上と設定。</p> <p>指標 4-3：昨年度と同水準の速度・効率性を期待するもの。</p> <p>指標 4-4 から指標 4-14：経済産業省からの指示・要請に対し、全数を実施する。</p> <p>＜重要度高・困難度高の設置理由＞</p> <p>指標 4-1：</p> <p>【重要度高】日本産業標準調査会基本政策部会において、戦略的標準化活動の推進に向けた総合的な戦略が策定され、「価格」や「品質」に加えた「新たな価値軸」を担保する手法として、認定・認証の重要性が示された。こうした背景を踏まえ、我が国の標準化活動の在るべき姿（日本型標準加速化モデル）の実現のため、民間の認定機関・認証機関による対応が十分でない分野等について公的機関である機構が積極的な役割を果たしていく必要があり、社会ニーズに対応して認定プログラムを創設・拡充する指標 4-1 は重要度が高い。</p> <p>指標 4-2：</p>	<p>JNLA や JCSS、MLAP では対応できない分野を主な認定対象とする製品評価技術基盤機構認定制度（ASNITE）において、安全の確保、国内外の取引の円滑化等の政策的・社会的要請を踏まえ、試験所や校正事業者、製品認証を行う機関、IT セキュリティ分野の評価機関等の認定審査及び認定維持審査を迅速、的確かつ効率的に実施する。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。</p> <p>また、社会ニーズを迅速に把握し、国や産業界からの要請に的確に応じて、新規分野の審査実施体制の構築及び認定を迅速、的確かつ効率的に行うとともに、ASNITE の利用拡大に向け、標章を付した証明書を発行する認定事業所数の維持・増加のための取組を実施する。具体的には、標章を付した証明書を発行する認定事業所数の維持・増加に向けた認定事業者の啓発のため、認定事業者から情報収集を行い、必要に応じて、認定事業者に対する要求事項等を定めた文書改正や認定事業者向けの情報提供等を行う。また、経済産業省が構築を進めている IoT 製品に対するセキュリティ適合性評価制度に対応した認定プログラムの拡充に向けた準備を行う。</p> <p>さらに、申請及び届出のオンライン提出の支援を行い、その普及を推進する。具体的には、オンライン申請及び届出に関する情報提供等を行い、問合せにも適切に対応する。</p> <p>4. 認定の信頼性確保及び普及に関する取組</p> <p>(1) 認定制度等における調査や立入検査等の実施</p> <p>法令（産業標準化法、相互承認実施法、製品安全 4 法（電気用品安全法等））に基づき実施する調査や立入検査等は、経済産業省の指示を踏まえ、迅速、的確かつ効率的に実施することにより、我が国の認定制度等の信頼性確保を図る。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。</p> <p>なお、産業標準化法に基づく調査については迅速化のための運用を継続する。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 産業標準化法に基づき国が登録する認証機関の登録・更新のための調査や、認証機関に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、迅速、的確かつ効率的に実施するとともに、国が登録した登録認証機関及び認証製造業者の品質確保のための市場モニタリング（JIS 試買検査）を経済産業省の要請に基づき的確に実施する。また、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律に基づき国が認定する適合性評価機関の認定・更新のための調査や、適合性評価機関に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、迅速化のための運用を継続する。</p> <p>イ 消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき国が登録する検査機関の登録・更新のための調査や、検査機関に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、迅速、的確かつ効率的に実施する。新たな特定製品が追加された場合には、審査に必要な技術研修を迅速に実施し、新たな技術基準に対応する能力の向上を図ったうえで、的確に調査を実施する。</p> <p>(2) 新たな技術や製品等に係る認定に向けた対応強化</p> <p>産業において認定が必要な分野に時機を逸することなく認定制度の提供に向けた対応を行うため、社会ニーズや市場創出効果が高い新たな技術や製品等に係る分野について、認定ニーズ調査を実施し、認定プログラムの創設・拡充に向けた企画立案を行う。また、日本の適合性評価制度の発展のため、外部組織との連携を強化するとともに、標準化人材の育成プログラムを実施する。</p>
--	--

	<p>【困難度高】登録・認定事業所数が減少傾向であることを踏まえ、機構の取組が事業所の新規登録・認定及び更新並び標章を付した証明書の発行を促進し、前年度の実績以上とする指標 4-2 は困難度が高い。</p>	<p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 社会ニーズ等を踏まえ、新たな技術や製品等に関する認定・認証の必要性について調査する。</p> <p>イ 認定審査員の充実を目的とした機構内部の職員及び外部の技術専門家等を対象とする審査員養成研修については、外部組織と連携して実施し、認定における技術資源の有効活用を図る。さらに既存の審査員の能力向上を目的に各種スキルアップ研修を実施する。</p> <p>ウ 業務運営体制の維持・整備と適切な運用・管理・改善等を通じて、認定機関としての信頼性を維持する。また、認定事業者に認定機関に対する満足度調査を行い、審査等の改善に利用する。</p> <p>エ 日本の適合性評価制度の活用・発展のため、外部組織と連携し、標準化人材の育成プログラムを充実させる。</p> <p>(3) 認定に係る国際関係業務 認定を通じた取引の円滑化と国際展開を支援するため、認定制度に係る国際組織等の活動に参画し、国際相互承認取決の資格・権限を維持するとともに、国の認定機関としての信頼性の維持及び能力の向上を図る。</p> <p>具体的には、アジア太平洋認定協力機構（APAC）、国際試験所認定協力機構（ILAC）及び国際認定フォーラム（IAF）に係る国際相互承認取決の資格・権限を維持するとともに、委員会、投票活動を通じて国際的な認定制度づくり等に参画する。また、APAC 相互評価又はそのレビューパネルへの国際評価員の派遣・育成等を通じて、国際相互承認取決の運営に参画する。</p> <p>(4) 認定制度の普及促進 知的基盤整備計画を受けた計量標準の利用促進方策を含め、産業界等に向けて認定制度の普及促進のための広報活動等を実施し、国内外の取引の円滑化等に貢献する。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 国の認定機関という立場から、日本認定機関協議会（JAC）の事務局として、各認定機関と連携しつつ、認定に係る課題に対応するとともに、認定制度の普及等を図る。</p> <p>イ 事業者への訪問、展示会、ニュースリリース、講演会等を通じた営業・広報活動を行うことにより、産業界等への認定制度の普及、利用促進を図ることに加え、国民に向けた情報提供にも努める。情報をより多くの者にわかりやすく届ける方策として、デジタルコンテンツ配信やオンライン講座・説明会等を行う。</p> <p>ウ 知的基盤整備計画を受けた計量標準の利用促進や、地域産業及び中堅・中小企業の振興支援に向けて、国や地方の機関等に対して認定制度に係る情報発信を行い、制度の普及を図る。また、他分野の取組</p>
--	---	--

		<p>に関して、認定・認証の普及に向けた協力を行う。さらに、他分野の職員にも審査員養成研修の受講機会を提供することで、認定制度の理解を促進し、分野間の連携を強化する。</p> <p>(5) 認定業務のさらなる電子化推進 機構が運用する認定制度において、既存の業務管理の仕組みと審査業務の仕組みを連携し、審査業務のセキュリティを確保しつつ、認定業務全体の効率化、迅速化を推進することで、申請者の負担軽減を含めたサービス向上を図る。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 認定申請・届出については、認定申請審査業務システムを用いたオンライン提出を支援する。また、認定業務に関わる書類のうち電子化が可能なものは、原則、電子媒体に移行し、認定申請審査業務システムを用いたペーパーレス審査を実施する。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。</p> <p>イ 業務の効率化のため、業務管理システムと審査業務システムの最適化を推進する。</p> <p>ウ 近年増加傾向の海外での審査案件については、多言語の文書に対応するための電子翻訳ツール等を導入し、審査の効率化を図る。</p> <p><指標> 指標 4-1：社会ニーズや市場創出効果が高い重要な分野において、認定プログラムを創設・拡充し、それらの活用実績を 2 件以上（アウトカム指標）【重要度高】 指標 4-2：令和 6 年度に標章を付した証明書を発行した登録・認定事業所の数を令和 5 年度実績以上（アウトカム指標）【困難度高】 指標 4-3：電子化による JNLA における登録・更新審査業務については、平均処理期間を 145 日以内（標準処理期間 150 日） 指標 4-4：JNLA における登録・更新審査の実施件数（全件実施） （参考）過去 3 年平均 71 件 指標 4-5：JNLA における立入検査の実施件数（全件実施） （参考）過去 3 年平均 1 件 指標 4-6：国際相互承認取決に対応した試験所の認定審査及び認定維持審査の実施件数（全件実施） （参考）過去 3 年平均 45 件 指標 4-7：JCSS における登録・更新審査の実施件数（全件実施） （参考）過去 3 年平均 77 件 指標 4-8：JCSS における立入検査の実施件数（全件実施） （参考）過去 3 年実績なし 指標 4-9：MLAP における認定・更新審査及びフォローアップ調査の実施件数（全件実施） （参考）過去 3 年平均 25 件（認定・更新審査）、24 件（フォローアップ調査） 指標 4-10：MLAP における立入検査の実施件数（全件実施） （参考）過去 3 年実績なし</p>
--	--	--

		<p>指標 4-11：国際相互承認取決に対応した校正事業者の認定審査及び認定維持審査の実施件数（全件実施） （参考）過去3年平均 140件</p> <p>指標 4-12：ASNITEにおける認定審査及び認定維持審査の実施件数（全件実施） （参考）過去3年平均 62件</p> <p>指標 4-13：各法律に基づく認証機関、適合性評価機関及び検査機関の調査及び立入検査の実施件数並びに JIS 試買検査の実施件数（全件実施） （参考）過去3年平均 15件（調査）、5件（立入検査）、2件（JIS 試買検査）</p> <p>指標 4-14：産業標準化法に基づく調査において迅速に指摘事項の改善を行うよう登録認証機関へ指示する件数（全件実施） （参考）過去3年平均 2件</p> <p><目標を上回る水準として考慮される事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度に新設・拡充されたプログラムを含む、令和元年度以降に新規創設したプログラムの活用実績を要因とするインパクトを認められた場合。 ・重要度又は困難度が高い指標の実績の一因が、NITEが保持する知見・能力を活用した、標準化人材の育成プログラムや標準化活用支援パートナーシップ制度における連携によるものであると認められる場合。
I-5 国際評価技術分野	<p>蓄電池産業戦略（令和4年8月31日策定）や経済産業省による標準化政策の下、定置用や車載用を含む先端蓄電池システム等の戦略的技術分野における国際競争力の強化に貢献する。また、経済産業省による電気保安政策の下、再生可能エネルギー発電設備導入拡大やスマート保安（※）推進加速といった進展する状況変化下での持続的な電気保安水準の維持・向上に貢献する。</p> <p>※スマート保安： 急速に進む技術革新やデジタル化、少子高齢化等が一層深化する環境変化の中、官民が連携し、IoTやAIなどの新技術の導入等により産業保安における安全性と効率性を追求する取組をいう。</p> <p>以下の1.及び2.の業務を実施するものとし、指標もあわせて設定する。</p> <p>1.蓄電池システムに関するグローバル認証基盤整備等業務 IEC/TC120（電気エネルギー貯蔵システム、日本提案で設立）等における定置用先端蓄電池システムの試験・評価に関する国際標準化を支援するとともに、関係機関と連携しつつ、標準化後の認証基盤整備に貢献する。</p> <p>また、定置用や車載用を含む先端蓄電池システムに関する試験評価拠点を適合性評価の実施に活用するため、関係機関と連携しつつ当該評価拠点を活用した試験評価のサービスを実施するとともに、急速な技術進歩に伴い複雑化・高度化する試験に対応するため、OJTの実施や外部機関が行う技術的な研修の受講を通じて、試験人員の教育やノウハウの拡充を行い、専門性を高める。</p> <p>さらに、普及啓発活動や事業者訪問等を行い、当該評価拠点の認知度向上や業界ニーズの把握を行うとともに、ニーズに応じて顧客へのコンサルティングを強化し、より顧客のソリューションに資する技術・サービスを提供することで試験サービスの拡充を行う。</p> <p>加えて、当該評価拠点を活用して、試験ニーズに応じていくことを目的とした新たな試験評価技術の開発を実行するとともに、日本の蓄電池システム産業競争力向上に資する有益で活用可能なデータ等の取</p>	<p>蓄電池産業戦略（令和4年8月31日策定）や経済産業省による標準化政策の下、定置用や車載用を含む先端蓄電池システム等の戦略的技術分野における国際競争力の強化に貢献する。また、経済産業省による電気保安政策の下、再生可能エネルギー発電設備導入拡大やスマート保安（※）推進加速といった進展する状況変化下での持続的な電気保安水準の維持・向上に貢献する。</p> <p>※スマート保安： 急速に進む技術革新やデジタル化、少子高齢化等が一層深化する環境変化の中、官民が連携し、IoTやAIなどの新技術の導入等により産業保安における安全性と効率性を追求する取組をいう。</p> <p>なお、社会の変化に対し適時適切に対応するため、中長期的な視点に立った新たな取組について、その実現可能性の調査・検討を行うとともに、分野間での連携を進め、機構が保有する技術的知見の有効活用を図る。また、機構による国際評価技術分野の取組について、事業者や産業界に向けた情報発信とともに、国民に向けた情報提供にも努める。</p> <p>以下の1.から2.の業務を実施し、指標もあわせて設定する。</p> <p>【年度目標の達成に向けた重点的な取組】</p> <p>①国内企業の蓄電池システムに関して、世界最大級の施設を活用し、産業界のニーズを踏まえ、公的機関である機構による実施が適切である試験サービスの拡充・実施、新しい試験手法の開発、試験データの活用、戦略的な国際標準開発、認証体制の構築等により、実用化、認証取得、海外展開等を支援</p> <p>②再生可能エネルギー発電設備等に関して、安全情報の効果的な分析・普及活動等により官民の電気保安に関する取組を支援</p> <p>1.蓄電池システムに関するグローバル認証基盤整備等業務</p>

<p>得・解析を進め、蓄電池システムに関係する国内の様々なステークホルダーでの共有と活用を推進しながら、業界団体と連携しガイドライン（JIS、業界ガイドライン等）の策定に向けた検討を進める。</p> <p>併せて、令和5年度に整備した先端技術評価実験棟について、車載用蓄電池システムに関する標準化に貢献するため、安全かつ円滑に試験が実施できるよう準備作業を進め、共同試験の受入を開始する。また、全固体電池の試験実施に向けて、受入基準や試験方法の策定等に向けた検討を進める。</p> <p>2. 電気保安技術支援業務</p> <p>再生可能エネルギー発電設備導入拡大、蓄電所や電力貯蔵装置としての蓄電池の活用拡大、スマート保安推進加速といった進展する状況変化の下で、中小規模発電設備設置者やスマート保安技術を有する中小企業事業者などを含め、社会全体として持続的な電気保安水準の維持・向上に貢献する。</p> <p>そのため、電気保安に係る事故情報の整理・分析、事故実機調査の実施、事故分析・調査の高度化に資する情報システムの運用・改修、経済産業省が指示する再生可能エネルギー発電設備等に対する電気事業法に基づいた立入検査の的確な実施、蓄電所や電力貯蔵装置としての蓄電池の安全な活用拡大に向けた取組、スマート保安技術の的確な導入促進に向けた取組等、電気保安に関する官民への専門的支援を検討・実施しつつ、体制の整備を行う。</p> <p>併せて、官民の安全に対する意識向上を図るため、電気保安水準の維持・向上に資する安全情報を広く発信する。</p> <p><指標></p> <p>指標 5-1：機構が国内企業や公的機関等と実施した試験・評価を通じた先端蓄電池システムの実用化・認証取得等を合計8件以上とし、先端蓄電池システムの更なる実用化等に貢献する。（アウトカム指標）【重要度高】 【困難度高】</p> <p>指標 5-2：持続的な電気保安水準の維持・向上に資するスマート保安技術カタログの発信並びに、スマート保安に関連する技術調査、事故情報分析及び事故実機調査等で得られた知見を活用した国への報告・助言を、その内容を国とも調整の上、7件以上実施する。</p> <p>指標 5-3：電気事業法に基づく立入検査の実施件数（全件実施）【重要度高】</p> <p><目標を上回る水準として考慮する事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定量的指標の成果の内、特筆すべきもの <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 機構が国内企業や公的機関等と実施した試験・評価により、世界初・業界初の先端蓄電池システムの実用化等に繋がった場合 <input type="checkbox"/> 機構が国内企業や公的機関等と実施した試験・評価により、企業等の事業計画よりも前倒して実用化等に繋がった場合 ・ これまで機構が実施してきた試験・評価により蓄積された知見から、以下の成果に繋がった場合 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 試験データの利活用又は機構が国内企業や公的機関等と実施した試験・評価により、ルール形成・改訂（規制合理化・標準化・業界ガイドライン整備等）が実現 <input type="checkbox"/> 新たに開発・整備した試験手法等を活用した試験の実施 <p><目標水準の考え方></p> <p>指標 5-1：機構が国内企業や公的機関等と実施した試験・評価を通じた先端蓄電池システムの実用化・認証取得等の過去の実績を踏まえて設定。試験評価拠点の利用予定が埋まっている中、例年平均の8件の目標は容易ではなく適切な水準である。</p>	<p>IEC/TC120（電気エネルギー貯蔵システム、日本提案で設立）等における定置用蓄電池システムの試験・評価に関する国際標準化を支援するとともに、関係機関と連携しつつ、標準化後の認証基盤整備に貢献する。</p> <p>また、定置用や車載用を含む先端蓄電池システムに関する試験評価拠点を適合性評価の実施に活用するため、関係機関と連携しつつ当該評価拠点を活用した試験評価のサービスを実施するとともに、急速な技術進歩に伴い複雑化・高度化する試験に対応するため、OJTの実施や外部機関が行う技術的な研修の受講を通じて、試験人員の教育やノウハウの拡充を行い、専門性を高める。</p> <p>さらに、普及啓発活動や事業者訪問等を行い、当該評価拠点の認知度向上や業界ニーズの把握を行うとともに、ニーズに応じて顧客へのコンサルティングを強化し、より顧客のソリューションに資する技術・サービスを提供することで試験サービスの拡充を行う。</p> <p>加えて、当該評価拠点を活用して、試験ニーズに応えていくことを目的とした新たな試験評価技術の開発を実行するとともに、日本の蓄電池システム産業競争力向上に資する有益で活用可能なデータ等の取得・解析を進め、蓄電池システムに関係する国内の様々なステークホルダーでの共有と活用を推進しながら、業界団体と連携しガイドライン（JIS、業界ガイドライン等）の策定に向けた検討を進める。</p> <p>併せて、令和5年度に整備した先端技術評価実験棟について、車載用蓄電池システムに関する標準化に貢献するため、安全かつ円滑に試験が実施できるよう準備作業を進め、共同試験の受入を開始する。また、全固体電池の試験実施に向けて、受入基準や試験方法の策定等に向けた検討を進める。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>(1) 国際標準化の取組の支援と認証基盤構築への貢献</p> <p>ア 日本主導による定置用蓄電池システムの国際標準化を実現するため、IEC/TC120の国内外委員会等に参加し、主にIEC 62933-5-2の2ndバージョン等の国際標準化活動に貢献する。</p> <p>イ IEC 62933-5-2、IEC 62933-5-3及び関連する安全性規格の試験体制の整備、及び試験・認証機関との更なる協力体制強化により、試験・認証基盤の活用促進を図る。また、これまでに開発に貢献した国際標準の国内対応JIS規格の整備をはじめとした普及活動を行い、補助金要件や保安規制への取り込みといった活用のあり方検討及び促進を図る。</p> <p>(2) 蓄電池システムに関する適合性評価の実施</p> <p>ア 適合性評価の実施に当たり、認証機関等から信頼性を有すると認められる試験所として運営するため、認証機関等から要求される管理・記録等（試験装置等の校正・保守、試験実施要員に対する研修・教育訓練の実施、記録等）を適切に行う。</p> <p>イ 試験評価拠点の普及啓発活動を行い、施設を活用した企業の研究開発、認証取得等に資する試験を実施する。また、独自に試験サービスにおける課題解決やデータ利活用を目的として試験の協力者を募集する公募試験を実施する。</p> <p>ウ 事業者訪問等を通じて要望、ニーズを把握し、新たな試験評価手法の開発を進めるとともに、試験装置の追加導入・改造等の試験サービスの拡充を実施する。併せて、令和5年度に整備した先端技術評価実験棟について、車載用蓄電池システムに関する標準化に貢献するため、安全かつ円滑に試験が実施できる</p>
---	--

<p>指標 5-2：機構におけるスマート保安技術カタログ掲載の過去の実績を踏まえて設定。昨年度から、対象が広範になりがちである「安全情報の発信」を削除し、新たに、スマート保安に関連する技術調査、事故情報分析及び事故実機調査等の分析に限定し、それを基とした国への報告・助言を求めるもの。昨年以上に機構の努力を促す適切な水準である。</p> <p>指標 5-3：経済産業省からの指示・要請に対し、全数を実施する。</p> <p><重要度高・困難度高の設定理由></p> <p>指標 5-1：</p> <p>【重要度高】蓄電池システムの市場が急速に拡大する中で、継続的に事業者のニーズに関する情報を収集し、ニーズに対応した先端蓄電池システムの実用化に資する試験評価サービスを提供するなど、その重要度が高まっている。</p> <p>【困難度高】蓄電池の大型化及び試験内容の高度化が年々進んでおり、更に令和2年度に整備した作業準備棟の運用開始に伴いより多くの試験・評価の実施が見込まれ、それらに対応する職員にはより高度な知見と技術が求められること、更に令和5年度に整備した先端技術評価実験棟の運用開始に向けた準備等も必要となることから、過去実績に並ぶ水準として設定している指標の達成は難易度が高い。</p> <p>指標 5-3：</p> <p>【重要度高】令和4年第208回通常国会の附帯決議（高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和4年5月11日衆議院、令和4年6月14日参議院））にて「再生可能エネルギー発電設備の設置状況及び保安の適正化が図られているかについて立入検査等を通して十分に監視し、その是正・改善に努めること。」とされたことを踏まえ、比較的事故リスクが高い再エネ発電設備について、優先的に電気事業法に基づく立入検査を実施しているものがあり、重要度が高いものとして設定している。</p>	<p>よう準備作業を進め、共同試験の受入を開始する。また、全固体電池の試験実施に向けて、受入基準や試験方法の策定等に向けた検討を進める。</p> <p>エ 蓄電池システム産業関係者による会議体を運営し、日本の蓄電池システム産業の競争力強化のために、将来に向けて必要とされる取り組みの検討を引き続き実施するとともに、機構が保有する試験データを国内の様々なステークホルダーに共有することで新製品開発を支援しながら、業界団体と連携しガイドライン（JIS、業界ガイドライン等）の策定に向けた検討を進める。また、国内外の関係者、関係機関等との連携強化を図る。加えて、蓄電池システムの多様化・複合化した機能（マルチユース）に関する会議体で作成したガイドラインの普及・活用について検討する。</p> <p>2. 電気保安技術支援業務</p> <p>再生可能エネルギー発電設備導入拡大、蓄電所や電力貯蔵装置としての蓄電池の活用拡大、スマート保安推進加速といった進展する状況変化下で、中小規模発電設備設置者やスマート保安技術（スマート保安に資する技術や保安方法をいう。）を有する中小企業事業者などを含め、社会全体として持続的な電気保安水準の維持・向上に貢献するために、安全情報の整理・分析・水平展開等を基軸とし、電気保安行政を技術的に支援する機関として必要な取組を行う。また、国内電源構成に占める再生可能エネルギー発電の割合を今後益々高めていく上で安全に設備を設置運用していくことが重要であり、特に再生可能エネルギー発電設備所有者等に対する保安規律に関する意識醸成を図るため、立入検査を効果的に実施する。加え、蓄電所や電力貯蔵装置としての蓄電池の安全な活用拡大に向け、経済産業省が行う保安規制の整備に積極的に関与する。更に、業界が様々なスマート保安技術を活用し、スマート保安技術を有する中小企業事業者を含めた電気保安水準が向上される社会を目指し、スマート保安推進に向けた活動を積極的に進める。併せて、官民の安全に対する意識向上を図るため、電気保安水準の維持・向上に資する安全情報を広く発信する。</p> <p>(1) 電気保安に係る事故情報の整理・分析及び事故実機調査</p> <p>事業者から経済産業省に提出される電気設備の事故情報について、随時収集を行い、経済産業省の要請に基づき、事故情報を迅速かつ統計的にまとめるとともに事故の傾向等の評価・分析を行い、機構が実施する電気保安技術支援業務の中で得た知見を加えて年間統計や水平展開すべき事項等の分析結果等を経済産業省や産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会電力安全小委員会等にタイムリーに報告するとともに、関係団体や関係者等に情報共有する。その際、より高精度かつ効率的に事故情報の収集を行えるよう、経済産業省と必要な調整を実施する。</p> <p>また、自家用電気工作物の事故等のうち経済産業省や設置者等関係者と協議の上で機構において事故実機調査が必要と判断された案件について、経済産業省からの要請に基づき事故実機調査を実施し、経済産業省や関係者に情報を共有する。これらの分析・調査作業を通じ、制度上変更が必要な箇所があれば、その点に対する対処方針案を含めて、経済産業省に提言する。</p> <p>(2) 電気保安技術支援業務の高度化・効率化に資するシステムの運用・改修</p> <p>行政における電気保安に係る事故情報の管理・分析・水平展開等及び事故実機調査業務の高度化・効率化に資するよう構築した、「電力安全システム（※）」を着実に運用しつつ、利用者の利便性向上に必要な改修を行う。</p> <p>※ 電力安全システム：</p>
---	---

		<p>事業者等から経済産業省に提出される電気工作物に関する事故報告書（詳報）（電気関係報告規則第3条第2項及び第3条の2第2項に基づく、事故の発生を知った日から起算して三十日以内に行う報告）及び速報（電気関係報告規則第3条第2項及び第3条の2第2項に基づく、事故の発生を知った時から二十四時間以内可能な限り速やかに行う報告）の作成を支援するシステム（詳報作成支援システム）、電気工作物に関する事故情報を整理・分析するシステム（詳報管理システム）、電気工作物に関する事故情報を公表するシステム（詳報公表システム）、機構が実施する事故実機調査業務の高度化・効率化に資する業務支援システム（事故実機調査システム）の4システムの総称。</p> <p>(3) 電気事業法に基づいた立入検査 経済産業省と調整して事前提出書類の確認と現場確認、事後の行政指導までの一連の立入検査の流れにおける経済産業省と機構の役割分担を引き続き検討し、必要な立入検査体制を整備する。その上で、立入検査先の選定段階から経済産業省と密接に連携しつつ、経済産業省が指示する再生可能エネルギー発電設備等に対する電気事業法に基づいた立入検査（必要に応じてサイバーセキュリティに関する検査を含む）を的確に実施する。また、立入検査結果や事故情報分析等に基づいて、令和7年度の立入検査先について経済産業省に提案を行う。</p> <p>(4) スマート保安推進に向けた活動並びに技術支援機関としての電気事業法執行業務に関する専門的支援等の検討・実施及び必要な体制整備 経済産業省が策定した「電気保安分野 スマート保安アクションプラン（令和3年4月）」に基づき、スマート保安推進に資するスマート保安技術の掘り起こしを引き続き行うとともに、スマート保安プロモーション委員会（※）を活用し、掘り起こしたスマート保安技術の妥当性を確認の上、スマート保安技術カタログとしてその内容を掲載する。また、経済産業省産業保安監督部と意見交換を行うとともに講演等を通じて関係業界等に広く普及啓発を行う。これら活動を通じて得た知見を活用し、電気事業法に基づく「認定高度保安実施設置者」制度への技術面からの協力、スマート保安を活用した高圧需要設備等の点検頻度の延伸等について、必要に応じて経済産業省と相談・調整しつつ、電気保安政策の支援に繋がる報告・助言をしていく。</p> <p>さらに、スマート保安推進状況を把握し、今後のスマート保安推進に向けた活動を検討するため、業界団体と意見交換を行うとともに、電気設備を保有する事業者に対してアンケート調査を実施する。</p> <p>その他、電気保安水準の維持・向上に資する取組について必要に応じて経済産業省と相談・調整し、機構の知見を活用して電気保安政策の支援に繋がる報告・助言を検討・実施しつつ、必要な体制整備を行う。</p> <p>※ スマート保安プロモーション委員会： 官民間・業界間でのコミュニケーションツールとして、スマート保安技術やデータを活用した新たな保安方法について、その妥当性を確認・共有する場として立ち上げた委員会。機構が事務局を務める。</p> <p><指標> 指標5-1：機構が国内企業や公的機関等と実施した試験・評価を通じた先端蓄電池システムの実用化・認証取得等を合計8件以上とし、先端蓄電池システムの更なる実用化等に貢献する。（アウトカム指標）【重要度高】【困難度高】</p>
--	--	---

		<p>指標 5-2：持続的な電気保安水準の維持・向上に資するスマート保安技術カタログの発信並びに、スマート保安に関連する技術調査、事故情報分析及び事故実機調査等で得られた知見を活用した国への報告・助言を、その内容を国とも調整の上、7件以上実施する。</p> <p>指標 5-3：電気事業法に基づく立入検査の実施件数（全件実施）【重要度高】</p> <p><目標を上回る水準として考慮される事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・定量的指標の成果の内、特筆すべきもの <ul style="list-style-type: none"> □ 機構が国内企業や公的機関等と実施した試験・評価により、世界初・業界初の先端蓄電池システムの実用化等に繋がった場合 □ 機構が国内企業や公的機関等と実施した試験・評価により、企業等の事業計画よりも前倒して実用化等に繋がった場合 ・これまで機構が実施してきた試験・評価により蓄積された知見から、以下の成果に繋がった場合 <ul style="list-style-type: none"> □ 試験データの利活用又は機構が国内企業や公的機関等と実施した試験・評価により、ルール形成・改訂（規制合理化・標準化・業界ガイドライン整備等）が実現 □ 新たに開発・整備した試験手法等を活用した試験の実施
<p>II 業務運営の効率化に関する事項</p>	<p>1. 業務改善の取組に関する目標</p> <p>運営費交付金を充当する業務については、業務の効率化を図ること等により、人件費、事務所賃料等の効率化ができない経費、新規に追加されるものや拡充分等は除外した上で、業務経費については前年度比1%以上、一般管理費については前年度比3%以上の効率化を行う。新たに発生又は業務量の増加が見込まれるものについても、業務の効率化を図ることにより、運営費交付金の増大の抑制に努める。</p> <p>また、調達等合理化計画に基づき調達の改善を図る。</p> <p>2. 給与水準の適正化等</p> <p>役職員の給与水準について、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）」を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、引き続き適正化を図るとともに、取組状況を公表する。</p> <p>3. 情報システムの整備及び管理業務</p> <p>デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、PMO（Portfolio Management Office）であるデジタル監の下で、情報システムの適切な整備及び管理を投資対効果を精査した上で行うとともに、情報システムの整備及び管理を行うPJMO（Project Management Office）への支援を実施する。</p> <p>また、機構の情報基盤システム（NITE-LANシステム）については、令和7年度導入を目指し、次期NITE-LANを構築する。</p> <p>さらに、NITE-LANシステムの活用を通してロケーションフリーなワークスタイルの促進及び外部事業者とのコミュニケーションの活性化を支援し、機構業務全体のパフォーマンスの向上と改善を図る。</p> <p>加えて、業務の電子化の一層の推進、すでに電子化された業務やシステムの見直し等情報システムの利用者に対する利便性向上（操作性、機能性等の改善を含む。）や、データの利活用及び管理の効率化に継続して取り組む。その際には、情報セキュリティや内部統制の確保の観点も踏まえることとする。</p> <p>上記取組の実施に際しては、以下を指標とする。</p>	<p>1. 業務改善の取組に関する目標</p> <p>運営費交付金を充当する業務については、業務の効率化を図ること等により、人件費、事務所賃料等の効率化ができない経費、新規に追加されるものや拡充分等は除外した上で、業務経費については前年度比1%以上、一般管理費については前年度比3%以上の効率化を行う。新たに発生又は業務量の増加が見込まれるものについても、業務の効率化を図ることにより、運営費交付金の増大の抑制に努める。</p> <p>また、調達等合理化計画に基づき調達の改善を図る。</p> <p>【運営費交付金の見積りについて】</p> <p>令和6年度の運営費交付金要求額については、業務の効率化を図りつつ、その時々々の状況を勘案して、次の算定式により見積もることとする。</p> $G_i = (A_{b(i-1)} - \delta a_{(i-1)}) \times \beta \times \alpha a + A_{a(i-1)} \times \zeta + \delta a_{(i)} + \{ (B_{b(i-1)} - C - \delta b_{(i-1)}) \times \beta \times \alpha b + B_{a(i-1)} \times \zeta \} \times \gamma + \delta b_{(i)} + C + H_{(i)} - \varepsilon_{(i)}$ <p>（係数等の説明）</p> <p>G：交付金額（iは年度）</p> <p>A_{a(i-1)}：直前の年度における運営費交付金対象事業に係る経費のうち一般管理相当分の人件費相当分</p> <p>A_{b(i-1)}：直前の年度における運営費交付金対象事業に係る経費のうち一般管理相当分以外の人件費相当分</p> <p>B_{a(i-1)}：直前の年度における運営費交付金対象事業に係る経費のうち業務経費相当分の人件費相当分</p> <p>B_{b(i-1)}：直前の年度における運営費交付金対象事業に係る経費のうち業務経費相当分以外の人件費相当分</p> <p>C：事務所賃料等の効率化ができない経費</p> <p>H_(i)：当該年度における定年退職手当想定額</p>

<p><指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標 1 : PMO の支援実績 ・指標 2 : 情報システム整備に係る投資対効果の精査結果 		<p>α a (一般管理費効率化係数) : 予算要求時の状況を勘案して設定 α b (業務経費効率化係数) : 予算要求時の状況を勘案して設定 β (消費者物価指数) : 前年度における実績値を使用する。 γ (政策係数) : 法人の業務の進捗状況や財務状況、新たな政策ニーズ等への対応の必要性、主務大臣による評価結果等を勘案し、具体的な伸び率を決定する。 δ a (i)、δ b (i) については、新規施設の竣工に伴う経費、法令改正に伴い必要となる措置、大規模な設備機器の更新等の事由により、特定の年度に一時的に発生する資金需要について必要に応じ計上する。 ε (i) : 当該年度における利息収入等の見込額 ζ (人件費調整係数) : 人事院勧告による給与改定分を反映する。</p> <p>注 : 運営費交付金対象事業とは、運営費交付金及び自己収入(受取利息等)によりまかなわれる事業を指す。</p> <p>2. 給与水準の適正化等 役職員の給与水準について、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)」を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、引き続き適正化を図るとともに、取組状況を公表する。</p> <p>3. 情報システムの整備及び管理業務 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、PMO(Portfolio Management Office)であるデジタル監の下で、情報システムの適切な整備及び管理を投資対効果を精査した上で行うとともに、情報システムの整備及び管理を行うPJMO(ProJect Management Office)への支援を実施する。 また、機構の情報基盤システム(NITE-LANシステム)については、令和7年度導入を目指し、次期NITE-LANを構築する。 さらに、NITE-LANシステムの活用を通してロケーションフリーなワークスタイルの促進及び外部事業者とのコミュニケーションの活性化を支援し、機構業務全体のパフォーマンスの向上と改善を図る。 加えて、業務の電子化の一層の推進、すでに電子化された業務やシステムの見直し等情報システムの利用者に対する利便性向上(操作性、機能性等の改善を含む。)や、データの利活用及び管理の効率化に継続して取り組む。その際には、情報セキュリティや内部統制の確保の観点も踏まえることとする。</p> <p>具体的には、以下の取組を実施する。</p> <p>ア 財務会計、人事給与、文書管理等を含む管理業務全般について、業務管理プロセスを見直し、業務の完全電子化を進め、業務の効率化と内部統制の強化を実現する。さらに、今まで電子化が困難であった業務に対して、ロボット化(RPA)やAI等の新技術を活用することにより電子化を促進する。</p> <p>イ テレワーク環境やロケーションフリー環境を更に発展させ全ての業務をデジタルで完結させるための情報基盤を整備する。さらにチャット、リモート会議、ファイル共有等コミュニケーションツールを整備することにより、機構内外でのコラボレーションの活性化を図る。</p>
--	--	--

		<p>ウ 情報システム開発・調達や業務の効率化に関して、専門的な知識と経験を有する外部専門家の積極的な活用により、業務の最適化を図るとともに、透明性、公平性の確保等 IT 調達制度の適切な運用を行う。また、情報システムの構築・改修、運用に当たっては、機構内のシステムの全体像を俯瞰しつつ、情報セキュリティに十分配慮した上で、計画的に行う。</p> <p>エ NITE-LAN システムについては、令和7年度導入を目指し、次期 NITE-LAN を構築する。</p> <p>オ NITE-LAN システムの安定運用を確保し各種電子申請の処理を適切に行う。また、職員等への教育、業務における妥当性の判断等を行い、業務のペーパーレス化及び電子的文書の管理の徹底を図る。さらに、NITE-LAN システムの運用（ヘルプデスク対応等）を通して、NITE-LAN システムの利用に関する FAQ を集積し、これを公開することにより NITE-LAN システムの利活用を促進する。</p> <p><指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標1：PMO の支援実績 ・指標2：情報システム整備に係る投資対効果の精査結果
<p>III 財務内容の改善に関する事項</p>	<p>予算執行の透明性を図るため分野別の管理会計など適切な財務管理を行うとともに、業務の効率的な実施による費用の低減、必要に応じた保有資産の見直し、適正な受益者負担等を踏まえた適切な手数料設定等による手数料収入の増加、その他の経営努力により、健全な財務内容を維持する。</p> <p>また、やむを得ない事情を除き、原則借り入れは行わない。</p> <p>※やむを得ない事情として想定される理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営費交付金の交付の遅延 ・受託業務に係る経費の暫定立替え 	<p>III. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>予算執行の透明性を図るため分野別の管理会計など適切な財務管理を行うとともに、業務の効率的な実施による費用の低減、必要に応じた保有資産の見直し、適正な受益者負担等を踏まえた適切な手数料設定等による手数料収入の増加、成長分野へ注力した戦略的かつ効果的な予算編成を行い、経営努力により、健全な財務内容を維持する。</p> <p>具体的には、会計処理の適正化、財務諸表や事業報告書、決算報告書の作成、決算数字の有効活用等の財務管理を行う。</p> <p>また、やむを得ない事情を除き、原則借り入れは行わない。</p> <p>【やむを得ない事情として想定される理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営費交付金の交付の遅延 ・受託業務に係る経費の暫定立替え <p><<別表1>> 予算 <<別表2>> 収支計画 <<別表3>> 資金計画</p> <p>IV. 短期借入金の限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期借入金の限度額：2,100,000,000円 ・想定される理由： 運営費交付金の受入れの遅延 受託業務に係る経費の暫定立替え <p>V. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画なし</p> <p>VI. 財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p>

		なし
IV その他業務運営に関する重要事項	<p>1. 広報、情報提供の推進</p> <p>安全な国民生活の実現と健全で持続性のある産業発展のため、機構が有する安全性に関する情報や評価技術について、内容ごとに訴求対象に応じた的確な情報を分かりやすく発信する。また、SNSをはじめとしたソーシャルメディアやデジタルコンテンツを活用し、新たなチャンネルの構築や広報トレンドに応じた工夫をすることで、必要な情報を必要なタイミングで、国民や企業等に届ける。</p> <p>2. 組織・人事に関する目標</p> <p>社会的要請に迅速かつ効率的に対応するため、理事長のトップマネジメントにより、組織に関しては、社会的ニーズを踏まえた分野間及び外部との連携を一層推進するとともに、第2期中期方針に沿った業務実施に努める。また、行政執行法人として日本で初めて策定した価値協創ガイダンスに基づく統合レポートを用いて、ステークホルダーとも協議を重ね、新たな社会課題の探索を行い、かつ技術や製品等の社会実装を支援することで、より社会のニーズに対応した取組、対応を進める。人事に関しては、第2期中期方針に沿った人材確保、人員配置及び人材育成を適切に行う。また、職員の生産性を高めるとともに働きやすい職場環境の整備に努める。</p> <p>(1) 内部統制</p> <p>ガバナンスの強化を図り、理事長のトップマネジメントにより機構の業務を着実に推進するため、内部統制に対する役職員の意識を浸透させるとともに、リスク要因を的確に抽出し事前の対策が迅速かつ効果的に行われるよう、リスク管理体制の維持改善と認識の徹底を図り、内部統制が有効に機能するよう努める。また、目標管理におけるPDCAサイクルにおいては、役職員間の円滑な情報伝達を行うとともに、第三者の視点を取り入れた改善等に努める。</p> <p>万一不測の事態が発生した際は、内部統制システムに則り迅速冷静に正確な情報伝達と対処判断を行い、信頼性維持に努めるとともに厳正な対策をとる。</p> <p>(2) 専門人材の育成、戦略的な人材確保</p> <p>今後の社会変化を見据え、組織のパフォーマンスを最大化できるようにするため、外部人材を受け入れながら、当該人材を活用できる能力や専門知識をもった職員を育成するとともに、新規・中途採用などにおいて戦略的な人材確保を実施する。</p> <p>(3) 支所の適正な人員配置と体制の構築</p> <p>機構の限られたリソースの中で質の高いパフォーマンスを発揮するため、各支所の設置目的と果たすべき役割を踏まえ、支所の適正な人員配置と体制の変更を行い、機構が保有する人材・情報・技術・知見といった総合力を最大限活用することによる更なる価値の提供及び地域貢献に繋げる。</p> <p>(4) 情報セキュリティ対策</p> <p>サイバーセキュリティ基本法に基づく政府の情報セキュリティ対策における基本方針であるサイバーセキュリティ戦略（令和3年9月28日閣議決定）を踏まえ、機構の内部規律の充実及びその運営の徹底を通じて、情報セキュリティ対策のために必要な措置を講じるため、次の対策に取り組む。</p> <p>①政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準を基に、必要に応じて、情報セキュリティ関係規程類を見直し、不正アクセス及び標的型攻撃メールへの対策等機構の情報システムのセキュリティ対策の見直し・強化を図ることにより、情報セキュリティインシデントの未然防止・低減を図る。</p> <p>②国の行政機関や他の独立行政法人等において重大な情報セキュリティインシデントが発生した場合や経済産業省等関係機関から情報セキュリティに係る重要な情報の提供等があった場合においては、速やかな役職員への注意喚起や必要に応じて対策・対応を行う等、役職員（派遣職員、外部調査員等を含む）の</p>	<p>1. 広報、情報提供の推進</p> <p>安全な国民生活の実現と健全で持続性のある産業発展のため、国民の行動変容や企業との対話を促進すべく、機構が有する安全性に関する情報や評価技術について、内容ごとに訴求対象に応じた的確な情報を分かりやすく発信する。また、SNSをはじめとしたソーシャルメディアやデジタルコンテンツを活用し、新たなチャンネルの構築や広報トレンドに応じた工夫をすることで、必要な情報を必要なタイミングで、国民や企業等に届ける。</p> <p>さらに、分析ツールを用いたモニタリングを強化し、機構が配信したニュースリリース等についての反響測定を行い、より国民のニーズに合致した情報発信を目指す。</p> <p>具体的には、以下の取組を実施する。</p> <p>ア オンラインでの講座開催やオンデマンド動画配信、施設展示・見学、報告会等、訴求対象に応じた様々な取組による情報発信で新たなステークホルダーとの対話の機会を創出する。</p> <p>イ ソーシャルメディアや人的ネットワーク等を活用し、ステークホルダーが必要とする情報が必要ときに届き、また、国民や企業等からの反応も得られる双方向型のコミュニケーションへの転換を進める。特に文字や静止画では伝わりづらい情報について、動画を活用した情報発信をする。</p> <p>ウ 情報発信後の反響について、広報分析ツールによる解析モニタリングを行う。その結果を踏まえ、提供する情報の内容やタイミング等を改善することで、より国民が求める情報発信を目指す。</p> <p>エ 役員メッセージやステークホルダーの視察・見学時の意見、職員の活動などを取り上げた内部広報を強化し、職員の仕事へのモチベーション向上や内部コミュニケーションの促進を目指す。</p> <p>オ 顧客視点の広報を意識し、SDGs等社会課題への対応状況等を記載した統合レポート※を作成するなど、機構の概要情報をステークホルダーに対してわかりやすく発信する。</p> <p>※ 機構のミッションからビジネスモデル、戦略、ガバナンス等の価値創造ストーリーを、業務実績等報告書や財務諸表などの報告書との相互リンクなどを用いてわかりやすく表現した報告書。</p> <p>2. 施設及び設備に関する計画</p> <p>年度目標の達成のために必要な施設及び設備を老朽化への対策を含め適切に整備する。また、保有する施設・設備について、耐久性や安全性を確保し、施設・設備の機能を維持する観点から中長期の営繕計画を更新する。</p> <p>(施設の内容)</p> <p>工業製品等に関する技術上の評価、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供並びに工業製品等の評価の技術に関する調査及び研究等の推進に必要な施設・設備の整備</p> <p>(当初予定額)</p> <p>0千円</p> <p>(財源)</p>

<p>情報セキュリティに対する意識の向上やインシデント発生時の適切な対応能力の維持・向上を図る。また、理解度に合わせ、eラーニング、講習会等による更なる指導を実施する。</p> <p>(5) デジタルトランスフォーメーション (DX) の推進 機構における DX 推進のためのビジョン (「NITE Digital Vision 2021」) に基づき、機構が保有する情報のデジタル化及び役職員のデジタルリテラシーの向上を図り、機構におけるデジタル技術と情報の活用を推進する。また、デジタル技術と情報を活用した外部機関との連携による社会的意義のある新たな価値の創造を目指す。</p> <p>(6) 技術や製品等の社会実装への支援 技術や製品等の社会実装に向けた課題を探索し、それらの解決を支援する。その取組として、有望技術等の実用化や市場化に必要な、社会や市場で適切に評価される仕組みである標準化、認証、認定制度等の構築支援等を行う。</p> <p>さらに、企業等からの提案等に対し、総合窓口を通じたワンストップ化による対話しやすい仕組みを活用し、企業等との協創を行う。</p> <p>(7) 情報公開・個人情報保護 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律 (平成 13 年法律第 140 号)、個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号) 及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成 25 年法律第 27 号) 等に基づき、適切に対応するとともに、役職員 (派遣職員、外部調査員等を含む。) への周知徹底を行い、eラーニング等による教育、指導を全役職員に対して実施する。</p> <p>(8) 保有資産、環境保全 機構が保有する資産について、適切に管理するとともに、不要となった資産については、適切に処分する。また、環境負荷の低減に資する物品調達を進め、自主的な環境管理を行うとともに、持続可能な開発目標 (SDGs) を踏まえて策定した温室効果ガス排出抑制等のための実施計画について、目標達成に向けた具体的な行動に積極的に取り組む。</p> <p>(9) 安全管理、災害対策 大規模災害等へ備え、事業継続計画等を踏まえた必要な施設の営繕を適切に行うとともに、自主的な防災訓練を実施し、役職員 (派遣職員等を含む) の安全を確保する。</p> <p><指標> (定性指標) 経済産業省が令和元年 7 月にとりまとめた『「DX 推進指標」とそのガイダンス』(令和 5 年 12 月、(独) 情報処理推進機構により改訂) を踏まえ、機構全体のデジタル化を推進するため、マネジメント分野主導の下、各事業分野における業務の DX に向けた中期的な方向性も盛り込んだ新たなアクションプランの策定を行う。デジタル化の推進により、洗練された業務の仕組や体制及び方法を確立する等の業務の高度化又は作業時間の短縮等の効率化が実現し、組織全体の生産性が高まった場合には、目標を上回る水準としてより高く評価するものとする。</p> <p><目標水準の考え方> 各事業分野における業務の DX に向けた中期的な方向性を盛り込んだアクションプランをマネジメント部門が主導して策定することは容易ではなく、Society5.0 社会に向け、データやデジタル技術の活用が社会全体として進展する中で競争力の維持・強化のために重要である。</p>	<p>運営費交付金</p> <p>3. 組織・人事に関する計画</p> <p>(1) 組織に関する計画 経済産業省施策及び社会のニーズに迅速に対応できるよう、理事長のトップマネジメントの下、社会的ニーズを踏まえた分野間及び外部との連携を一層推進するとともに、第 2 期中期方針に沿った業務実施に努める。また、行政執行法人として日本で初めて策定した価値協創ガイダンスに基づく統合レポートを用いて、ステークホルダーとも協議を重ね、新たな社会課題の探索を行い、かつ新技術の社会実装、イノベーションを支援することで、より社会のニーズに対応した取組、対応を進める。さらに、中期方針や年度目標を常に意識し、それらに基づいた業務実施に努めるとともに、SDGs の達成に向け業務を見直していく。</p> <p>具体的には、以下の取組を実施する。</p> <p>ア 理事長のトップマネジメントの下、機構内部の分野間の連携を一層推進し、機構の有する多様かつ高度な技術的知見、人材、設備等の一体的な活用を進める。また、イントラや外部サービスを活用した各分野の活動状況・成果の共有化等の機構内広報を積極的に行い、分野・支所等の連携の活性化に取り組む。</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 化学物質に係る製品事故の原因究明に向けた取組 (製品安全分野、化学物質管理分野、バイオテクノロジー分野) <input type="checkbox"/> 製品の事故調査に関する情報共有及び原因究明の共同実施 (製品安全分野、国際評価技術分野) <input type="checkbox"/> 化審法のリスク評価加速化、制度向上等に向けた取組 (化学物質管理分野、バイオテクノロジー分野、北陸支所) <input type="checkbox"/> バイオバンキングの国際標準 (ISO) 等に関する情報共有 (バイオテクノロジー分野、適合性認定分野) 等 <p>イ 社会の変化に基づく新たなニーズに対応し、時代に応じた価値を創造し続けるため、新規事業を構築するための検討を進める。</p> <p>ウ 支所及び事業所 (以下「地域拠点」という。) について、地域ネットワークのハブ機能を維持しつつ、地域拠点が有する機能及び各地域に特徴的な産業・行政上の利点を活かし、地域との連携強化を進める。</p> <p>(2) 人事に関する計画 第 2 期中期方針に沿った人材確保、人員配置及び人材育成に取り組む。また、職員の働きやすい環境作りに努める。</p> <p>具体的には、以下の取組を実施する。</p> <p>ア 職員が新しい仕事やより高度な仕事ができるよう成長するため、中長期的な人材育成の観点からの人員配置、外部機関との積極的な人事交流等を行う。また、多様な人材の的確な配置により機構の業績を向</p>
---	---

		<p>上し、独法評価結果を職員の賞与に適切に反映する。加えて、自身の専門性を活かしつつ新たな専門分野に挑戦する人材を積極的に採用する。</p> <p>イ 性別・年次にとられない適材適所な人材活用を行うとともに、職員一人一人が組織を支える人材として成長するため、職員のキャリア開発支援、業務に必要な技能・スキルを習得するための研修の提供、能力開発や意欲の向上を促すための人事評価を実施する。また、多面評価及び職員満足度調査を実施し、リーダー人材の育成や業務パフォーマンス向上に活用する。</p> <p>ウ ストレスチェックの結果等を踏まえ、職場におけるコミュニケーションの活性化や、育児休業の取得促進等職員の働きやすい環境作りに努める。また、働き方改革の一環として、テレワーク制度を適正に運用するとともに長時間労働の抑制や年次休暇取得促進等に取り組み、職員の仕事と生活の調和（ワークライフバランス）を推進する。また、国家公務員の定年延長に伴い61歳以降も働く職員の能力を十分に発揮できるよう、適切な人員配置や研修等を行う。</p> <p>エ 障害の特性に配慮した合理的な方法による採用に取り組むとともに、障害者も働きやすい職場作りに努める。</p> <p>オ 理事長のトップマネジメントの下、職員の自律や視野を広げることを支援する。</p> <p>4. 積立金の処分に関する事項</p> <p>当該事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち、独立行政法人製品評価技術基盤機構法第12条第1項に基づき、経済産業大臣の承認を受けた金額について、承認を受けた業務の財源に充てることとする。</p> <p>5. その他機構の業務運営に関する事項</p> <p>(1) 内部統制</p> <p>ガバナンス強化を図り、理事長のトップマネジメントにより機構の業務を着実に推進するため、内部統制に対する役職員の意識を浸透させるとともに、リスク要因を的確に抽出し事前の対策が迅速かつ効果的に行われるよう、リスク管理体制の維持改善と認識を徹底し、内部統制が有効に機能するよう努める。また、目標管理におけるPDCAサイクルにおいては、役職員間の円滑な情報伝達を行うとともに、第三者の視点を取り入れた改善等に努める。</p> <p>万一不測の事態が発生した際は、内部統制システムに則り迅速冷静に正確な情報伝達と対処判断を行い、信頼性維持に努めるとともに厳正な対策をとる。</p> <p>具体的には、以下の取組を実施する。</p> <p>ア 内部統制に対する役職員の意識を更に浸透させるため、組織の理念、事業方針や目標・計画、規程遵守やリスクへの対応等について、内部統制を意識する業務月間や内部統制・リスク管理に関する委員会において議論し、機構全体に共有するとともに、必要に応じて対応の見直しを行うことで、内部統制システムの強化を図る。</p>
--	--	---

		<p>イ 独立的・中立的モニタリングとしては、監事監査、会計監査人監査、内部監査及び情報セキュリティ監査を行う。また、不適切な契約を是正するために契約監視委員会を行う。</p> <p>ウ 業務執行に必要な法令等の改正情報を適時確認し、法令遵守に努める。</p> <p>エ 理事長のトップマネジメントの下、理事長・理事と各部門所長等の機構幹部間で事業方針・内容及び業務実績等について日常的に議論し共有するため、運営会議（各部門の次長以上の会議）、理事長ヒアリング（理事長・理事と各部門所長等の業務方針会議）等を定期的に開催する。また、理事長のトップマネジメントを促進するために運営会議、理事長ヒアリング等で決定される機構の事業方針等について全職員に共有する。</p> <p>オ 年度目標を達成するための計画（事業計画）案の策定及び業務実績に対する自己評価書の作成にあたっては、必要に応じて、機構の各分野やマネジメントに見識を有する外部有識者からの意見を聴取し、結果等を職員に共有する。</p> <p>カ 年度目標を達成するために、運営会議での月次進捗報告により業務の進捗管理を適切に行うとともに、経済産業省が委嘱した経営に関する有識者への業務進捗報告及び有識者からの助言を踏まえた業務改善を実施する。また、第2期中期方針の下PDCAを継続的に実施するとともに、経営マネジメント改革を推し進める。</p> <p>(2) 職員の専門人材の育成、戦略的な人材確保 今後の社会変化を見据え、組織のパフォーマンスを最大化できるようにするため、外部人材を受け入れながら、当該人材を活用できる能力や専門知識をもった職員を育成するとともに、新規・中途採用などにおいて戦略的な人材確保を実施する。</p> <p>(3) 支所の適正な人員配置と体制の構築 機構の限られたリソースの中で質の高いパフォーマンスを発揮するため、各支所の設置目的と果たすべき役割を踏まえ、支所の適正な人員配置と体制の変更を行い、機構が保有する人材・情報・技術・知見といった総合力を最大限活用することによる更なる価値の提供及び地域貢献に繋げる。</p> <p>(4) 情報セキュリティ対策 サイバーセキュリティ基本法に基づく政府の情報セキュリティ対策における基本方針であるサイバーセキュリティ戦略（令和3年9月28日閣議決定）を踏まえ、機構の内部規律の充実及びその運営の徹底を通じて、情報セキュリティ対策のために必要な措置を講じるため、次の対策に取り組む。</p> <p>①政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準を基に、必要に応じて、情報セキュリティ関係規程類を見直し、不正アクセス及び標的型攻撃メールへの対策等機構の情報システムのセキュリティ対策の見直し・強化を図ることにより、情報セキュリティインシデントの未然防止・低減を図る。</p> <p>②国の行政機関や他の独立行政法人等において重大な情報セキュリティインシデントが発生した場合や経済産業省等関係機関から情報セキュリティに係る重要な情報の提供等があった場合においては、速やかな役職員への注意喚起や必要に応じて対策・対応を行う等、役職員（派遣職員等を含む）の情報セキュ</p>
--	--	---

		<p>リティに対する意識の向上やインシデント発生時の適切な対応能力の維持・向上を図る。また、理解度に合わせ、eラーニング、講習会等による更なる指導を実施する。</p> <p>具体的には、以下の取組を実施する。</p> <p>ア 政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準を基に、必要に応じて機構の情報セキュリティ関係規程類の見直しや情報システムのセキュリティ対策の見直し・強化を行う。</p> <p>イ 経済産業省等関係機関と連携し、セキュリティ関連情報やその対策の情報収集を迅速に行う。それらを踏まえ情報セキュリティインシデント発生時等緊急時の対応能力を強化する。</p> <p>さらに、情報収集やセキュリティ診断の結果等を機構の情報セキュリティ対策へ反映する。また、高度サイバー攻撃対処のためのリスク評価等ガイドラインに基づき、さらなるセキュリティ強化を検討する。</p> <p>ウ 情報セキュリティに関するeラーニング・自己点検、新人研修、標的型攻撃メール訓練を実施し、役職員（派遣職員等を含む）の情報セキュリティに対する意識の向上を図る。また、トラブルの発生等にも踏み込んだ公開サーバ緊急連絡訓練や情報セキュリティインシデント対応演習の実施等によりインシデント発生時の適切な対応能力の維持・向上を図る。さらに、定期的な情報セキュリティ診断等を着実に実施する。</p> <p>(5) デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進</p> <p>機構におけるDX推進のためのビジョン（「NITE Digital Vision 2021」）に基づき、機構が保有する情報のデジタル化及び役職員のデジタルリテラシーの向上を図り、機構におけるデジタル技術と情報の活用を推進する。また、デジタル人材の採用・育成に加えて、デジタル技術と情報を活用した外部機関との連携による社会的意義のある新たな価値の創造に向け、外部ニーズの収集や、外部連携の方策について検討し、適宜実行する。</p> <p>(6) 技術や製品等の社会実装への支援</p> <p>地域拠点を活用して、技術の社会実装における課題や製品・サービス創出時における課題を探索し、それらの解決を支援する。その取組として、有望技術等の実用化や市場化に必要な社会や市場で適切に評価される仕組みである標準化、認証、認定制度等の構築支援や規格活用人材の育成等を行う。</p> <p>さらに、外部機関からの提案等に対し、総合窓口を通じたワンストップ化による対話しやすい仕組みを活用し、外部機関との協創を行う。</p> <p>具体的には、以下の取組を実施する。</p> <p>ア 地域拠点を活用しつつ、これまでに構築した国の機関や自治体、公設試験所、地域の大学や企業等との関係を基に、対話を継続しつつ、地域技術シーズ開拓を引き続き進める。</p> <p>イ 地域拠点を活用しつつ、地域の産学官連携活動への参画・情報収集を効果的に行い、社会実装を目指すべき技術、市場化や普及が望まれる製品分野等を特定する。</p>
--	--	--

		<p>ウ 特定した技術等のニーズを把握し、それに対し、機構の保有するデータ（情報）、モノ（設備）、スキル（技術）、ヒト（人材）を活かし、技術等の評価に必要な試験方法、データ取得、スキーム開発等の具体的な支援を行う。</p> <p>エ 機構内での対話を促し、部門間連携した協創や、関西・共創の森等の他機関連携の場を活用した協創による支援に取り組む。</p> <p>オ 規格を活用できる人材を育成するプログラムを提供する。</p> <p>(7) 情報公開・個人情報保護 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等に基づく事務等について、適切に対応するとともに、役職員（派遣職員等を含む。）に対して、周知徹底を行う。特に、個人情報に関しては関係法令の改正内容を周知徹底するとともに、eラーニング等による教育、指導を全役職員に対して実施する。</p> <p>具体的には、以下の取組を実施する。</p> <p>ア 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づき、文書の開示請求への対応を適切にするとともに、開示・不開示決定を迅速に行う。</p> <p>イ 個人情報の保護に関する法律に基づき、保有個人情報を明確化し、保有個人情報の適切な管理を行うとともに、個人情報ファイル簿の作成、公開等を適切に実施する。また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、特定個人情報を適切に取り扱う。</p> <p>ウ 役職員（派遣職員等を含む）へ個人情報保護及び特定個人情報取扱いに関してeラーニング等による研修を実施する。</p> <p>(8) 保有資産、環境保全 機構が保有する資産について、適切に管理するとともに、不要となった資産については、適切に処分する。また、環境負荷の低減に資する物品調達を進め、自主的な環境管理を行うとともに、SDGsを踏まえて策定した温室効果ガス排出抑制等のための実施計画について、目標達成に向けた具体的な行動に取り組む。</p> <p>具体的には、以下の取組を実施する。</p> <p>ア 機構が保有する資産について、定期的に適切な管理状況を確認するとともに、各資産の保有の必要性について厳正に検証する。</p> <p>イ 知的財産権（ノウハウを含む。）について、機構の知的財産ポリシーに基づき、適正な管理を行う。また、データ等の資産価値についても適正な管理を推進する。</p>
--	--	--

		<p>ウ 環境物品の調達を推進を図るための方針を定め、当該方針に基づきグリーン購入法に適合した物品の調達目標を 100%とする。</p> <p>エ 「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）に定める平成 25 年度を基準に令和 12 年度（目標年度）までに温室効果ガスの総排出量 46%削減を目指す計画を踏まえ、機構の実施計画に掲げる 46%削減を実現するため、エネルギー消費効率の高い機器の導入、温室効果ガス排出係数の少ない電気の使用等に努める。</p> <p>(9) 安全管理、災害対策 大規模災害等へ備え、必要な施設の営繕を適切に行うとともに、自主的な防災訓練を実施し、役職員（派遣職員等を含む。）の安全を確保する。</p> <p>具体的には、以下の取組を実施する。</p> <p>ア 保有する施設・設備について耐久性や安全性を確保するため営繕計画を更新することで、必要な施設の営繕を適切に行う。</p> <p>イ 職員（派遣職員等を含む）から広く安全に関する情報を収集し、必要なものについては適切に対応し、事故の未然防止を推進する。</p> <p>ウ 消防計画等に基づく消防訓練を全事業所において年 1 回以上実施する。これにより、役職員（派遣職員等を含む。）の防災への意識向上と緊急時における役割把握を進め、災害時の被害縮小化を図る。</p> <p>エ 事故・災害等の緊急時においては、事業継続計画（BCP）等に基づき、迅速な初動対応、復旧等を行う。また、事故・災害を想定した訓練として、BCP に基づき、職員の安否確認及び業務時間外の事故・災害の発生を想定した非常参集等の訓練を年 1 回以上行う。</p> <p><指標> (定性指標) 経済産業省が令和元年 7 月にとりまとめた『「DX 推進指標」とそのガイダンス』（令和 5 年 1 2 月、(独) 情報処理推進機構により改訂)を踏まえ、機構全体のデジタル化を推進するため、マネジメント分野主導の下、各事業分野における業務の DX に向けた中期的な方向性も盛り込んだ新たなアクションプランの策定を行う。デジタル化の推進により、洗練された業務の仕組みや体制及び方法を確立する等の業務の高度化又は作業時間の短縮等の効率化が実現し、組織全体の生産性が高まった場合には、目標を上回る水準としてより高く評価するものとする。</p> <p>【定量指標】 令和 6 年 7 月末までに新規に着任した役職員に IT パスポート試験等情報処理技術者試験の受験を推奨し、これらの役職員の IT パスポート試験等情報処理技術者試験の取得率を 70%以上</p>
--	--	--